

平成 25 年度事業所集団指導及び障害保健福祉 行政等に関する説明会議資料

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

目 次

1. 障害者総合支援法の平成26年度実施等について	1
2. 平成25年度障害福祉サービス事業所等に係る実施指導について	32
3. 障害福祉サービス等に係る留意事項等について 施設系サービスについて	51
4. 障害福祉サービス等に係る留意事項等について 訪問系サービスについて	55
計画相談支援・障害児相談支援の推進について	72
5. 障害福祉サービス等に係る留意事項等について G H・C Hについて	92
6. 障害福祉サービス等に係る留意事項等について 精神系サービスについて	126
7. 障害者虐待の防止について	129
8. 障害者自立支援給付支払等システムについて	138

1 障害者総合支援法の平成26年度実施等について

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の平成26年度施行について

（1）障害者総合支援法について

平成24年に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）は平成25年4月と平成26年4月の2段階施行となっており、平成26年4月には、

- ・重度訪問介護の対象拡大
 - ・共同生活介護と共同生活援助の一元化
 - ・地域移行支援の対象拡大
 - ・障害程度区分から障害支援区分への変更
- の施行が行われることとなる。

（2）平成26年4月施行に伴う主な政省令の改正について

平成26年4月の施行により、次のような政省令の改正を予定していることから、これらの政省令に関連する条例等を改正する必要がある自治体におかれでは、ご留意願いたい。

なお、これらの政省令については、現在、パブリックコメントを実施しているところであり（11月14日（木）締切）、年内のできるだけ早い時期に公布する予定である。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）

（主な内容）

- ・障害支援区分の認定手続の対象者に共同生活援助を利用する者を追加。

ただし、「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、共同生活援助利用者のうち、介護サービスを利用しようとする者に限る旨を記載することにより、介護サービスを受けず、日常生活上の援助のみを受けようとする共同生活援助利用者は障害支援区分の認定手続の対象とはしない予定。

○ 知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号）

（主な内容）

- ・知的障害者に対して居宅介護等の措置を行う際の基準の適用対象に、重度訪問介護を追加

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)

(主な内容)

- ・重度訪問介護の対象拡大 (P17 参照)
- ・地域移行支援の対象拡大 (P59 参照)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成
18 年厚生労働省令第 171 号)

(主な内容)

- ・共同生活介護と共同生活援助の一元化関係 (P25 参照)

(3) 平成 26 年 4 月施行に伴う告示等の改正について

上記政省令のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス
に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示 523 号)
等の告示、通知に関しても改正を予定しているところである。

法の施行に伴う主な政省令の改正（平成26年4月施行）について

法律

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）

（平成26年度施行の主な内容）

- ・重度訪問介護と共同生活援助の一元化 等
- ・共同生活介護の対象拡大
- ・重度訪問介護の対象拡大

政省令の主な改正内容

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
 - ・障害支援区分の認定手続の対象者に共同生活援助を利用する者を追加
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
 - ・重度訪問介護の対象拡大
 - ・地域移行支援の対象拡大
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
 - ・共同生活介護の共同生活援助への一元化関係

改正スケジュール

10月16日（水） パブリックコメント開始

↓
11月14日（木） パブリックコメント受付締切

年内（※） 公布

（※）各自治体における条例改正のため、年内のできるだけ早い公布を予定

障害支援区分への名称・定義の改正

- 「障害程度区分」「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。
【平成26年4月1日施行】

改正内容①《「障害支援区分」への変更》

- ★ 「障害の程度（重さ）」ではなく、標準的な支援の必要な度合を示す区分であることが分かりにくい。



名称変更

改正内容②《知的障害・精神障害の特徴の反映》

- ★ 知的障害・精神障害については、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、専門家の審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できないのではないか。
(平成22年10月から23年9月までの状況を調査した結果、二次判定において、身体障害者：20.3%、知的障害者：4.3%、精神障害者：4.6%、2%が一次判定より高く評価された。)

- ➡ 政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。(附則第2条)

改正内容③《今後の給付》

- ★ ①障害児・者の社会的状況（介護者、居住の状況等）を考慮すべきとの指摘や、
②総合福祉部会で提言された協議調整方式、支援ガイドラインについてどう考えるかとの課題もある。

➡ 「政府は、この法律の施行後3年を目途として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。」(附則第3条1項)

障害者に対する支援（①重度訪問介護の対象拡大）

○ 重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。

➡ 厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象拡大する予定

（参考）現行の制度内容

		【重度訪問介護】	【行動援護】
（対象者）	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上)	<ul style="list-style-type: none">知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するもの(区分3以上)	
（サービス内容）	<ul style="list-style-type: none">身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供長時間の利用を想定	<ul style="list-style-type: none">行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時ににおける移動中の介護を提供8時間までの利用を想定	
（報酬単価）	1,403単位 (7.5時間以上8時間未満)	2,487単位 (7.5時間以上)	
（介助者資格）	20時間の養成研修を修了	<ul style="list-style-type: none">知的障害、精神障害の直接処遇経験1年以上又は直接研修を修了2年間の	
（研修内容）	<ul style="list-style-type: none">介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	<ul style="list-style-type: none">障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等	

障害者に対する支援（②共同生活介護への一元化）

（ケアホーム）
（グループホーム）

- 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。
【平成26年4月1日施行】

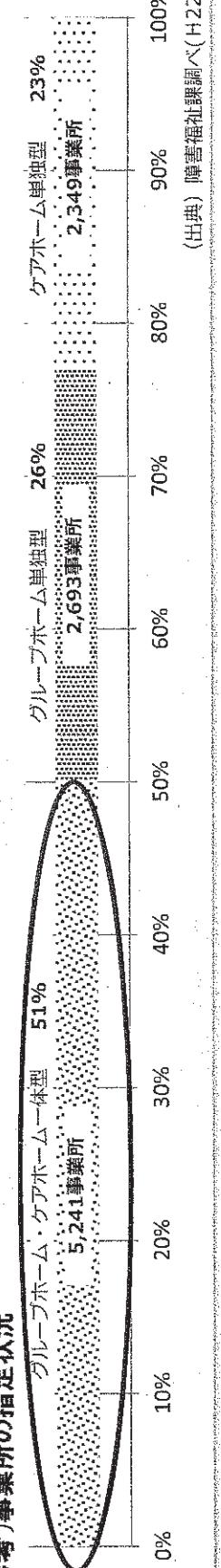
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要な人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つの類型の事業所が指定が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点からケアホームをグループホームに一元化。
グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生生活上の見直しを検討

（参考）事業所の指定状況



（出典）障害福祉課調べ（H22.3）

- グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うことを検討。

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組みの創設を検討。

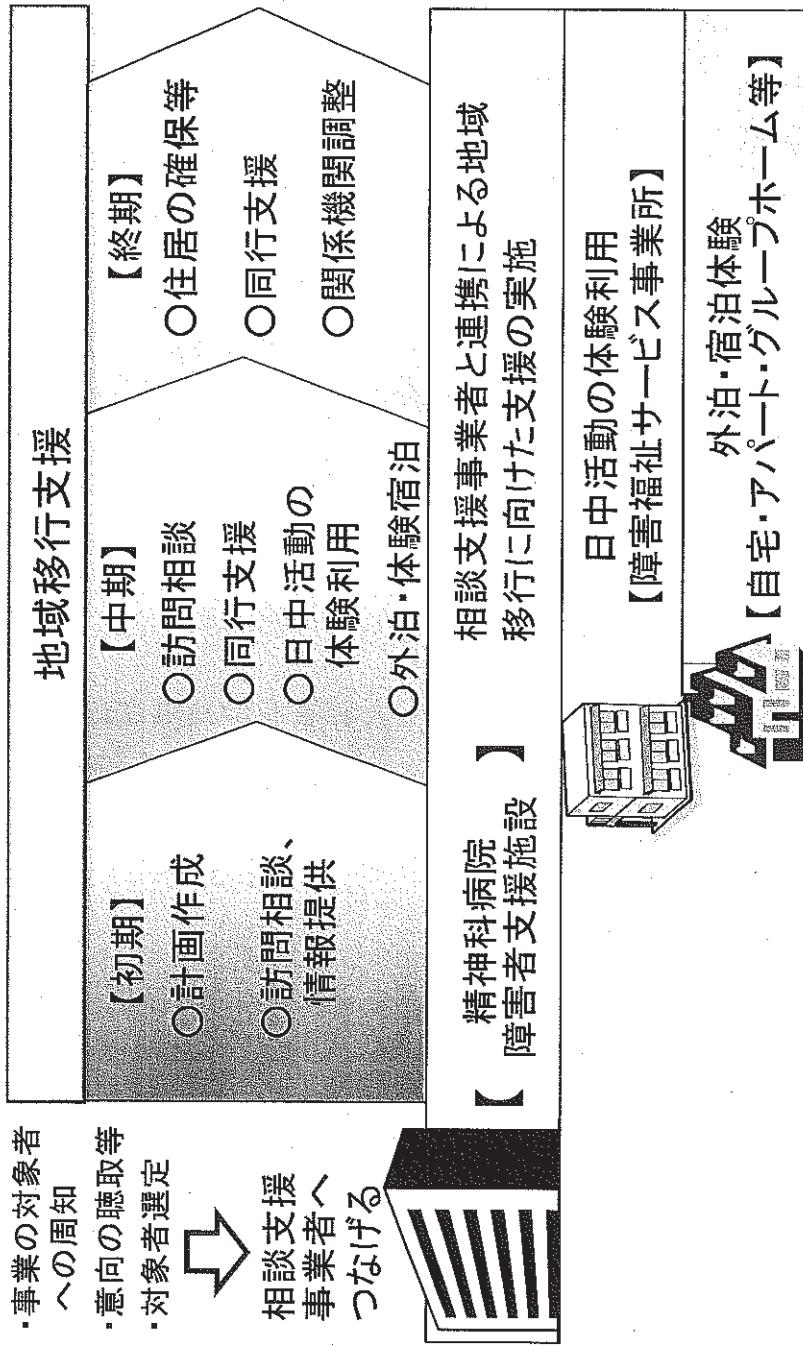
障害者に対する支援（③地域移行支援の対象拡大）

- 地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している精神科病院に入院する精神障害者又は精神科病院に入院する精神障害者に加えて、**その他の地域における生活に移行するためには支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを追加。**

【平成26年4月1日施行】

- ➡ 厚生労働省令で定める対象となる者の具体的な範囲については、施行に向けて検討
※重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、**保健施設、矯正施設等を廻所する障害者など**
に対象拡大する予定

（参考）地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ



(6) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等から地域において生活を送るためには、まずは住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」（平成 21 年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）を発出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局との連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②各地の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）」第 10 条第 1 項に規定する「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成 24 年度・25 年度に、地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を開催したところである。平成 26 年度の開催は現段階では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

(7) 矯正施設を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受け入れ調整等を行っているところである。

また、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加されたところであるが、この「厚生労働省令で定めるもの」として、保護施設のほか矯正施設及び更生保護施設に入所等している障害者が加えられたところである。地域移行支援の対象となる矯正施設に入所している障害者等の具体的な範囲、地域相談支援給付決定の実施主体の考え方など施行に当たって留意すべき事

項は以下のとおりであるので、ご了知の上、管内市町村、関係団体及び地域相談支援事業者等への周知など平成26年4月の円滑な施行に向けた準備をお願いしたい。

なお、今回示している内容に関しては、主に現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関係通知等を改正する過程において運用面での変更等があり得ることに留意願いたい。

① 地域移行支援の対象となる矯正施設入所者の範囲

地域移行支援の対象とする矯正施設の種類は、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院であるが、これらの施設に入所している障害者（以下「矯正施設入所者」という。）に対する面談、支援計画の作成など矯正施設入所中の段階において行う支援については、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われているところである。これらの機関が行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、地域移行支援については、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。以下「特別調整対象障害者」という。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下、「指定地域移行支援事業者」という。）が実施する障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれる障害者を中心に支援することが考えられる。

なお、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づき、指定入院医療機関に入院している精神障害者については、従前から地域移行支援の給付対象となっているので、留意されたい。

② 地域移行支援の支援内容

指定地域移行支援事業者は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携して、主として、以下の支援を行うものとする。

- ア 利用申込者に対する地域相談支援給付決定の申請に関する必要な援助
- イ 地域移行支援計画の作成
- ウ 障害福祉サービスの体験的な利用支援や1人暮らしの体験的な宿泊支援、公的機関等への同行支援

エ 福祉サービス等利用の受け入れ調整、住居の確保

なお、指定地域移行支援事業者の事業所所在地と退所予定者の帰住予定地が遠隔地にある場合には、エの業務の一部を当該帰住予定地の指定地域移行支援事業者に委託することも可能である。

③ 矯正施設を退所する障害者に対する支援イメージ

矯正施設を退所する障害者に対する支援のイメージは、以下のとおりである。

① 福祉サービス等のニーズ把握

- 特別調整対象障害者について、保護観察所からの依頼に基づき、地域生活定着支援センターが中心となって、福祉サービス等のニーズ把握を行う。

② 関係機関の間で支援方法等を共有

- 地域生活定着支援センターは本人との面接等により、助言その他の退所に向けた支援を行いながら、本人の犯罪歴・非行歴、心身の状況、過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、家族の状況等についてアセスメントを行う。当該アセスメントの結果、退所までの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など『矯正施設外で行う支援』の提供が可能であると見込まれるなど指定地域移行支援事業者による効果的な支援が期待されると地域生活定着支援センターが認めた障害者の支援に関して、指定特定相談支援事業者や指定地域移行支援事業者も含めた関係機関等からなる会議を開催することにより、支援方法等の共有を進める。

③ 地域移行支援の提供開始

- 指定地域移行支援事業者は、支援方法等が共有され、また、当該障害者の地域移行支援の利用の意思が明確になった段階で、地域相談支援給付決定の申請手続の支援を行い、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成、市町村の給付決定を経て、地域移行支援のサービス提供を開始する。指定地域移行支援事業者は矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターなど関係機関の担当者等を招集して行う計画作成会議を開催し、地域移行支援の支援の方針や課題、目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画を作成する。

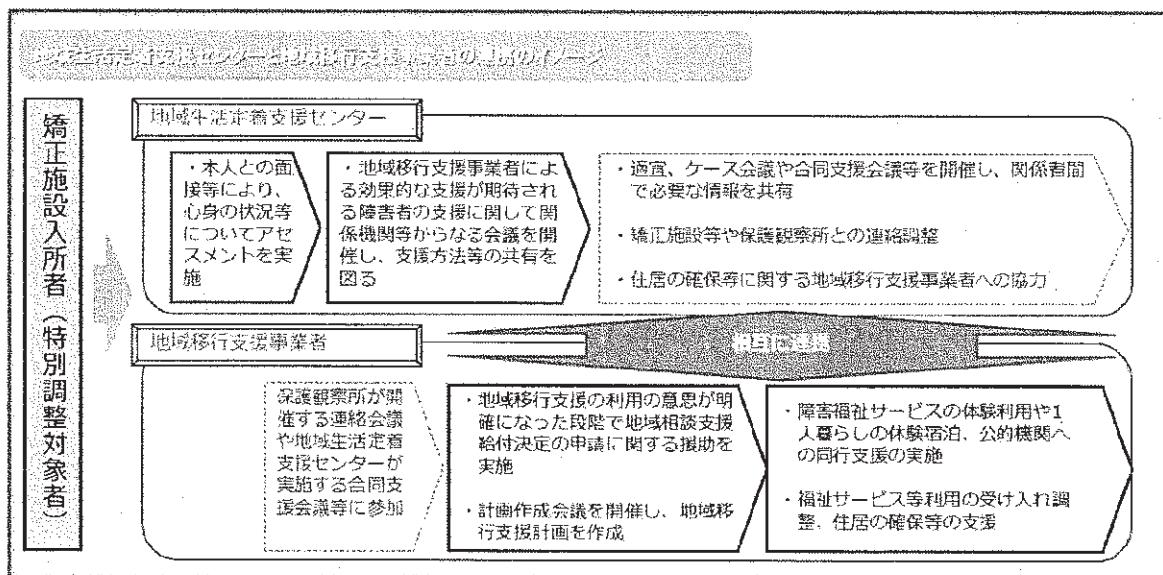
④ 入所中から退所後まで一貫性のある支援の提供

- 指定地域移行支援事業者は、保護観察所が開催する連絡協議会や地域生活定着支援センターが実施するケース会議、合同支援会議等に参加するなど関係機関と連携しながら、それぞれの役割分担を明確にしつつ、関係者間で必要な情報を共有し、矯正施設入所中から退所後まで③の地域移行支援計画に沿った一貫性のある支援を行う。

(更生保護施設に入所した障害者等に対する支援)

矯正施設を退所後に更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに入所等した障害者（特別調整対象障害者に限らない。）についても、平成 26 年 4 月以降、地域移行支援の給付対象としているところである。これらの施設に入所等した障害者に対して地域移行支援を行う場合は、上記の関係機関に加えて、当該更生保護施設等とも連携するものとする。

（参考）地域生活定着支援センターと地域移行支援事業者の連携のイメージ



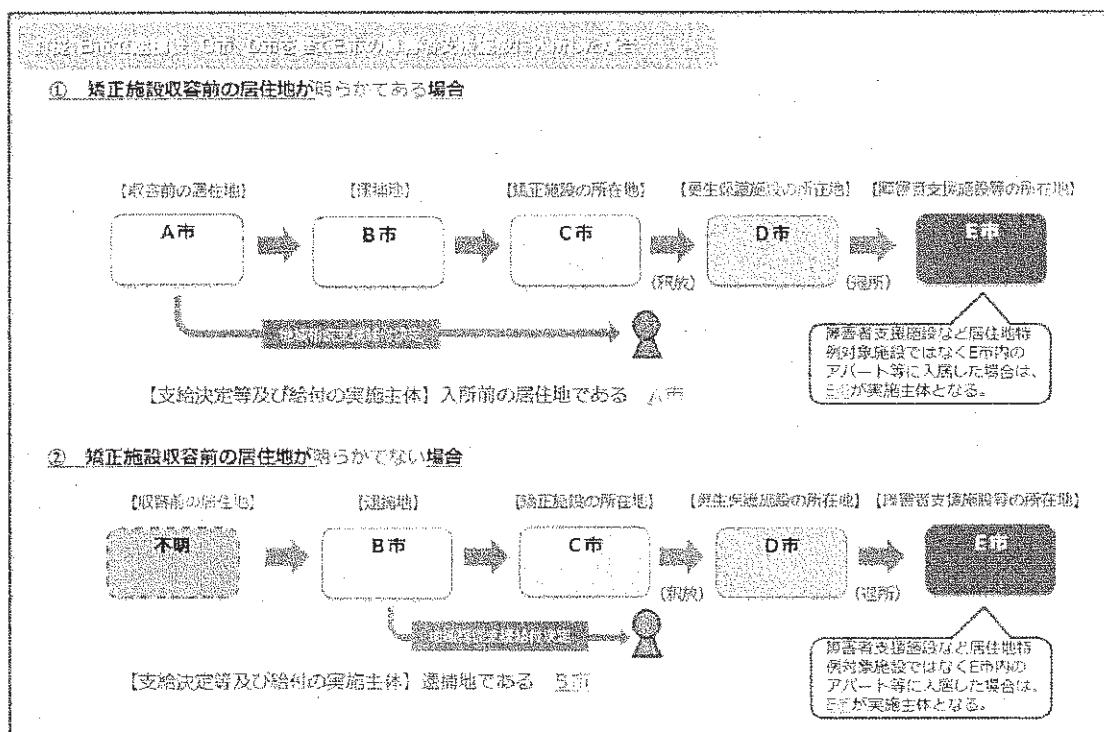
④ 矯正施設等入所者の地域移行支援給付費の給付決定等及び給付の実施主体について

矯正施設所在地の介護給付費の支給決定や地域移行支援給付費の支給（給付）決定事務及び費用負担が過大とならないよう、矯正施設及び更生保護施設等を障害者支援施設など障害者総合支援法第 19 条に規定する特定施設（居住地特例対象施設）に準じた取扱いとすることとする。したがって、矯正施設等に入所している者の地域移行支援給付費の給付決定等及び給付の

実施主体は、以下の市町村が行うものとする。なお、矯正施設等を退所し、居住地が定まった後の介護給付費等の支給決定及び給付の実施主体については、入所施設等を退所した障害者と同様の取扱いとする。

- ア 矯正施設収容前に居住地を有していた障害者は、当該居住地の市町村とする。
- イ 矯正施設収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者については、収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村とする。

(参考) 矯正施設等入所者に対する地域相談支援給付決定等の実施主体



⑤ 助成制度等の活用について（関連資料⑤（178頁））

矯正施設に入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算（地域生活移行個別支援特別加算）として評価している。

その算定実績をみると、地域生活定着支援センターの設置数の増加等に比例して、下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、一部に算定実績の全くない府県があるなど地域によってその取組状況に差が認められるところである。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月
グループホーム	39 人	71 人	110 人
ケアホーム	56 人	88 人	134 人
障害者支援施設※	27 人	40 人	42 人
宿泊型自立訓練	8 人	31 人	41 人
合計	130 人	230 人	327 人

※ 障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

こうした状況も踏まえ、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成 25 年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。

罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であるので、各都道府県等におかれでは、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関とも緊密に連携の上、これらの助成制度等の積極的な活用に努められたい。

(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

ア 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施

する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

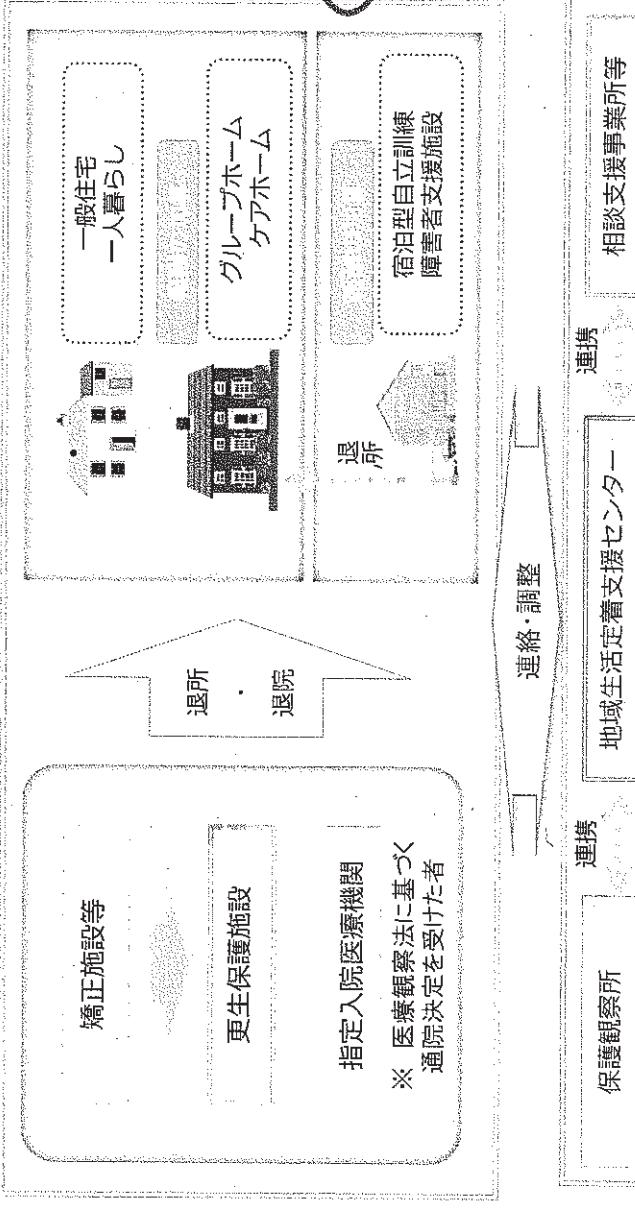
【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

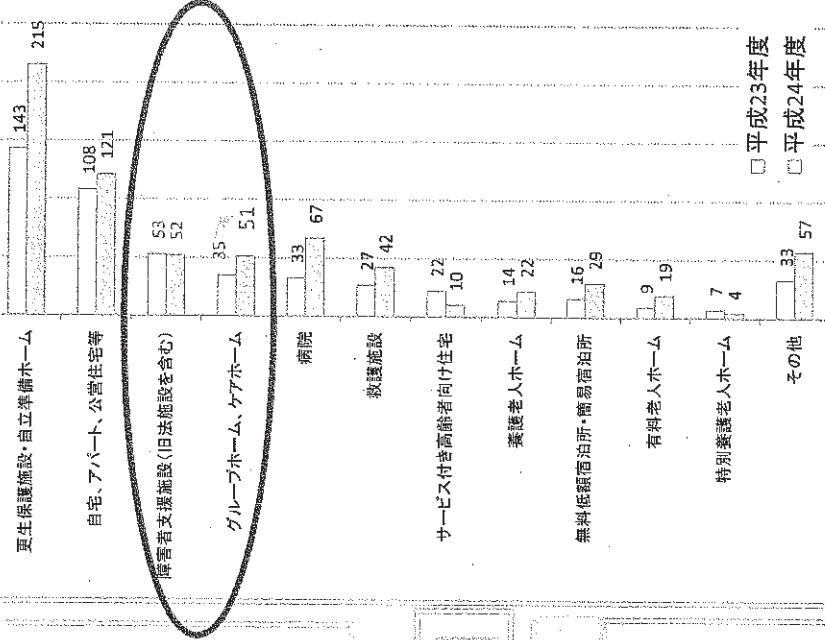
※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

障害者の地域生活への移行支援

矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するため、グループホーム等で矯正施設等を受け入れ、支援を行つた場合に「地域生活移行個別支援特別加算」で評価している。また、都道府県が実施する罪を犯した障害者等の特性や支援方法など障害福祉サービス事業所等の従事者の専門性の強化を図るための研修等の開催を地域生活支援事業により支援。



(参考) 地域生活定着支援センターの支援を受けた
者の帰住先実績



(関連資料⑤)

- 研修事業 障害福祉サービス事業所等の職員等向けの研修の実施

○ 普及啓発事業 広報その他の啓発活動

○ 受入促進事業 求人、体制確保など事業所の取組への支援

地域生活支援事業 (矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業)

- 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的に実施する以下の事業を支援

報酬の加算 (地域生活個別支援特別加算)

- | 矫正施設等を退所した者等に必要な相談援助や個別支援等によるための算定 | | 障害者支援施設における加算単価 | |
|------------------------------------|-----------|-----------------|--------|
| ア | 障害者支援施設 | I 12単位/日 | (体制加算) |
| イ | 障害者支援施設以外 | II 306単位/日 | (個人加算) |
| | | 670単位/日 | (個人加算) |

障害保健福祉施策の推進に係る工程表(案)

障害者総合支援法
障害者基本法の改正
その他

骨格見直しの主な事項		平成22年～平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【1. 法の理念・目的・範囲】					
○障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現し、地域で自立した生活を営む権利。 ○保護の対象から権利の主体へ、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。		共生社会の実現に向けた、基本原則を定め、障害者の定義、施策等についても改正			
【2. 障害(者)の範囲】					
○総合福祉法の障害者(障害児)は障害者基本法に規定する障害者をいう。 ○心身の機能の障害には慢性疾患に伴う機能障害を含む。		身体障害・知的障害・精神障害その他の心身の機能の障害のある者を障害者と規定 (平成23年8月～)	治療方法が未確立な疾患有の他の特殊な疾病であつて一定の障害がある者を 福祉サービスの対象とする (平成23年8月～)		
【3. 選択と決定(支給決定)】					
○障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。 ○サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。 ○協議調整により必要十分な支給量が保障される。 ○合議機関の設置と不服申立。		障害者等の置かれている環境を勘案し、支給決定を行うことを法律上明記 サービス等利用計画の作成対象者を平成26年度末までにすべての支給決定の申請者に拡大 また、計画案において本人の意向等を勘案することを法律上明記	区分認定 データの 検証等	モデル事業、 ソフト開発・研修等の実施 障害程度区分を障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる障害支援区分に見直し 〔※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、 区分の制定に当たっては適切な配慮等を行ふ〕	障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方にについて検討(検討に当たっては、障害者、家族 その他の関係者の意見を反映させたために必要な措置を講ずるものとする)
【4. 支援(サービス)体系】					
○障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。 ○「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。		重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化(同行援護)(平成23年10月～) グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成を創設(平成23年10月～)	新体系への移行完了	重度訪問介護の対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大 住居でのケアが柔軟にできるよう、ケアホームをグループホームに一元化	市町村が行う地域生活支援事業として、地域社会に対する普及啓発や障害者、障害者等の家族、地域住民等が自発的に行う活動の支援、意思疎通支援を行う者を養成する事業等を追加 都道府県が行う地域生活支援事業として、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣の事業、意思疎通支援を行う者の派遣を追加

障害保健福祉施策の推進に係る工程表(案)

骨格提言の主な事項		平成22年～平成24年度		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
【5. 地域移行】	○国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記。 ○地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。 ○ピアサポートの活用。	地域移行支援(精神科病院に入院している者等が地域に移行する際の支援)を個別給付化 が必要な者(※)を追加。(※保護施設、矯正施設等を退所する障害者を想定) 地域定着支援(単身生活の者についての常時連絡体制を整備し緊急時等の相談に応じる。)を個別給付化	地域移行支援の対象者に新たに、地域生活への移行に重点的な支援が必要な者(※)を追加。(※保護施設、矯正施設等を退所する障害者を想定)	
【6. 地域生活の基盤整備】	○計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法制定。 ○市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本指針と整備計画を示す。 ○地域生活支援協議会の設置。	自立支援協議会を法律上位置付け、計画の策定・変更に当たっては、自立支援協議会の意見を聞くよう努める。	協議会の名称を地域の実情に応じて定めることができるよう促進されるよう努めることとする。 協議会の設置がさらに促進されることとする。	第四期障害福祉計画
【7. 利用者負担】	○食料費や光熱水費等は自己負担とする。 ○障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者にははん能負担を求める。	生活保護世帯に加え、新たに市町村民税非課税世帯の利用者負担を無料化 自立支援医療の利用者 負担等は引き続き検討	・応能負担を原則とするなどを法律上も明記 ・高額障害福祉サービス等給付費等について補装具と合算することで、利用者負担を軽減	市町村に障害福祉サービス、相談支援事業を新たに定めるものとする 目標に賛同する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に係る事項を新たに定めるものとする
【8. 相談支援、9権利擁護】	○対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。 ○障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコードイニートする。複合的な相談支援体制の整備。 ○権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立ての全てに対応する。 ○オンブズバーンの制度の創設、虐待の防止と早期発見。	市町村に基幹相談支援センターを設置 計画相談支援・障害児相談支援を法定化し、個別給付化	市幹相談センターと地域の事業者、民生委員、意思疎通支援を行う者を養成し又は派遣する事業の関係者等との連携強化 相談事業者の責務に、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者の立場に立った支援を行うことを明記 身体障害者相談員・知的障害者相談員に關係者との連携の努力義務を規定	成年後見制度を利用支援事業を地域生活支援事業の必須事業化 知的障害者福祉法に市町村の成年後見等の体制整備の努力義務を規定
【10. 報酬と人材確保】	○利用者への支障による報酬は原則日払い、事業運営による報酬は原則月払い、在宅支援に係る報酬は時間割とする。 ○福祉事務職員が持てるよう適切な賞金を支払える水準の報酬とする。	差別禁止部会の開催 障害を理由とする差別の禁止に関する法律(仮称)の法案提出を目指す	障害者基本法の改正 障害者総合支援法 その他の ○報酬改定で待遇改善加算等を設け、引き続き福祉・介護職員の待遇改善 基金事業による福祉・介護職員の待遇改定	報酬改定

5 消費税率引上げに係る障害福祉サービス等報酬の取扱について

平成 26 年 4 月に消費税率が、現行の 5 %から 8 %に引上げられることに伴い、医療・介護との並びを踏まえつつ、障害福祉サービス等報酬に係る基本報酬の単位数について、影響相当分の引上げを行うこととしている。

引上げについては、経営実態調査の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、サービス毎に消費税率引上げの影響する相当分について行うこととしており、障害福祉サービス等報酬全体の平均引上げ率は約 0.69%程度を予定している。

サービス毎の詳細な新報酬単位数については、先般実施したパブリックコメントにおけるご意見等も踏まえて、報酬告示の改正を行い、関係通知の発出等によりお知らせする予定であるため、管内市町村及び事業者等への周知をお願いする。

また、障害者総合支援法に係る平成 26 年 4 月施行分として見直しが行われる「ケアホーム・グループホームの一元化」と「生活介護における医師配置の取扱い」に関する加算等の届出について、本来は前月 15 日までに届出をしなければ翌月から算定できないところであるが、今回は、4 月中に届出が受理された場合に限り、4 月 1 日に遡って加算等の算定の対象とするので、管内事業所等に対して 4 月中までに滞りなく提出していただくよう周知されたい。

なお、基本報酬の単位数が引き上げられることに連動して、国庫負担基準額についても、消費税率引上げの影響する相当分の引上げを行う予定である。(関連資料(9 頁))

障害福祉サービス等報酬における消費税率引上げ対応について

＜報酬本体の改定＞

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

消費税率引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

＜報酬改定による国庫負担基準の対応＞

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

＜報酬改定の方法について＞

■ 基本报酬単位への上乗せ

- 消費税率影響分を適切に手当するため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

■ 加算の取扱い

- 各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税率影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新報酬単位数

$$= [[\text{基本報酬単位上乗せ率}] + [\text{加算に係る上乗せ率}]] \times \text{現行報酬単位数}$$

6 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査及び障害福祉サービス等経営実態調査について

障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(以下、「処遇状況調査」という。)は、平成24年4月の障害福祉サービス等報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善にどの程度反映されているかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的として、平成24年10月、平成25年10月の2回にわたり実施してきたところである。

各都道府県におかれでは、調査実施に当たっての法人名簿作成や調査票が未回答の管内事業所等への連絡などにご協力いただき、感謝申し上げる。平成24年度処遇状況調査では、平成24年9月における福祉・介護職員の平均給与額が、対前年同月比で平均で約7,000円増の結果を得たところである。平成25年の調査結果については、3月末までにホームページ等で公表する予定である。(関連資料①(11頁))

なお、平成25年度の処遇状況調査の都道府県別の回答率について、全国平均回答率は約66.7%となっているが、都道府県別に見るとバラつきが見受けられる現状である。(関連資料②(12頁))

また、平成27年4月は3年に一度の障害福祉サービス等報酬改定を予定しているところであるが、障害福祉サービス事業所等の経営実態と制度の実施状況の把握を調査目的とし、改定の議論を行う際の基礎資料の一つでもある平成26年障害福祉サービス等経営実態調査については、今後、平成26年3月末から各施設・事業所に調査票を配布し、6月上旬を回答期限として調査を実施する予定としているところである。今回の調査においては平成25年度の処遇状況調査の法人名簿を使用するため、新たに名簿の作成をお願いする予定はないが、法人名称の変更など名簿内容に変更が生じた場合は、事後的に個別に確認をお願いすることもあるので、その際はご協力願いたい。

また、今回の平成26年障害福祉サービス等経営実態調査においても、各都道府県に対して、回答率向上のため事業者への働きかけをお願いすることになるので、特段のご配慮をお願いする。

○ 福祉・介護職員の平均給与額の状況

平成24年度処遇状況調査結果(抜粋)より

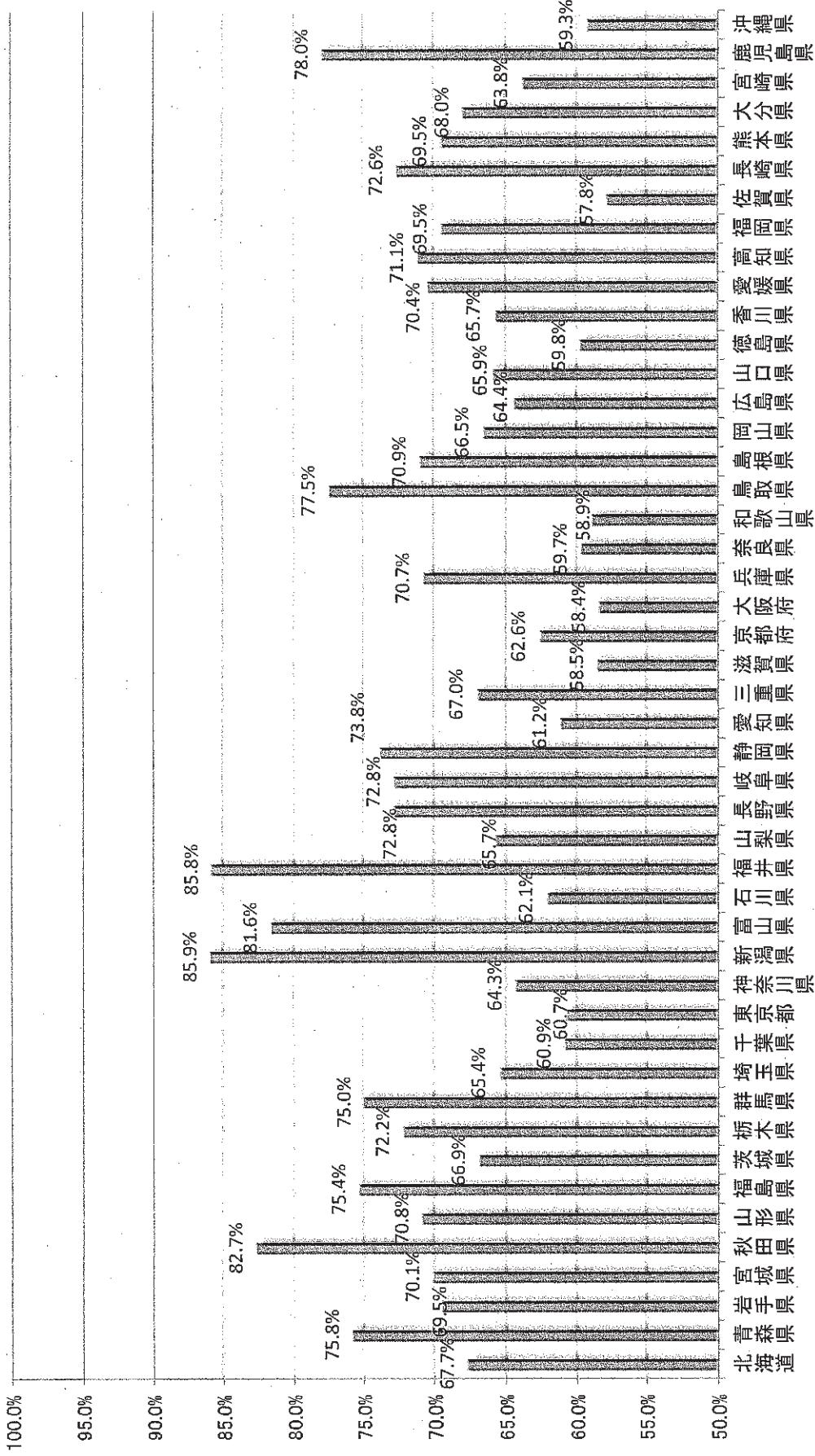
平成24年に福祉・介護職員処遇改善加算の届出をした事業所における
処遇改善加算対象職員の平均給与額をみると、全体では257,549円、
常勤の者では289,237円、非常勤の者では161,759円となつている。
平成23年度と平成24年度を比較すると、全体では6,889円の増、
常勤の者では8,252円、非常勤の者では2,768円の増となつている。

	平成24年9月	平成23年9月	差 (平成24年-平成23年)
処遇改善加算対象職員	257,549円	250,660円	6,889円
常勤の者	289,237円	280,984円	8,252円
非常勤の者	161,759円	158,991円	2,768円

- 注1) 処遇改善加算対象職員は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員。
 注2) 平成23年と平成24年ともに在籍し、かつ、雇用形態（常勤・非常勤）が変わつていない者の平均給与額を比較している。
 注3) 平均給与額は、基本給+手当+一時金（4～9月支給金額の1／6）を常勤換算により算出。

平成25年度障害福祉サービス等従事者待遇状況調査 回答状況

- 各道府県内の調査票送付対象事業所のうち、実際に回答した事業所の割合である。
- 全体の回答割合は66.7%である。



地域区分の見直しについて

【平成26年3月7日実施：厚生労働省主管課長会議資料一部抜粋】

地域区分の見直しについて

地域区分の見直しの全体像

<現行>

地域割り	5区分				
上乗せ割合	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
官署所在地	12%	10%	6%	3%	0%
対象地域	上記の対象地域に三方以上囲まれている地域 (首都圏、近畿圏内等に限る) の対象地域の区分を参考とし、独自に設定)				
対象とする市町村の区域の時期	以前官署が存在した地域(※上乗せ割合は、従前の区分と同様)				

<見直し後>

地域割り	7区分						
上乗せ割合	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
官署所在地	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
対象地域	国家公務員の地域手当支給地域 上記の 対象地域に囲まれている地域 対象となる複数の地域に隣接している地域 対象となる複数の地域に隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様						
対象とする市町村の区域の時期	平成24年4月1日						

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度～26年度にかけて、引き上がる(下がる)分の上乗せ割合を、毎年度「1／4」ずつ段階的に引き上げ(下げ)、平成27年度から完全施行。

* 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。

* 障害児の地域区分については見直しを行わない。

障害者の地域区分

●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬単価の見直し

[見直し後の1単位単価]【現行と平成27年度以降】

<現行> 5区分

<平成27年度以降> 見直し後の最終的な7区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護					10円
生活介護	10.73円	10.61円	10.36円	10.18円	10円
短期入所	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	10.97円	10.80円	10.48円	10.23円	10円
計画相談支援					10円
地域相談支援					10円

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護						10円	
生活介護					11.10円	10.92円	10.73円
短期入所					11.08円	10.90円	10.72円
重度障害者等包括支援					11.08円	10.90円	10.72円
施設入所支援					11.19円	10.99円	10.79円
自立訓練(機能訓練)					11.06円	10.89円	10.71円
自立訓練(生活訓練)					11.06円	10.89円	10.71円
就労移行支援					11.06円	10.89円	10.71円
就労継続支援A型					11.03円	10.86円	10.68円
就労継続支援B型					11.03円	10.86円	10.68円
共同生活援助					11.44円	11.20円	10.96円
計画相談支援					11.08円	10.90円	10.72円
地域相談支援					11.08円	10.90円	10.72円

[1単位単価の見直しに当たつての経過措置]
<平成26年度> 20区分

	特別区→1級地	特別区→2級地	乙地→2級地	丙地→1級地	丙地→2級地	甲地→3級地	甲地→4級地	乙地→3級地	乙地→4級地	丙地→4級地	丙地→5級地	丙地→6級地	甲地→5級地	甲地→6級地	乙地→5級地	乙地→6級地	丙地→5級地	丙地→6級地	乙地→その他の 丙地→その他の 丙地→5級地
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
居宅介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円
重度訪問介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円
同行運送	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円
行動援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円
療養介護																			
生活介護	11.01円	10.84円	10.73円	10.70円	10.69円	10.64円	10.61円	10.59円	10.55円	10.50円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円
短期入所	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円
重度障害者等包括支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円
施設入所支援	11.09円	10.91円	10.79円	10.76円	10.74円	10.69円	10.66円	10.64円	10.59円	10.54円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.30円	10.25円	10.20円	10.15円	10.05円
自立訓練(機能訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.50円	10.45円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円
自立訓練(生活訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.50円	10.45円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円
就労移行支援	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.50円	10.45円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円
就労継続支援A型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円
就労継続B型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円
共同生活援助	11.32円	11.10円	10.96円	10.92円	10.90円	10.84円	10.80円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.06円
計画相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円
地域相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円

* 表の見方

次頁と2頁後の表を見て、「現行の地域区分」

丙地（0%）

→

6級地（3%）

の市町村の場合、「丙地→6級地」の欄が、当該年度の各障害福祉サービス報酬の1単位単価。

●現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較

[官署所在地]

現行の地域区分		見直し後の最終的な地域区分			
	1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (23%)	4級地 (10%)	5級地 (6%)
特別区 (1.2%)					その他 (0%)
特用地 (1.0%)					
甲地 (6%)					
乙地 (5%)					
丙地 (0%)					

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

〔官署が所在しない地域等〕

現行の地域区分							
		周辺後の最終的な地域区分			その他の (5%)		
特別区 (12%)		1級地 (18%)		2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	
特甲地 (10%)							
甲地 (6%)							
乙地 (3%)							
特別区 (12%)							
特甲地 (10%)							
甲地 (6%)							
乙地 (3%)							

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とD市の合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る。(ただし、山口県下関市と合併した旧萩葵町、旧豊田町、旧豊原町及び久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三浦町については、平成27年4月1日から26年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は0%とする)。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

障害児の地域区分

障害児支援の実現に向けた立派な取り組みであることは認められるが、児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の単価見直しは、児童福祉法の宗旨を損するものである。

現行

後直し見

●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

<現行> 5区分		特別区 特定地 甲地 乙地		丙地																	
児童デイサービス	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円																
↓																					
<平成24年度> 18区分		特別区 1級地 特定地 甲地 乙地		丙地																	
児童発達支援センター以外 の指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	13.5% 11.25%	10.5% 10%	9% 7.5%	7% 6%	5.5% 4.75% 4.25% 3.75% 3% 2.5% 2.25% 1.5% 0.75% 0%																
↓																					
<平成25年度> 15区分		特別区 1級地 特定地 甲地 乙地		丙地																	
児童発達支援センター以外 の指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	15% 12.5%	11% 10%	9% 8%	7.5% 6%	5.5% 5% 4.5% 4.5% 3% 1.5% 0%																
↓																					
<平成26年度> 21区分		特別区 1級地 特定地 甲地 乙地		丙地																	
児童発達支援センター以外 の指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	16.5% 13.75%	12% 11.5%	11.25% 10.5%	10% 9.75%	9% 8.25% 7.5% 7% 6.75% 6% 5.25% 4.5% 3.75% 3% 2.25% 0.75% 0%																
↓																					
<平成27年度以降> 見直し後の最終的な8区分		1級地 2級地 3級地 4級地 5級地 6級地 7級地 その他の 丙地 (0%) → 7級地 (3%)		〔障害児の地域区分〕																	
児童発達支援センター以外 の指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	11.08円	10.90円	10.72円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.32円	10.27円	10.21円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円	の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等の報酬の1単位単価。

● 現行の障害者の地域区分と障害児の地域区分を適用する対象地域の比較「官署所在地・官署所在地が所在しない地域等」

* 下線は官署が所在しない地域等

障害児の地域区分						
	1級地 (1.9%)	2級地 (15.6%)	3級地 (1.2%)	4級地 (10%)	5級地 (6%)	6級地 (6%)
特別区 (1.2%)						
特甲地 (1.0%)	東京都 武藏野市、町田市、國立市、狛江市、多摩市、羽村市、西東京市、福生市、西東京市、大庭市、池田市、高麗川市、守口市、岸齋市	東京都 国分寺市、國立市、狛江市、多摩市、羽村市、西東京市、高麗川市、大庭市、池田市、神奈川県、大庭市、守口市、岸齋市	東京都 三鷹市、山金井市、狛江市、大庭市、池田市、神奈川県、大庭市、守口市、岸齋市	東京都 三鷹市、山金井市、狛江市、大庭市、池田市、神奈川県、大庭市、守口市、岸齋市	大庭市 岸町	大庭市 岸町
甲地 (6%)	埼玉県 大庭市	埼玉県 高石市	千葉県 柏原市	千葉県 柏原市	千葉県 柏原市	千葉県 柏原市
乙地 (3%)	埼玉県 和光市	埼玉県 深谷市、草加市、熊谷市、桶川市、内箕輪	埼玉県 北埼玉郡 比企郡、入間市、狭山市、あざみ野市、青梅市、相模原市、蕨原市、越谷市、志木市、大里郡 日野市、八久留郡 深谷市、大里郡 深谷市、大里郡	埼玉県 北埼玉郡 比企郡、入間市、狭山市、あざみ野市、青梅市、相模原市、蕨原市、越谷市、志木市、大里郡 日野市、八久留郡 深谷市、大里郡 深谷市、大里郡	埼玉県 大里郡 比企郡	埼玉県 大里郡 比企郡
現行の障害者の地域区分の整理	茨城県 取手市、成田市、印西市	茨城県 結城市、笠间市、水戸市、守谷市	茨城県 結城市、笠间市、水戸市、守谷市	茨城県 結城市、笠间市、水戸市、守谷市	茨城県 結城市、笠间市、水戸市、守谷市	茨城県 結城市、笠间市、水戸市、守谷市
丙地 (3%)						

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成18年4月1日。

* 平成15年4月2日から18年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になつた場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成18年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る(ただし、尼童テイサーーバスから尼童祭奉支賀等への移行に係る上乗せ割合について、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及びひり日豊北町、福岡県久留米市と合併した旧田丸町、旧北野町、旧城島町及びひり日三浦町並びにひり日豊田町については、平成27年4月1日から下関市、久留米市又は飯塚市との区域として取り扱うこととし、平成24年度から26年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は0%とする)。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

2 平成25年度障害福祉サービス事業所等に 係る実施指導について

実地指導及び監査について

1 実地指導・監査の実施形態

指導体制についてはその目的に応じて、「指導」と「監査」の2つの実施形態があります。

【指導】

1) 集団指導

指定障害福祉サービス事業者に対して、過去の指導事例、留意点及び制度の改正内容等について、原則として年1回講習会形式で行います。

2) 実地指導

サービスの内容等又は介護給費等の請求の適正化を図ることを目的に定期的に実施します。

前年度の実地指導結果等を踏まえ、必要と判断される場合や苦情の通報などがあれば、当該年度も実地指導を実施することがあります。

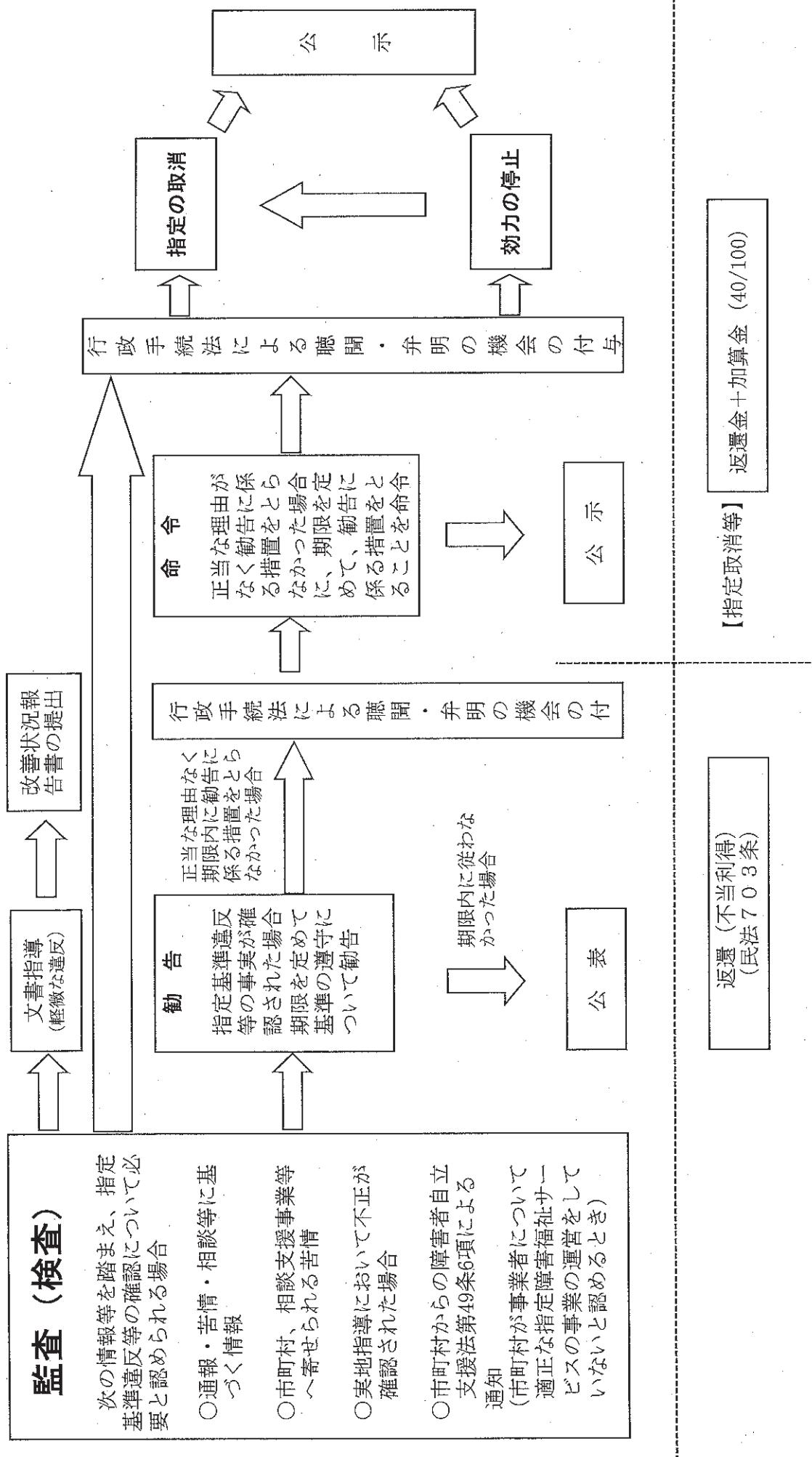
【監査】

サービスの内容や介護給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合（指定基準違反等）に、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを主眼に実施します。

2 監査、行政上措置の概要

項目	実施方針
監査	<p>【対象事業所】 通報・苦情・相談等に基づく情報や、実地指導において確認した情報から、次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われ、その確認について必要と認められる施設・事業所（=指定基準違反等の確認が必要と認められる施設・事業所） (1) 障害福祉サービス等の内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき (2) 給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき (3) 指定の基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき (4) 度重なる実地指導によっても障害福祉サービス等の内容又は給付費等の請求に改善がみられないとき (5) 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき</p> <p>【実施方法等】 ・必要があれば随時実施（また、実地指導中に①介護給付等の請求に著しい不正が認められる場合、②著しい運営基準違反があり、利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに監査に切り替え実施することができます。） ・監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行います。</p> <p>【実施機関】 県、関連市町村</p>
行政上の措置	<p>監査の結果、法の規定に基づき、県は、「勧告」、「命令」、「指定の取消し等」の行政上の措置を機動的に行うこととします。</p> <p>(1) 勧告 期限を定めて、基準の遵守について勧告することができる。期限内に従わなかつた場合は公表できる。</p> <p>(2) 命令 正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかつた場合に、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。命令した場合は公示される。</p> <p>(3) 指定取消し等 指定基準等に重大な違反があった場合は、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。 指定取消し等をした場合は公示することになります。 ※ 命令、指定取消し等を行う前に、聴聞又は弁明の機会の付与を行います。</p>
経済上の措置	県が命令又は指定の取消し等を行いかつ返還金が生じる場合は、関係市町村は原則として、返還金十加算金（返還金の40／100）の返還を命じることになります。

指定障害福祉サービス事業者等に係る監査のフロー図



指定障害福祉サービス事業者等の行政処分について

○平成24年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	取消理由	返還額
指定取消	平成24年12月6日	紀の川市	居宅介護	<p>居宅介護サービス費の不正請求</p> <p>①サービス提供の実態がないことを知りながら、通院介助に係る介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>②移動支援サービスを提供したにもかかわらず、居宅介護（家事援助）サービスに振り替えて介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>③1人の利用者に対し、同日同一時間帯に物理的にあり得ない別々のサービス提供を行ったという記録をもって、介護給付費を不正に請求し、受領した。</p>	不正請求 172,770円
指定取消	平成25年1月26日	田辺市	居宅介護	<p>(1) 居宅介護サービス費の不正請求</p> <p>通院等介助を行っていないにもかかわらず、通院等介助を行ったという虚偽のサービス提供記録を作成し介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>(2) 虚偽の報告</p> <p>監査（法第48条第1項に基づく報告）において、虚偽の報告を行った。</p> <p>(3) 運営基準違反</p> <p>管理者は、業務の管理等についてサービス提供責任者に任せきりで、必要な指揮命令をほとんど行わなかつた結果、虚偽の記録に基づく不正な請求が長期間に渡り繰り返された。</p>	不正請求 7,761,113円
指定取消	平成25年1月26日	岩出市	就労継続支援A型 就労継続支援B型	<p>(1) 訓練等給付費の不正請求</p> <p>人員基準を満たす職員配置をしないまま、人員基準を満たすものとして訓練等給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>(2) 不正の手段による指定</p> <p>指定日から配置できる見込みがない雇用予定職員を雇用するとして、申請を行つた。</p>	不正請求 2,617,158円

○平成25年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	取消理由	返還額
指定取消	平成25年5月31日	和歌山市	居宅介護 重度訪問介護	(1) 居宅介護サービス費の不正請求 家事援助等のサービスを提供していないにもかかわらず、家事援助等を行ったとして介護給付費を不正に請求し、受領した。 (2) 不正の手段による指定 指定申請時において、勤務予定のない者を従業員とする虚偽の書類を作成・提出し、指定を受けた。	不正請求 5,411,787円
指定取消	平成25年5月31日	和歌山市	就労継続支援 A型	(1) 訓練等給付費の不正請求 利用者の未利用日にサービスの提供を行ったとして訓練等給付費を不正に請求し、受領した。 (2) 不正の手段による指定 指定申請時において、勤務予定のない者を従業員とする虚偽の書類を作成・提出し、指定を受けた。	不正請求 17,249,681円
指定取消	平成25年8月31日	和歌山市	児童発達支援 放課後等デイサービス	(1) 人員基準を満たす職員を配置しないまま障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。 (2) 配置見込みのない職員を雇用するとして、虚偽の申請による指定を受けた。	不正請求 4,744,216円

障第1185号
平成25年1月4日

指定障害福祉サービス事業等運営法人代表者様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公印省略)

指定障害福祉サービス事業等における適正な運営について

指定障害福祉サービス事業所に対しては、従来より、集団指導や実地指導等の場を通じて、法令遵守義務の履行や利用者の立場に立ったサービスの提供、法令・基準省令に基づく適正な運営をお願いしてきたところですが、今般、介護給付費等の不正請求等による指定障害福祉サービス事業者に対する県知事指定の取消という行政処分事例が発生しました。

今回確認された不正及び不適正事項は下記のとおりであるので、貴法人におかれでは、所管する指定障害福祉サービス事業等の運営について今一度自己点検を行っていただき、不適正な事例が確認された場合には、速やかに是正されるようお願いします。

すべての指定障害福祉サービス事業者は、社会的に大きな責任を担っていることを再認識いただき、障害者自立支援法等関係法令及び関係基準省令を遵守のうえ適正な運営を行うとともに、障害福祉サービスに係る不正・不適正行為の根絶と障害福祉サービスの質の向上になお一層努められるようお願いします。

なお、県においては、法令・指定基準等の違反、自立支援給付に係る費用の不正請求等の不正事例が確認された場合には、厳正に対処する方針である旨、念のため申し添えます。

記

- ・虚偽のサービス提供記録等を作成し、それらを基に介護給付費を請求し受領した。
- ・同日同一時間帯に1人のヘルパーが別々のサービスを行ったとして二重請求を行った。
- ・当該月の請求可能時間を超えたため別サービスに振り替えて請求を行った。
- ・管理者が業務管理等をほとんど行わず必要な指揮命令を行わなかった結果、不正な請求が繰り返された。
- ・人員基準を満たす職員配置をしないまま、人員基準を満たすものとして訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・通院等介助において、ヘルパーが車両を運転しているにもかかわらず、移動時間も請求時間に含まれていた。
- ・サービス提供記録等の記録について、5年間の保存義務が守られていなかった。

基準省令：障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

障害福祉課
在宅福祉班 TEL: 073-441-2533
施設福祉班 TEL: 073-441-2537
FAX: 073-432-5567

障 第 1185 号
平成25年1月4日

指定障害児通所支援事業運営法人代表者様
指定障害児入所施設運営法人代表者様
指定障害児相談支援事業運営法人代表者様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公印省略)

指定障害児通所支援事業所等における適正な運営について

指定障害児通所支援事業所等に対しては、従来より、集団指導や実地指導等の場を通じて、法令遵守義務の履行や利用者の立場に立ったサービスの提供、法令・基準省令に基づく適正な運営をお願いしてきたところですが、今般、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所において、介護給付費等の不正請求等による指定障害福祉サービス事業者に対する県知事指定の取消という行政処分事例が発生しました。

今回確認された不正及び不適正事項は下記のとおりであるので、貴法人におかれでは、所管する指定障害児通所支援事業所等の運営について今一度自己点検を行っていただき、不適正な事例が確認された場合には、速やかに是正されるようお願いします。

すべての指定障害児通所支援事業者等は、社会的に大きな責任を担っていることを再認識いただき、児童福祉法等関係法令及び関係基準省令を遵守のうえ適正な運営を行うとともに、指定通所支援等に係る不正・不適正行為の根絶と指定通所支援等の質の向上になお一層努められるようお願いします。

なお、県においては、法令・指定基準等の違反、児童発達支援給付費等に係る費用の不正請求等の不正事例が確認された場合には、厳正に対処する方針である旨、念のため申し添えます。

記

- ・虚偽のサービス提供記録等を作成し、それらを基に介護給付費を請求し受領した。
- ・同日同一時間帯に1人のヘルパーが別々のサービスを行ったとして二重請求を行った。
- ・当該月の請求可能時間を超えたため別サービスに振り替えて請求を行った。
- ・管理者が業務管理等をほとんど行わず必要な指揮命令を行わなかった結果、不正な請求が繰り返された。
- ・人員基準を満たす職員配置をしないまま、人員基準を満たすものとして訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・通院等介助において、ヘルパーが車両を運転しているにもかかわらず、移動時間も請求時間に含まれていた。
- ・サービス提供記録等の記録について、5年間の保存義務が守られていなかった。

基準省令：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

障害福祉課
在宅福祉班 TEL: 073-441-2533
施設福祉班 TEL: 073-441-2537
FAX: 073-432-5567

平成25年度障害福祉サービス事業所等に係る実地指導について

平成25年度における障害福祉サービス事業所の実施指導等で指摘した事項及び特に留意すべき事項等については以下のとおりですので、各事業所においては法令等を遵守し、適切な対処をお願いします。

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【内容、手続の説明及び同意（基準省令第9条）】

(1) 重要事項説明書及び契約書について介護保険法、旧法による表記がある。

- 障害者総合支援法による表記をしてください。

(2) 契約書が介護保険のものを使用している。

- 障害者総合支援法に基づくサービスの契約書を作成し、契約してください。

【契約支給量の報告等（基準省令第10条）】

(3) 利用に係る契約をしたときに、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告していなかった。

- 指定障害福祉サービスの契約をしたときは、「契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書」を支給決定した市町村に遅滞なく報告してください。

【サービス提供の記録（基準省令第19条）】

(4) サービス提供した際に、当該サービスの提供日、内容等の必要な事項の記載が行われていなかった。

- サービスを提供した際は、提供日、提供したサービスの具体的な内容等必要な事項をサービスの提供の都度記録し、利用者の確認を得てください。

(5) サービス提供記録が介護保険の訪問介護記録と区別されていなかった。

- 介護保険の訪問介護記録と区別してください。

【介護給付費等の額にかかる通知】

(6) 利用者に対して、介護給付費の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていなかった。

- 市町村から介護給付費の支払いを受けたときは、本来の受領者である利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知してください。

【居宅介護等計画の作成（基準省令第26条）】

(7) サービス提供責任者以外の者が居宅介護等計画を作成している。

- サービス提供責任者が作成してください。

(8) 居宅介護等計画について、利用者の状況を把握・分析し居宅介護等の提供によって解決すべき課題が明らかにされていない。（アセスメントがされていない）

- 適切なアセスメントを行ってください。

(9) 居宅介護等計画について、援助の方向性や目標を明確にしていない。

- 援助の方向性や目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を記載してください。

【会計の区分（基準省令第41条）】

- (10) 介護保険の訪問介護と居宅介護等の会計が区分されていない。
○ 各事業ごとにその他の事業との会計は区分してください。

(2) 共同生活介護、共同生活援助

【内容、手続の説明及び同意（基準省令第9条）】

- (1) 契約書について、契約日がサービス提供開始日より後の日付のものがある。
契約書の中で、事業者が負うべき事項が身元保証人の責任として記載されている。
○ 法令に則り適切に処理してください

【勤務体制の確保等（基準省令第150条、第212条）】

- (2) 勤務体制を定めていない。
○ 勤務体制を定めてください

【変更届の提出（施行規則第343条の23）】

- (3) 変更事項を届出ていない。
○ 変更事項があった場合は速やかに管轄の振興局に変更後10日以内に変更届を提出してください。

【預り金の管理】

- (4) 利用者の銀行口座から出金したときに本人の確認得られていない
○ 預り金の管理については、契約等文書により明確にし、どれだけ預かり、また返したか預かり書、受取書等を整備してください。定期的に点検し、収支状況を利用者・家族に報告してください。

(3) 短期入所

【内容、手続の説明及び同意（基準省令第9条）】

- (1) 緊急時等における対応方法の記載漏れていた。
○ 緊急時等における対応方法を重要事項説明書に記載してください

(4) 一般相談支援

【サービス提供の記録（基準省令15条）】

- (1) サービス提供した際に、当該サービスの提供日、内容等の必要な事項の記載が行われていなかった。
○ サービスを提供した際は、提供日、提供したサービスの具体的な内容等利用者へ伝達すべき事項をサービスの提供の都度記録し、利用者の確認を得てください。

【会計の区分】

- (2) 他の事業や他の事業所との会計が区分されていない。
○ 各事業ごとにその他の事業との会計は区分してください。

(5) 自立支援給付費の請求に関する事項

各加算の算定、人員欠如、定員超過については、その算定要件や基準を満たしていない場合、過誤請求や減算となり、支払を受けた報酬について返還が生じるので、注意すること。

【定員超過利用減算】

- (1) 通所事業所について、1日あたりの利用者数が150%を超過していたにもかかわらず、定員超過利用減算がなされていなかった。
- 1日あたりの利用者数が、以下のいずれかに該当する場合は30%の減算となるので、注意すること。

(通所の場合)

1日あたりの利用者数が、

- ・定員が50人以下の場合は当該定員の150%
- ・定員が51人以上の場合は当該定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数

(施設入所支援の場合)

1日あたりの利用者数が、

- ・定員が50人以下の場合は当該定員の110%
- ・定員が51人以上の場合は当該定員から50を差し引いた員数の105%に55を加えた数

※ 障害福祉サービス事業の提供に支障が生ずることがないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた利用者の受入をしないよう注意すること。

- (2) 通所事業所について、過去3か月間の平均利用人員が、定員の125%を超過していたにもかかわらず、定員超過利用減算がなされていなかった。

- 過去3か月間の平均利用人員が、以下のいずれかに該当する場合は30%の減算となるので、注意すること。

(通所の場合)

・過去3か月間の平均利用人員が、定員の125%を超過している場合

(ただし定員11人以下の場合は当該定員に3を加えて得た数を超過している場合)

(施設入所支援の場合)

・過去3か月間の平均利用人員が、定員の105%を超過している場合

※ 障害福祉サービス事業の提供に支障が生ずることがないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた利用者の受入をしないよう注意すること。

【サービス提供職員欠如減算】

- (3) 指定基準に定める人員配置を満たしていないかった。

- 指定基準に定める人員配置を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合はその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間、基本報酬の30%減算となるので、注意すること。

【人員配置体制加算】

- (4) 人員配置体制加算について、直接処遇職員の配置基準を満たしていないにもかかわらず、算定していた。

- 人員配置体制加算については、直接処遇職員の配置基準（常勤換算）が、(I)は1.7:1、(II)は2:1、(III)は2.5:1、と手厚い配置体制をとっている事業所が算定できるが、その配置体制とは、昨年度の利用実績に対してのものであることから、必ず前年度の利用実績を計算し、配置基準を満たしているかどうか確認を行い、算定要件を満たさなくなった場合は速やかに届け出ること。

【開所時間減算】

- (5) 生活介護について、営業時間が4時間未満の日について減算がなされていなかった。
○ 運営規程に定められている営業時間が4時間未満の場合 基本料の20%減算となるので、注意すること。

【福祉専門職員配置等加算】

- (6) 福祉専門職員配置等加算について、職員の退職等により加算の要件を満たしていなかったのに算定していた。

- 下記の要件を満たさなければ算定できないので、注意すること。
(福祉専門職員配置等加算 (I))
常勤の生活支援員等のうち社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
(福祉専門職員配置等加算 (II))
生活支援員等のうち常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所
※ 職員の退職等で要件を満たさなくなる場合もあるので、その場合は速やかに届け出ること。

【初期加算】

- (7) 初期加算について、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合に算定していた。
- 同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象とはならない。

【欠席時対応加算】

- (8) 欠席時対応加算を算定するに当たって、欠席や熱等の利用者の状況の記載のみで相談援助の内容等の記録がない。
欠席した前々日より前に連絡があった場合でも加算を算定している。
- 急病等により、サービス利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があること。
○ 連絡の際、利用者又はその家族との連絡調整その他の相談支援を行い、その記録を整備していること。

【リハビリテーション加算】

- (9) リハビリテーション加算について、実施計画原案は2週間以内及び3ヶ月ごとに関係スタッフによるアセスメントとそれに基づく評価が実施されていなかった。
リハビリテーション実施計画作成に係る会議の記録が整備されていなかった。
- 「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について（平成21年3月31日障障発第0331003号）」を参考に実施すること。

【食事提供体制加算】

- (10) 食事提供体制加算について、市販のお弁当を購入して、利用者に提供している日に算定していた。
- 出前の方法や市販のお弁当を購入して、利用者に提供する場合は加算の対象とはならないので、注意すること。

- (11) 食事提供体制加算について、生活支援員と利用者で調理していた日に算定していた。

- 算定に当たっては、障害福祉サービス事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等、当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えていること。

【入院・外泊時加算】

- (12) 入院・外泊時加算について、1度の入院で、入院・外泊時加算(I)を8日以上算定していた。
- 入院・外泊時加算(I)については、入院・外泊した翌日から起算して8日を限度として算定す

るものであり、それ以降82日までは、入院・外泊時加算(Ⅱ)となるため、注意すること。

【移行準備支援体制加算】

(13) 移行準備支援体制加算について、県に加算にかかる届け出がなされていなかった。

- 移行準備支援体制加算については、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が、利用定員の100分の50を超えるものとして、事前に県知事(和歌山市の事業所は和歌山市長)に届け出ること。

【訪問支援特別加算】

(14) 訪問支援体制加算について、個別支援計画等であらかじめ同意を得ていなかった。

- 訪問支援特別加算については、下記の要件を満たさなければ算定できないので、注意すること。
 - ① 個別支援計画等で、あらかじめ利用者に当該支援についての同意を得ること。
 - ② 概ね3ヶ月以上の継続利用者が、連続して5日以上利用がなかった場合に算定すること。
 - ③ 1月2回までの算定とすること。

(6) その他運営に関して早急に改善を行うよう指摘した主な事項

1) 人員関係

(1) 多機能型事業所等において、各サービス利用者がそれぞれのサービスに従事する支援員によって支援される必要があるにもかかわらず、複数のサービスの利用者が混然一体となっていた。

- 各サービスごとの利用者を明確に区分して、利用者が当該サービスに従事する支援員によって支援されるよう改めること。

(2) 常勤・専従の生活支援員が、他施設の業務を兼務していた。

- 勤務を実態と合わせること。

常勤…指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。

専従…サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないこと。

(3) サービス管理責任者を直接処遇職員の勤務体系に組み込んでいた。

- サービス管理責任者については、計画の作成及び提供した障害福祉サービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスを行う支援員等とは異なる者でなければならない。ただし、利用者に対するサービスに支障がない場合は、サービス管理責任者が当該事業所の他の職務に従事することができるものとするが、原則として、常勤換算上、他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものである。

(4) 人員基準及び報酬算定上満たすべき従業者の員数を算定する際の利用者を、現時点での利用者数で計算していた。

- 人員基準及び報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、少数点第2位以下を切り上げるものとする。

2) 設備関係

(1) 多機能事業所で作業場が1カ所となっていた。

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準省令」という）に基づき事業所ごとに、それぞれ作業所を設置すること。

3) 運営関係

【組織体制】

(1) 組織図又は、事務分掌表が作成されていなかった。

- 組織図を作成し命令系統を明確にするとともに、事務分掌表を作成し、職員ごとの事務分担を明確にすること。

※ 虐待防止責任者、苦情解決責任者、給食業務の責任者を記載すること。また、災害対策推進員、安全管理対策推進員、人権擁護推進員を選任・配置すること。

【苦情解決処理】

(2) 苦情解決のための記録が十分行われていない。

苦情解決に係る記録様式（報告書、台帳等）が整備されていない。

- 苦情解決のために必要な事項を定めるとともに、利用者に周知すること。

※ 重要事項説明書等に、苦情解決責任者、苦情解決窓口担当者、苦情解決の第三者委員（利用者が苦情申し立てできる連絡先も）を記載すること。

- 苦情解決責任者と苦情担当者は、別の者を配置すること。

- 第三者委員は法人の理事以外の者にすること。

- 苦情を受け付けた場合は、苦情受付から解決・改善に至るまでの結果等について書面に記録すること。

- 苦情解決責任者が主体的に原因の分析と再発防止策の検討・事業所内職員の情報共有が実施できる体制を構築すること。

【虐待防止】

(3) 施設における虐待防止のための措置がなされていなかった。

- 事業者は、施設における虐待を未然に防止するため、虐待防止責任者を設置し、事務分掌表等に明記すること。

従業者に対する虐待防止啓発のための研修を定期的に実施するとともに、研修内容等の記録を整備すること。

※ 研修については、施設の全職員に対する研修体制をとること。

【研修】

(4) 従業者の資質の向上のための研修が実施されていなかった。

- 従業者の資質の向上を図るため、研修計画を立て計画的に実施するとともに、研修内容等の記録を整備すること。

また、採用時研修を実施する旨運営規程に記載されている場合は、実施の上、その記録を残しておくこと。

【運営規程】

(5) 苦情解決の体制等、運営規程に定めておかなければならぬ事項を定めていなかった。

- 指定基準省令第41条（障害者支援施設）に基づき、運営規程に、下記の事項を定めること。

参考

指定基準省令抜粋（指定生活介護事業を引用 サービスによって異なる項目がある）
(運営規程)

第 89 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業者の職種、員数及び職務の内容（専従・兼務の別、常勤・非常勤の別）
- 3 営業日及び営業時間
- 4 利用定員
- 5 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

- 6 通常の事業の実施地域
- 7 サービスの利用に当たっての留意事項
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 事業の主たる障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 11 虐待の防止のための措置に関する事項
- 12 その他運営に関する重要な事項

(6) 「重要事項説明書」と「運営規程」等との間で内容（営業日時、従業者の職種、員数及び職務内容、通常の事業の実施地域、食費・光熱費等利用負担の額等）が相違していた。

- 重要事項説明書の内容は、事業の運営に係る重要な事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければならぬため、営業日時や従業者の勤務体制等が変更となったときは、速やかに実際に合わせて重要事項説明書及び運営規程を改正するとともに、和歌山市内の事業所は和歌山市、それ以外の事業所は各振興局へ10日以内にその旨を届け出ること。

【重要事項説明書】

(7) 重要事項説明書の内容について、利用者に説明して同意を得ていない、又は書面で交付されていなかった。

- 利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について当該利用申込者の同意を得ること。

また、変更があった場合も、利用者への説明、同意、書面の交付を行うこと。

(8) 重要事項説明書に苦情解決の体制及び手順等必要な事項が記載されていなかった。

- 苦情解決責任者、苦情解決窓口担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知すること。

【掲示】

(9) 従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他重要な事項等を事業所の見やすい場所に掲示していなかった。

掲示内容が、運営規程や重要事項説明書の内容と相違していた。

- 事業者は、従業員、利用者及び家族等、誰から見ても見やすい場所に掲示すること。また、重要な事項等を変更した場合は、掲示内容も変更すること。

【契約支給量の報告等】

(10) 利用に係る契約をしたときに、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告していないかった。

- 指定障害福祉サービスの契約をしたときは、「契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書」を支給決定した市町村に遅滞なく報告すること。

※ 様式は、県障害福祉課のホームページに掲載しています。

(11) 利用者と契約したにもかかわらず、契約支給量その他の必要な事項を受給者証に記載していないかった。

- 事業者は、受給者証の「事業者記入欄」に、必要事項を記入すること。

【契約関係】

(12) 新規に利用者を受け入れているにもかかわらず、利用契約を締結していないかった。
利用者との契約期間が満了しているにもかかわらず、サービスの提供を行っていた。

- 事業者は、早期に利用契約又は更新手続きを行うこと。

(13) 利用契約書に契約日又はサービス提供開始日が記載されていなかった、又は修正液での修正、訂正印を押印しないでボールペン等で修正されていた。

※ サービス提供開始日が契約日以前となっていた。

- サービス提供開始は契約日以後となるため、サービス提供開始日は契約日以降とすること。
必要な事項の記載漏れがないよう注意とともに、必要に応じて訂正印を押印すること。

参考

社会福祉法抜粋

(利用契約の成立時の書面の交付)

第77条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 1 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 3 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 4 その他厚生労働省令で定める事項

社会福祉法施行規則抜粋

(法第77条第1項に規定する厚生労働省令で定める契約等)

第16条

- 2 法第77条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 福祉サービスの提供開始年月日
- 2 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

(14) 利用契約について、施設長名で締結していた。

- 利用契約は、原則、法人の代表者名で締結すること。

※ 法人代表者から当該契約名義人に対する権限の委任等について、法人内部での規定を整備している場合は除く

【変更届】

(15) 変更届が提出されていなかった。

- 事業者は、名称及び所在地等に変更があった場合は、和歌山市内の事業所は和歌山市、それ以外の事業所は各振興局へ10日以内にその旨を届けること。

※ 職員の勤務態勢の変更に伴う、運営規程・介護給付費等の請求に関する事項、事業所の平面図、管理者等の変更について届け出されていない事例が多い。

【一般就労届】

(16) 利用者が一般就労した際に、県に届が提出されていない。

- 利用者が一般就労した場合は、県(和歌山市内の事業所も県に提出)に一般就労届出書を提出すること。

【サービス提供にかかる記録】

(17) サービス提供した際に、当該サービスの提供日、内容等の必要な事項の記載が行われていなかった。

- サービスを提供した際は、提供日、提供したサービスの具体的な内容等必要な事項をサービスの提供の都度記録し、利用者の確認を得ること。

【秘密保持】

(18) 他の事業所に対して、利用者又はその家族の情報を提供することに関して、予め文書による同意を得ていなかった。

- 他の障害福祉サービス事業所に対して、利用者又はその家族の状況、利用者の有する問題点、解決すべき課題点等の個人情報を提供する場合には、予め文書により利用者及びその家族から同意を得ておくこと。

【介護給付費等の額にかかる通知】

(19) 利用者に対して、介護給付費の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていなかった。

- 市町村から介護給付費の支払いを受けたときは、本来の受領者である利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知すること。

【利用者負担額の受領】

(20) 利用者負担の金額について、重要事項説明書等で負担額が明確になっていなかった。

- 事業者は、利用者から費用を徴収する場合には、運営規程に定め、当該費用の内容について、重要事項説明書等により利用者に説明を行い、利用者の同意を得ること。
また、事業者は利用者に対し、請求書及び領収書を発行すること。

【施設外支援】

(21) 職場実習等施設外支援を行う際に必要な見直しが行われていなかった。

- 職場実習等施設外支援を行う場合は、事前に施設外サービスの提供を含めた個別支援計画を作成すること。
また、日報を作成するとともに、1週間ごとに個別支援計画の内容について必要な見直しを行うこと。

【施設外就労】

(22) 職場実習等施設外支援を行う際に必要な見直しが行われていなかった。

- 月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等が行われていなかった事例。
⇒ 上記の評価等を実施すること。
実施の状況（施設外就労実施報告書）を、利用料請求時に関係市町村に提出すること。
1日の施設外就労利用者は利用定員の7割までにすること。

参考

- 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について
(平成19年4月2日障障発第0402001号)

・施設外支援における報酬算定の対象となる支援の要件

- ① 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。
- ② 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。
- ③ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取ることにより、日報が作成されていること。
- ④ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。

・施設外就労における報酬算定の対象となる支援の要件

- ① 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置（最低）

基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者の人数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。

- ② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置付けられていること。
- ③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。
- ④ 緊急時の対応ができること。
- ⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。
- ⑥ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこと。

【雇用契約によらない利用者の受け入れ】

(23) A型利用者（雇用及び雇用無）及びB型利用者が利用する多機能型事業所等において、雇用契約によらない利用者と雇用契約を締結した利用者とで作業内容及び作業場所が区別されず、混在して作業が行われていた。

- A型利用者（雇用有）、A型利用者（雇用無）及びB型利用者が同一事業所内で作業する際には、「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成18年10月2日障障発第1002003号）」に基づき、それぞれの作業場所、作業内容が明確に区別され、混在して作業が行われないようにすること。

【工賃の支払等】

(24) B型利用者に対して、当該年度における目標工賃及び前年度における工賃実績を通知していないなかった。

- 指定就労継続支援B型事業者は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知すること。

【個別支援計画関係】

(25) 個別支援計画の作成に係る会議の記録を整備していない、或いはその記録の内容が不十分であった。

- サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議を開催した際は、その記録を整備すること。又、その記録については、開催日、出席者、会議での発言内容、結論等について、詳細に記載すること。

(26) 個別支援計画の見直しが行われていなかった。

- サービス等利用計画を作成されている利用者についても必ず実施すること。
- サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うこと。

また、個別支援計画について、利用者の状況が変わった場合は、目標や支援する内容等の変更を考えられるため、計画の見直しの時期でなくとも、個別支援計画の見直しを行うこと。

- 個別支援計画の記載内容について指導した事例。
 - (1) 各支援の支援期間、支援場所、連携機関を記載すること。
 - (2) 長期と短期の目標設定を行うこと。
 - (3) モニタリングについては、当期の個別支援計画の評価と位置づけ、各目標に対する達成度評価を行うこと。
 - (4) 抽象的な目標設定により、長期に渡り継続支援となっている支援目標については、その内

容について再検討を行うこと。

モニタリングの結果を反映させること。

- 多機能事業所で、同一敷地内の別の事業に異動する場合の利用者について、アセスメントを実施し、サービス変更の必要性を記録に残すとともにそれらを踏まえた個別支援計画を作成すること。

(27) 行動障害等が予測される利用者の個別支援計画において、行動障害が起きた時の支援の方法が具体的に記載されていなかった。

- 入所時のアセスメント等で、行動障害等が予測される場合は、個別支援計画等に行動障害が起きた時の支援の方法を具体的に記載し、本人又は家族等の同意を得てください。
また、その支援については、起こした時の状況、支援の状況を詳細に記載すること。

参考

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準抜粋
(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第23条 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上)、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 定期的に利用者に面談すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

【食事関係】

- (28) 食事の提供に当たって、担当責任者が明確になっていなかった。
- (29) 給食従事者の検便が行われていなかった。
- (30) 給食従事者が検食を行っていた。

○ 次の点に特に留意して適切に実施すること。

- ① 利用者にあらかじめ、食事の内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ること。
- ② 給食業務の担当責任者を事務分掌等で明確に定めること。
- ③ 給食日誌を作成すること。
- ④ 給食会議を実施し、記録を整備すること。
- ⑤ 給食従事者について、検便を毎月全員に対し実施し、その記録を保管すること。
- ⑥ 嗜好調査を年1回以上実施し、日々の献立に反映させること。
給食について、検食は複数の職員で担当するなどし、その内容に偏りのないよう実施するとともに、検食者の氏名・検食時間を漏れなく記入してください。
- ⑦ 保存食について、原材料及び調理済み食品を食品ごとに清潔な容器に密封し、-20度以下で2週間以上保存すること。

【健康診断】

- (31) 就労継続支援A型事業所の利用者の健康診断について、適切に実施されていなかった。

○ A型事業所の利用者については、入所時に健康診断を実施すること。また、入所後においても、定期健康診断を実施すること。

- (32) 職員の健康診断について、適切に実施されていなかった。

○ 職員の健康診断は、職員全員に対し毎年1回以上実施すること。また健康診断書については、施設で保管すること。

- (33) 新規に職員を採用する際に、健康診断が実施されていなかった。

○ 新規に職員を採用する場合は、労働安全衛生規則第43条に基づき、医師による健康診断を行うこと。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- (34) 宿直、夜勤職員の健康診断を年2回実施していなかった。

○ 宿直、夜勤職員について労働安全衛生規則第45条に基づき、健康診断を年2回実施すること。

(7) 障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）

<請求関係>

【欠席時対応加算（報酬告示第3の6）】

- (1) 欠席時対応加算を算定するに当たって、相談援助を行っていなかった。
- (2) 相談援助を実施していても具体的な内容の記録がなかった。

○ 加算を算定する場合は相談援助等を行うとともに、利用者の状況、相談援助内容を具体的に記録すること。

【送迎加算（平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問109】

(3) 放課後等デイサービスにおいて、学校と事業所間の送迎を加算対象としている場合は、送迎の必要性を計画に記載する必要があるが、記載されていなかった。

- どのような理由で送迎を行っているかを計画に記載すること。

<その他>

【児童発達支援等計画の作成（省令第27条第5項、第71条）】

(4) 計画の作成に当たっては、児童発達支援の原案について意見を求めるための会議を行っていないかった。又は会議をしても記録に残していなかった。

- 会議を行うとともに記録を残すこと。

3 障害福祉サービス等に係る留意事項等について／施設系サービスについて

4 生活介護における医師配置の取扱いについて

障害福祉サービスのうち、生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとなっているところである。

(参考) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

※ 障害者支援施設（生活介護を実施する施設）においても、同様の規定あり。

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

しかしながら、一部の入所施設等においては配置医師による継続的な関わりを要する利用者が必ずしも多くない一方で、必要とする医療が多様化しているとの指摘があることを踏まえ、平成26年4月より、生活介護を実施する施設のうち、利用者の状態像を勘案し必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することを条件として、指定基準上医師配置をしないことができることとし、その場合、本体報酬において減算を行う取扱いとすることとしている。

これに伴い、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（案）は別添のとおりとするが、平成26年4月以降も従前とおり医師を配置する事業所については、本届出書の提出がなくても、届出書に「あり」と記載したこととみなすこととして差し支えないこととする。

この届出書については、本年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って適用とする取扱いとなるので、各都道府県におかれでは、管内施設において4月中までに滞りなく提出していただくよう周知されたい。

また、指定基準（案）において、医師を配置しない取扱いとする場合、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等を実施することとされていることから、各都道府県等においては、必要に応じて助言及び指導をお願いしたい。

【参考】体制の届出（変更案）

施設区分	1. 一般 2. 小規模多機能
定員超過	1. なし 2. あり
職員欠如	1. なし 2. あり
大規模事業所	1. なし 2. 定員81人以上
医師配置	1. なし 2. あり
人員配置体制	1. なし 2. あり
福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II
視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり
リハビリテーション加算	1. なし 2. あり
食事提供体制	1. なし 2. あり
延長支援体制	1. なし 2. あり
送迎体制	1. なし 2. あり
送迎体制（重度）	1. なし 2. あり
福祉・介護職員処遇改善対象	1. なし 2. あり
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり
キャリアパス区分（※4）	1. I (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさず) 2. III (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 3. II (キャリアパス要件を満たさない) 4. II (定量的要件を満たさない)
主たる事業所サービス種類1（※6）	サービス種類コード（　　）

※これに伴い、システム上も項目を追加する必要有り（予算編成時に対応）

7 その他の報酬に関する事項について

(1) 公立減算の解釈について

公立減算とは、障害福祉サービス等報酬を算定するに当たり、地方公共団体が設置する事業所等に対してはその性質上人件費や建物等の維持費等に公金が投入されている点を踏まえ、民間事業者との収支バランスを考慮し、基本報酬から減算（965/1000）をするというものである。

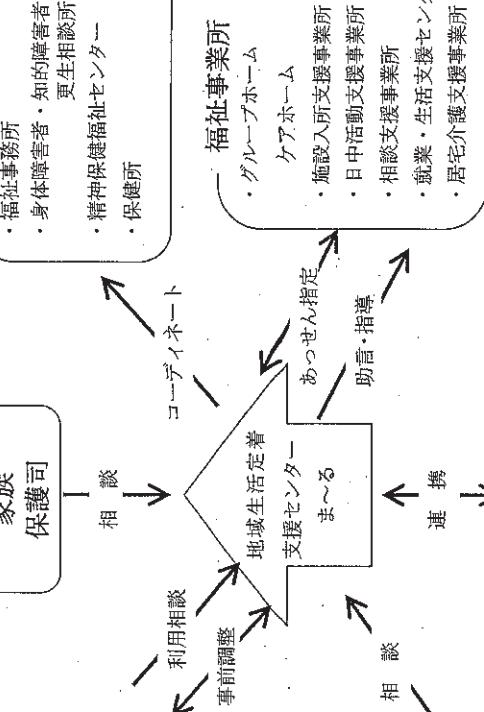
本減算については、対象要件が報酬告示（平成18年告示523号他）上の記載のみであること（※）、事業に対する自治体の関与の在り方が多様化していること等の理由により、自治体毎に減算の対象となる事業所等の解釈にはばらつきが生じているところである。公的な関与が比較的大きい指定管理者制度については、基本的には本減算の対象となる場合が多いと考えられるが、指定管理者制度にも多様な運営形態があることから、当該制度を含め、事業に対する自治体の関与の実態などを把握し、次期報酬改定の検討を経た上で、平成27年4月に取扱いについて示していく予定である。

※公立減算の告示上の記載

例：療養介護事業の場合

「～ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。」

行政機関



和歌山県地域生活定着支援センター ま～る

〒640-8483 和歌山県和歌山市吹上1丁目1-18

TEL 073-424-0515 / FAX 073-424-0516

Mail ma-rut@wfi.or.jp

開所時間

月曜～金曜日（AM9：00～PM6：00）

職員体制

所長 1名 常勤職員 5名 非常勤職員 2名

地域生活定着支援センターとは・・・

「地域生活定着支援センター」は、高齢や障がいなどの理由で特別な支援が必要な刑余者（罪を犯した人）に対し、出所後のサービス利用事業所について調整を行い、地域生活で自立した日常生活を送れるよう福祉的支援を提供することを目的としています。

対象者

- 保護観察所が行う環境調整の中で、福祉サービスの利用が適当と認められる障がい者等。
- 矯正施設入所中の障がい者等で福祉サービスの利用を希望している、又はそれが適当と認められる者。
- 更生保護施設利用の障がい者等で、福祉サービスの利用が適当と認められる者。
- 質に（過去に）矯正施設を出所した障がい者等で、福祉サービスの利用を希望している、又はそれが適当と認められる者。
- その他、保護観察所が関与している障がい者等（仮出所中）。

活動内容

1. コーディネート業務
矯正施設や保護観察所等からの依頼に基づき、矯正施設に入所している方等を対象として、出所後の生活や福祉サービスに関するニーズの確認、受け入れ施設の斡旋、福祉サービスの申請支援等を行います。
2. フォローアップ業務
コーディネート業務により矯正施設を退所し、福祉サービスに結び付けた後も対象者を支援している福祉サービス事業所などに対して必要な助言等を行います。
3. 相談支援業務
矯正施設を退所した方の福祉の利用に関する相談に応じて、助言その他の支援を行います。
4. 連携業務
業務を円滑かつ効率的にを行うために、各関係機関との連絡・調整を図ります。

4 障害福祉サービス等に係る留意事項等について／訪問系サービスについて

訪問系サービスについて

(1) 重度訪問介護の対象拡大について

① 重度訪問介護従業者の研修について

重度訪問介護の対象拡大の施行に伴い、平成26年度より重度訪問介護従業者養成研修を見直し、主として行動障害を有する者を支援する重度訪問介護の研修として「行動障害支援課程（仮称）」を新たに設けることとしている。重度訪問介護に従事する者については、従来の肢体不自由者に対応する「基礎課程」「応用課程」「統合過程」又は行動障害を有する者に対応する「行動障害支援課程（仮称）」のいずれかを受講していればその要件を満たすこととなる。したがって、既に重度訪問介護に従事しているヘルパーは改めて研修を受講することなく行動障害を有する者の支援に従事することが可能であるが、利用者の状態に即した研修の課程を修了していることが望ましいことから、その旨を報酬告示の留意事項通知に盛り込む予定としている。

重度訪問介護従業者養成研修は、「居宅介護職員初任者研修等について（平成19年1月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に基づき、各都道府県において行なっているところであるが、新たに設ける「行動障害支援課程（仮称）」についても、従前のとおり同通知に基づき研修を実施する者の指定等を行なうこととなるので、ご了知願いたい。

また、本課程の内容は、平成25年度より実施している強度行動障害支援者養成研修と同様のものとすることとしているので、都道府県における強度行動障害支援者養成研修の実施機関を含め、行動援護従業者養成研修の実施機関、その他適切に研修が実施できる機関を重度訪問介護従業者養成研修の実施機関に指定するなどご配慮願いたい。（関連資料①（85頁））

なお、既に重度訪問介護従業者養成研修を実施する機関として指定を受けている事業者が新たに「行動障害支援課程（仮称）」も実施する場合は、改めて指定する必要はないが、都道府県に対してカリキュラム等の追加・変更の届出を行う必要があるので、その旨を周知いただきたい。

② 行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定について

行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定に際しては、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントを踏まえて障害特性や環境調整の必要性などが盛り込まれたサービス等利用計画が作成されていることが必要であり、そのために相談支援事業者を中心とした連携の下で、サービス担当者会議等において支援方法等を共有していく必要があるので、その旨管内市町村及び相談支援事業者に周

知りたい。（関連資料②（86頁））

また、行動障害を有する者に対する重度訪問介護の報酬算定に当たっては、上記の取扱いを経た上で重度訪問介護を行った場合に所定単位数を算定できる扱いとするので、ご留意願いたい。

アセスメントの基本的な考え方については、関連資料③（87頁）に示すとおりであるが、平成25年度障害者総合福祉推進事業（実施団体：独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園）において作成された研修テキスト（近日中にのぞみの園のホームページに掲載予定）の中で標準的なアセスメント例が示されているところがあるのでご活用願いたい。（関連資料④（88頁））

なお、アセスメントの基本的な考え方をお示しした通知を別途発出する予定であるので、ご了知願いたい。

③ 重度訪問介護の対象拡大に伴う行動援護の利用について

行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要がある。

行動援護については、従来は外出時の支援を基本としていたところであるが、上記のアセスメント等のために必要であることがサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内の行動援護の利用を可能とする取扱いとすることとしているので、このような支給決定が円滑に行われるよう、ご配慮願いたい。

（2）同行援護の従業者要件に係る経過措置について

居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者については、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす取扱いとしているところであるが、当該措置は平成26年9月30日までが期限となっている。

このため、各都道府県におかれでは、この旨を管内の事業者に周知するとともに、計画的に同行援護従業者養成研修を実施することにより、同行援護従業者の確保を図られたい。

なお、同行援護従業者の研修受講状況に関する調査を今後行う予定であるので、ご協力願いたい。

（3）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ

- 支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準)を定めておくこと
- イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、全ての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」(支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合)として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

障害者の中には、ALS(筋萎縮性側索硬化症)や全身性障害などで介護保険制度が想定するサービス量を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

なお、このような重度の事例においても、状態の変化によりサービスの必要量が増減する場合があるが、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

③ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」(平成19年2月16日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて

ご留意の上、対応していただきたい。

ア 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行う」という業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが 1 日に複数回提供される場合であっても 1 回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

④ 居宅介護におけるサービス 1 回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1 日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス 1 回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス 1 回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護 3 時間まで、家事援助 1.5 時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス 1 回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

また、平成 24 年 4 月より、利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、

居宅介護の家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまでどおり一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに変わりはないものである。

(4) 国庫負担基準の適切な適用について

国庫負担基準については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、各サービスの障害程度区分ごとに利用人数に応じて算定することとしているところであるが、重度障害者等包括支援の対象となる者については、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることとなっている。

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者の国庫負担基準

区分6	63,400単位
介護保険対象者	32,060単位

国庫負担基準の算定に当たっては、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市町村に周知いただきたい。

なお、平成26年度からは、障害支援区分における行動関連項目等の点数がシステム上で表示される仕様となるので、ご活用願いたい。

(5) その他

① 難病患者等の居宅介護等の利用について

平成25年度より、難病患者等については、障害者総合支援法の対象とされたところである。従来の難病患者等ホームヘルプサービス事業を実施していた市町村においては障害福祉サービスでの居宅介護の利用が見込まれるところであるが、難病患者等ホームヘルプサービス事業を実施していなかった市町村においても、居宅介護のニーズを把握するとともに、各都道府県におかれては、衛生部局とも連携の上、管内市町村及び医療機関等の関係機関に対しても周知を図るなどの配慮をお願いする。

② 障害支援区分への見直しに伴う行動援護の基準の変更について

障害支援区分への見直しに伴い、行動援護及び重度障害者等包括支援の行動関連項目に関する基準を、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とすることとしている。これに伴い、生活介護の人員配置体制加算等の対象者となる基準についても変更となるのでご留意願いたい。(関連資料⑤(89頁))

なお、「介護給付費等の支給決定等について（平成19年3月23日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、障害程度区分認定の有効期間を3年を基本とする取扱いは従前のとおりであるが、従来の障害程度区分認定において行動援護等の基準に該当すると認められた者については、当該程度区分が有効である期間中は、これらの基準に該当するものとして取り扱うものであり、改めて区分認定を行う必要はないので、ご留意願いたい。

③ 行動援護従業者養成研修の見直しについて

行動援護従業者養成研修については、強度行動障害支援者養成研修の内容も活用しつつ見直しを検討することとしているが、具体的な見直しは平成27年度以降になることから、平成26年度においては従来のカリキュラムにより行動援護従業者養成研修を実施されたい。

重度訪問介護の対象拡大について

① 新たに重度訪問介護の対象となる者の範囲について (対象者の要件について)

重度訪問介護の対象については、現在「重度の肢体不自由者」とされているところであるが、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、その対象が「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とされ、平成 26 年 4 月より施行される。

新たに重度訪問介護の対象として追加となる者については、「障害者の地域生活の推進に関する検討会(以下「検討会」という。)」における検討結果を踏まえ、「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するもの」とすることとしている。

なお、行動障害を有しない者については、今回拡大される重度訪問介護の対象とはならないが、居宅介護等における取り扱いは従来通りである。また、検討会においては、現時点での課題についての検討状況等も勘案しつつ、引き続き検討する必要があるとされたところであるのでご留意願いたい。

対象者の具体的な要件については次の通りである。

- 障害支援区分 4 以上
- 現行の障害福祉サービスにおける障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等(11 項目)の合計点数が8 点以上である者(平成 26 年度からの障害支援区分への変更に伴い、認定調査項目や選択肢の変更が行われることを踏まえ、所要の見直しを行う予定)

② 対象拡大後のサービス提供事業者の基準等について (指定基準等について)

指定基準については、現行のとおりとする。ただし、従事者の要件については関係告示において厚生労働大臣が定めるものとされているところであるが、以下のとおり見直すこととしている。

報酬についても、原則として現行のとおりとすることとしている。

「事業の主たる対象とする障害の種類」を定めることができる運営規定については、肢体不自由者と知的障害者・精神障害者の障害特性が異なることに配慮する必要があることから、「主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護」と、「主として行動障害を有する者に対応する重度訪問介護」を標榜できることとする。

従事者の要件については、「主として肢体不自由者に対応する研修」又は「主として行動障害を有する者に対応する研修」(今後、関係告示の改正により新設予定) のどちらかを受講していれば基準を満たすこととなるが、それぞれの障害特性に応じた研修を受講しておくことが望ましい旨を、別

途、事務連絡等で周知を図る予定である。なお、都道府県におかれでは、肢体不自由と行動障害を有する者の双方を対象とする事業者もあり得ることに鑑み、必要な場合には双方の研修を受講することができるようご配慮願いたい。

(重度訪問介護従業者の研修について)

主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護の研修は従来どおりとするが、主として行動障害を有する者に対応する場合は、専門性を確保するため、行動障害を有する者の障害特性に関する研修を新たに設定することとしている。

具体的な研修の内容については、強度行動障害支援者養成研修と同等の内容とすることとしている。このため、強度行動障害支援者養成研修のカリキュラムについて、平成26年4月の施行に間に合うよう通知する予定である。

なお、行動援護従業者養成研修についても、強度行動障害支援者養成研修の内容も活用しつつ見直しを検討することとしているが、具体的な見直しは平成27年度以降となることから、平成26年度においては従来のカリキュラムにより行動援護従業者養成研修を実施されたい。

(行動援護による支援の範囲の拡大について)

行動援護については、現行では主として外出及び外出の前後にサービスを行いうものとされているところであるが、今般の重度訪問介護の対象拡大に伴い、行動障害を有する者の支援に関わるすべての事業者が支援方針や支援方法を共有できるよう、行動援護事業者が、居宅内において専門的なアセスメントによる問題行動の分析や環境調整等を行えるようにすることとしており、それに伴い、報酬告示の留意事項通知を今後改正する予定としているので、ご了知願いたい。

(行動障害を有する者に対する支援について)

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。(関連資料1)

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・ 行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・ 居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

行動障害を有する者に対する支援について留意する事項は以下の通りであるので、管内市町村及び関係事業者等に周知願いたい。

ア 行動障害を有する者に対する支援の情報の共有について

行動障害を有する者への支援については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者と他のサービス事業者が役割分担を明確にしつつ、全体としての連携体制を構築して支援を行う必要がある。

支援に当たっては、様々なサービス事業者が関わる中で、相談支援事業者が招集するサービス担当者会議等において、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要である。

その中で、行動障害の専門家によるアセスメント情報（問題行動の分析や環境調整等の情報）を共有することが必要である。なお、相談支援事業者、行動援護事業者、重度訪問介護事業者等の間におけるこれらの情報の共有に資するため、検討会において提示されたアセスメントシート例（関連資料2）を参考に標準的なアセスメントについて、現在、「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」（平成25年度障害者総合福祉推進事業 実施団体：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）において検討中であり、それを踏まえて別途お示しする予定である。

イ 相談支援事業者が留意する事項について

サービス等利用計画における支援方針は相談支援事業者が定め、これに基づき関係事業者がサービス提供を行っていくこととなるが、その際、行動援護の利用については、アセスメント等に必要な期間等を見込んだサービス等利用計画とし、これを超えて長期に至る場合は、モニタリング時等のサービス担当者会議による現状確認のほか、必要に応じて行動障害に関する専門知識や経験を有する者から助言を得るなど、適切に次の段階に移行するよう相談支援事業者が調整を行うこととする。

上記のとおり、相談支援事業者は、行動援護事業者のアセスメントを活用してサービス等利用計画を作成することとしているが、その際、行動援護事業者のアセスメント結果のみに依存してサービス等利用計画を作成するがないように留意する必要がある。

また、行動障害を有する者の状態の変化に対応しながら地域で継続的な支援を行うことができるようするため、相談支援事業者が行うモニタリングについても、行動援護事業者等のアセスメントを活用することとする。

なお、地域において行動援護事業者の確保が困難な場合であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業者・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等が確保されていれば、重度訪問介護の利用ができることとする。

重度訪問介護の対象者拡大について

○対象者の要件

現 行 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者

〈具体的な要件〉

障害程度区分4以上であって、次のいずれにも該当する者

- ①二肢以上に麻痺等があること
- ②障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

平成26年4月～ 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するもの を対象に追加

〈具体的な要件〉

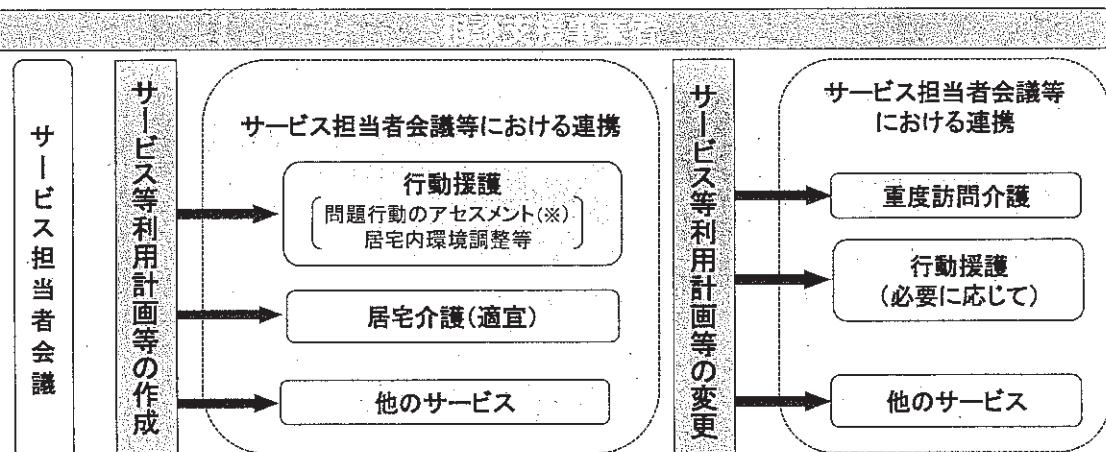
- ・障害支援区分4以上
- ・現行の障害福祉サービスにおける障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等(11項目)の合計点数が8点以上である者(平成26年度から障害支援区分への変更に伴い、認定調査項目や選択肢の変更が行われることを踏まえ、所要の見直しを行う予定)

重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援について

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

支援の流れ(イメージ)



※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

同行援護従事者の資格要件について

【サービス提供責任者の要件】

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ・居宅介護職員初任者研修課程又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上介護等の業務に従事した者

同行援護従業者養成研修
(一般課程+応用課程)の修了者

経過措置(平成26年9月末まで)
左に該当する場合上記研修の修了者とみなす

-----又は-----

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

【従業者(ヘルパー)の要件】

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者

経過措置(平成26年9月末まで)
居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従業養成研修(一般課程)の修了者とみなす

-----又は-----

居宅介護従業者の要件を満たす者



1年以上の視覚障害(直接処遇)に関する実務経験
(実際従事した日数が180日以上)

-----又は-----

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※知事が認める研修

1 下記研修を修了していれば、同行援護従事者養成研修(一般課程)を修了したものとみなします。

- ・視覚障害者移動支援従業者養成研修
- ・視覚障害者移動介護従業者養成研修
- ・ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者(養成)研修課程

2 下記研修を修了していれば、同行援護従事者養成研修(一般課程+応用課程)を修了したものとみなします。

- ・視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修

県内で開催が予定されている同行援護従事者養成研修一覧
(H26.3現在、申込み受付中の研修)

研修開催日	申込〆切日	実施主体	研修種別	募集定員	開催場所
H26.3.29(土) H26.4.5(土) H26.4.6(日)	H26.3.28(金)	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	一般課程	15人	かつらぎ町内
H26.4.13(日) H26.4.20(日)	H26.4.12(土)	有限会社ポラリス	応用課程	20人	和歌山市内
H26.4.19(土) H26.4.26(土) H26.5.3(土)	H26.4.18(金)	株式会社EE21	一般課程	20人	和歌山市内
H26.4.20(日) H26.5.11(日) H26.5.25(日)	H26.4.19(土)	有限会社ポラリス	一般課程	16人	和歌山市内
H26.5.10(土) H26.5.17(土)	H26.5.9(金)	株式会社EE21	応用課程	20人	和歌山市内

※一般課程は3日間、応用課程は2日間全ての受講が必要です。

○申込み方法等の詳細は和歌山県障害福祉課ホームページでご確認ください。

○今後、上記以外に開催が決定した場合は、その都度、和歌山県障害福祉課ホームページに情報を掲載していくります。

和歌山県障害福祉課ホームページ

URL : <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/kensyu/kensyujoho.html>

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業所）における変更届出書等の提出について

1 変更届出書の提出要件

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名
- (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 運営規程
- (7) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所

に変更があった場合は、その変更の日から10日以内に変更届出書を提出してください。

(変更の届出等)

第46条（抜粋）

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更に伴う変更届出の特例について

上記1に関わらず、運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更に伴う変更届出書については、変更手続きの簡素化を図るため、本県では年に1度、6月中に変更届出書を提出することでよいとしています。

【平成26年度の取扱い】

- ・提出期間 平成26年6月2日（月）から平成26年6月30日（月）
- ・提出先 事業所の所在する地域を管轄する振興局保健福祉課
※和歌山市内に所在する事業所については和歌山市へ提出
- ・基準日 平成26年6月1日

《書類作成にあたっての留意事項》

- ① 「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあった事項が次に該当する場合は、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。
 - ・事業所の管理者の氏名及び住所の変更
 - ・サービス提供責任者の氏名及び住所の変更
- ② 平成26年3月31日から7月31日までに指定有効期限が満了となる事業所であって、指定更新を受ける事業所については、今回の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に伴う変更届出書の提出は必要ありません。
- ③ 平成25年6月1日と平成26年6月1日を比較して、職員の員数等に変更のない場合、変更届出書の提出は必要ありません。また、平成25年7月以降、職員の員数等について変更届出書を提出済みの事業所については、直近の変更届出書からの変更が無ければ提出は不要です。(①の場合を除く)
- ④ 資格証等の写しについては、従業員全員分を添付し「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付してください。
また、婚姻等により、資格証等の氏名が変更になっている場合は、戸籍謄本等の写しを添付してください。
- ⑤ 資格証等の写しについては、全て原本証明をしてください。
- ⑥ 変更届出書の提出にあたっては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等十分に確認のうえ、提出してください。

3 休止届書、廃止届出書について

- ・事業を休止もしくは廃止する場合は、1ヶ月前までに提出を行ってください。
- ・また、近年、実地指導の機会等を発端に、実質的には事業を行っていない休止状態の事業所が散見されます。実態に即し、休止届出書を提出する等適切な処置を行ってください。

(変更の届出等)

第46条（抜粋）

2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業所）における管理者・サービス提供責任者の要件等について

1 管理者について

(1) 管理者の要件（基準省令第6条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。

【解釈通知】

指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。

ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。

① 当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合

② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られる職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

(2) 管理者の責務（基準省令第30条第1項、2項）

① 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の一元的に行わなければならない。

② 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

【解釈通知】

管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うものである。

2 サービス提供責任者

(1) サービス提供責任者の要件（基準省令第5条第2項）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

【サービス提供責任者配置要件】

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
 - ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
 - ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上（H24.4～）
- ※③の要件をもとにサービス提供責任者を配置する場合は前3ヶ月の利用者数の平均による。

(2) サービス提供責任者の責務（基準省令第26条、第30条第3項）

- ① サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。
- ② サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- ③ サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- ④ サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

【解釈通知】

サービス提供責任者の中心的な業務である居宅介護計画の作成について規定したものであり、居宅介護計画は次の点に留意して作成されるものである。

- ① サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及び家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価について説明を行うものとする。
- ② 居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画書式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ③ 居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。
- ④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

3 その他

(1) サービス提供の記録（基準省令第19条）

- ① 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。
- ② 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

【解釈通知】

基準第19条第1項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的な内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。

同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

(2) 介護給付費の額に係る通知等（基準省令第23条第1項）

指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

【解釈通知】

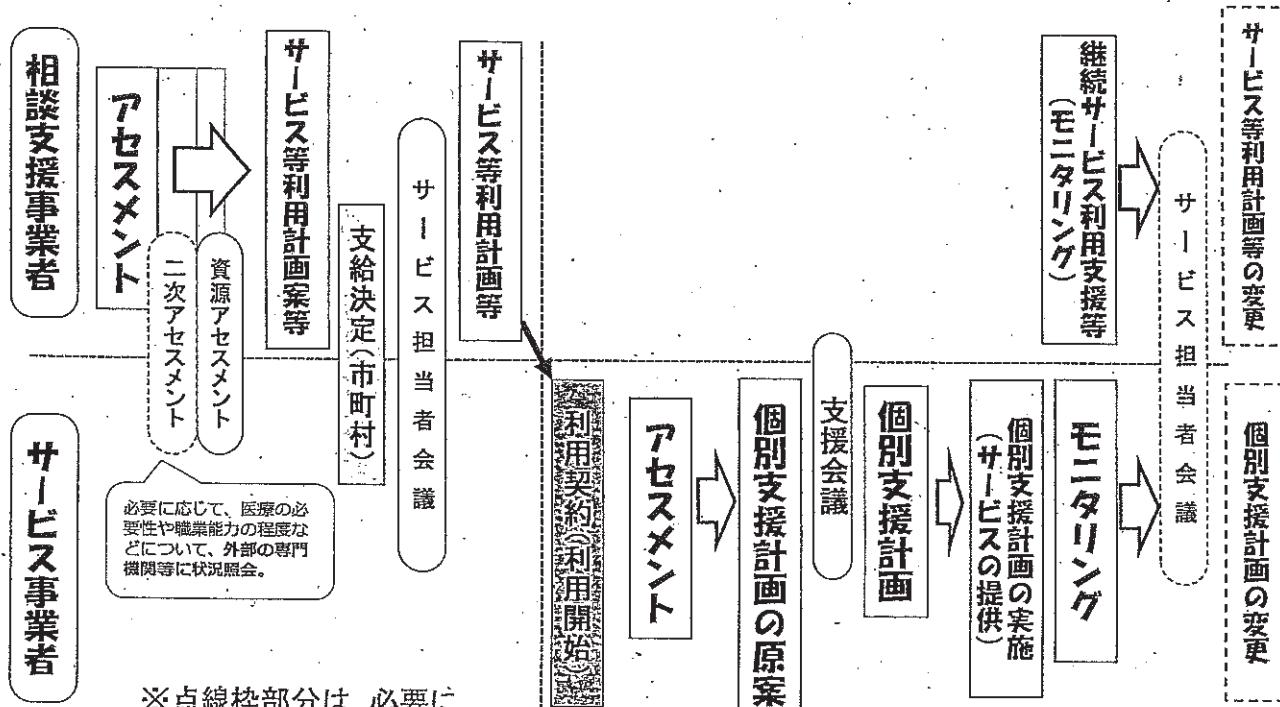
基準第23条第1項は、指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。

(3) 記録の整備（基準省令第42条第2項）

指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

計画相談支援・障害児相談支援の推進に ついて

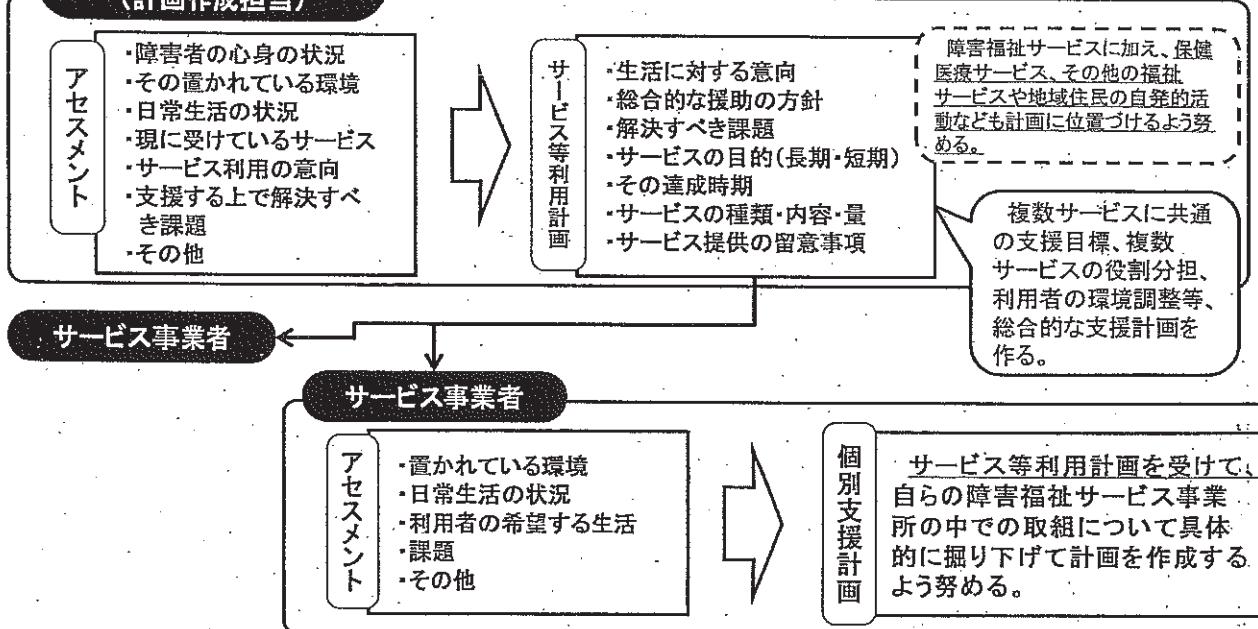
指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と
障害福祉サービス事業者の関係



サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者
(計画作成担当)



平成25年12月までの計画相談実績

(別紙)

都道府県名 和歌山県

※1 平成25年12月の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）

※2 平成25年12月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数）

※3 平成25年12月の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）

※4 平成25年12月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）

なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分			
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	左のうちセルフプラン等	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※3)	計画作成済み人数 d (※4)	左のうちセルフプラン等	達成率 d/c (%)
	(合計)	8,106	3,311	204	40.8%	1,991	207	31	10.4%
1	和歌山市	2,804	1,403	141	50.0%	749	0	0	0.0%
2	海南市	449	219	0	48.8%	102	30	0	29.4%
3	橋本市	537	232	1	43.2%	131	36	0	27.5%
4	有田市	222	106	0	47.7%	70	30	29	42.9%
5	御坊市	211	128	0	60.7%	30	0	0	0.0%
6	田辺市	776	186	0	24.0%	116	37	0	31.9%
7	新宮市	332	152	61	45.8%	44	4	0	9.1%
8	紀の川市	442	51	0	11.5%	170	0	0	0.0%
9	岩出市	268	42	0	15.7%	164	0	0	0.0%
10	紀美野町	77	36	0	46.8%	16	0	0	0.0%
11	かつらぎ町	132	75	0	56.8%	73	0	0	0.0%
12	九度山町	46	20	0	43.5%	8	0	0	0.0%
13	高野町	16	5	0	31.3%	6	0	0	0.0%
14	湯浅町	140	23	0	16.4%	35	0	0	0.0%
15	広川町	82	26	0	31.7%	14	1	0	7.1%
16	有田川町	187	76	0	40.6%	69	2	0	2.9%
17	美浜町	56	16	0	28.6%	4	0	0	0.0%
18	日高町	51	22	0	43.1%	11	0	0	0.0%
19	由良町	53	20	0	37.7%	8	0	0	0.0%
20	印南町	62	36	0	58.1%	2	0	0	0.0%
21	みなべ町	178	83	0	46.6%	17	15	0	88.2%
22	日高川町	99	47	0	47.5%	8	2	2	25.0%
23	白浜町	256	74	0	28.9%	34	14	0	41.2%
24	上富田町	146	56	0	38.4%	42	25	0	59.5%
25	すさみ町	62	41	1	66.1%	2	1	0	50.0%
26	那智勝浦町	169	50	0	29.6%	32	0	0	0.0%
27	太地町	29	2	0	6.9%	4	0	0	0.0%
28	古座川町	34	15	0	44.1%	5	3	0	60.0%
29	北山村	8	3	0	37.5%	0	0	0	0.0%
30	串本町	182	66	0	36.3%	25	7	0	28.0%

平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修 A 実施要綱

1 研修の目的

相談支援事業に従事しようとする者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的とする。

2 研修日程

平成26年5月11日(日)・12日(月)・13日(火)、6月2日(月)・3日(火)

3 受講定員

140名

4 研修対象者

①別紙1に示す業務別の必要経験年数を平成26年6月1日現在で満たす予定の者で、行政機関が委託する各相談事業に従事しているもの

②別紙1に示す業務別の必要経験年数を平成26年6月1日現在で満たす予定の者で、行政機関が障害者相談支援事業等を委託する予定の指定相談支援事業所へ確実に相談支援専門員として従事する予定のもの

③別紙1に示す業務別の必要経験年数を平成26年6月1日現在で満たす予定の者で、相談支援事業に従事しようとするもの

④相談支援事業を担当する行政機関職員

なお、次の要件をいずれも満たすこと。

- ・研修3日目終了後、各受講者(もしくは所属する事業所)が関わっている事例について、指定課題を各自が研修4日目受講時までに作成し、演習にて使用することとしているので作成が可能なもの

- ・県内市町村における相談支援の基盤整備を円滑にすすめるため、研修修了者名簿を県内市町村に対し情報提供するので、それに同意できるもの

5 開催会場

※日程により会場が異なりますのでご注意ください。

平成26年5月11日(日)・12日(月)・13日(火)

和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 4階ホール

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番47号 (TEL073-425-3335)

平成26年6月2日(月)・3日(火)

和歌山市北コミュニティセンター 2階多目的ホール

〒640-8481 和歌山市直川326番地の7 (TEL073-464-3031)

6 受講申込書等の提出

希望者は、様式1「平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修受講申込書」を、所属する事業所(団体)を通じて下記により郵送にて申し込むものとする。

なお、「4 研修対象者」の①②③に該当する者は、様式2「実務経験証明書」(社会福祉主事等の資格要件に該当する場合はその証明書の写し等の提出も含む)を添付すること。

例)A施設に3年、B施設に2年の場合はA施設、B施設ともに証明書が必要。ただし、同一法人内で複数の施設等へ従事した場合は、同一での証明で可能。

【申込書送付先】 和歌山県福祉事業団本部 (FAXでの申込みは不可)

〒649-2102 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456-1

TEL0739-47-6640

【申込受付期間】 平成26年4月1日(火)～4月18日(金)(消印有効)

注)申込受付期間を厳守してください。

提出書類不備の場合は受け付けません。不備のないよう十分確認のうえ提出してください。

7 受講者の決定及び通知

受講の可否については、申込者全員に通知する。

なお、申込者多数の場合は、相談支援専門員としての活動予定、受講希望理由、地域のバランス、障害の専門性等を加味した上で、調整を行い決定するものとする。

8 修了証書

全日程を修了したものに対し修了証書を授与する。

9 経費等

研修会参加費は5,000円とする。

なお、研修参加に伴う旅費および宿泊費等については、受講者(所属する法人等を含む)が負担する。

10 その他

過去5年以内に相談支援従事者研修B(2日間)を受講済の者は、5月11日(日)・12日(月)の講義の免除が可能。希望する場合は、別紙様式1「平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修受講申込書」の該当する研修区分を選択の上(一部免除コース)、相談支援従事者研修Bの研修修了証を添付すること。

※平成24年度法改正に伴いカリキュラムが一部改正になっているので、できる限り全日程を受講されるのが望ましい。

※本研修は、開催日程上、社会福祉法人和歌山県福祉事業団への委託を前提に進めておりますが、平成26年度当初予算案の議決状況により、日程の延期、内容の変更等が生じる場合がございますので、あらかじめ御了承ください。なお、その場合は速やかに御連絡申し上げます。

【問い合わせ先】

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

障害福祉課在宅福祉班

電話 073-441-2533

平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修 A日程

日 程	会 場
平成26年5月11日(日)・12日(月)・13日(火)	和歌山県勤労福祉会館プラザホープ
平成26年6月2日(月)・6月3日(火)	和歌山市北コミュニティセンター

講師：和歌山県人材育成部会

場所	日 時	研 修 科 目
和 歌 山 県 勤 労 福 祉 会 館 普 ラ ザ ホ ー プ	5/11 (日)	9:00～9:30 受付
		9:30～9:40 開講
		9:40～12:40 障害者総合支援法等の概要
		13:40～15:40 ケアマネジメント(概論)
		15:55～17:25 相談支援の基本姿勢
	5/12 (月)	9:30～11:00 障害児者の地域生活支援
		11:15～12:45 相談支援における権利侵害と虐待防止
		13:45～16:45 障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス
	5/13 (火)	9:30～12:30 ケアマネジメントの実践①
		13:30～16:30 ケアマネジメントの実践②
		16:45～17:45 実習ガイダンス
和 歌 山 市 北 コ ミ ュ ニ テ ィ ー ン テ イ ー	6/2 (月)	9:45～10:00 受付
		10:00～13:00 協議会の役割と活用
		14:00～17:00 演習①
	6/3 (火)	9:30～12:30 演習②
		13:30～14:30 演習③
		14:30～17:30 演習のまとめ
		17:30～ 閉講

(注)「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことです。

(別紙1)

実務経験馬鹿となる業務等別の必要実務経験年数

区分	業務	実務経験となる業務	必要実務経験年数
第1	平成18年10月1日において、イ又はロに掲げる者であったものが、平成18年9月30日までの間にイ又はロに掲げる者として、相談支援業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間	通算して3年以上	
	イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者		
	ロ 精神障害者地域生活支援センターの従事者		
第2	イから二に掲げる者が、相談支援の業務(主たる業務として)その他これに準ずる業務に従事した期間	通算して5年以上	
	イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	(第2、第3、第5及び第6の期間を通算可)	
	ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従事者		
	ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従事者		
	ニ 病院若しくは診療所の従事者(社会福祉主任用資格者又はホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者並びに第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。)		
第3	イからハに掲げる者であつて、社会福祉主任用資格者等(※1)が、介護等の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務)に従事した期間	通算して5年以上	
	イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人保健施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者	(第2、第3、第5及び第6の期間を通算可)	
	ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる施設の従業者		
	ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者		
第4	第3のイからハに掲げる者であつて、社会福祉主任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間	通算して10年以上	
第5	障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間	通算して5年以上	
	(第2、第3、第5及び第6の期間を通算可)		
第6	特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間	通算して5年以上	
	(第2、第3、第5及び第6の期間を通算可)		
第7	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	通算して5年以上かつ第2から第6までの期間が通算して3年以上	

※「3年以上の実務経験」とは、社会福祉主任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員用資格者

※「3年以上の実務経験」とは、業務に従事した期間が3年以上かつ当該業務に従事した日数が540日以上をいう。(「5年以上」→かつ900日以上。「10年以上」→かつ1800日以上。)

様式1

平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修受講申込書

平成26年 月 日

平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修の受講者として次の者を受講させたいので推薦します。
なお、申し込み多数により受講できない場合があることを了承します。

(申込者)	事 業 所 名 :				
	サ ー ビ ス 種 別 :				
	対 象 と し て い る 主 な 障 害 者 種 别 :	身体	知 的	精 神	児 童
	事 業 所 管 理 者 職 氏 名 :	印			
	事 業 所 住 所 :				
	事 業 所 電 話 番 号 :	事 業 所 FAX 番 号 :			

①研修区分 (いずれかに○)	1) 初任者研修A(全日程) 2) 初任者研修A(一部免除)※1 3) 初任者研修B				
②受講者氏名 ふりがな			③生年月 日	年 月 日	④職種 (業種)
⑤優先順位	同一事業所より受講推薦者が複数の場合 優先順位 番目 / 人中				
⑥受講者住所	〒			⑦受講者 電話番号	
⑧別紙1に基づく 実務経験年数 ※2	第 1	年 月	第 5	年 月	
	第 2	年 月	第 6	年 月	
	第 3	年 月	第 7	年 月	
	第 4	年 月	合 計	年 月	
⑨相談支援専門員 としての活動予定期 期	・平成 年 月 予定 (事業所名:) ・未定				
⑩受講希望理由 (いずれかに○)	1 指定(特定、障害児、一般)相談支援事業所において、相談支援専門員として従事する予定				
	2 指定(特定、障害児、一般)相談支援事業所を開設するか検討中であるが、開設に当たり相談支援専門員を確保するため				
	3 法人内に相談支援事業所を有しており、現に相談支援業務に従事はしていないが、今後の人事異動等を見据えたもの				
	4 市町村からの委託相談支援事業所において、相談支援業務に従事する予定				
	5 サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)として従事するため				
	6 障害者ケアマネジメントの資質向上のため				
	7 その他(具体的に)				
⑪市町村への名簿 提供への同意 (いずれかに○) ※3	県内市町村における相談支援の基盤整備を円滑にすすめるため、研修修了後、研修修了者として県内市町村に対し名簿を情報提供されることについて		・同意します	・同意しません	
⑫備 考 ※4					

※1 研修A一部免除コース受講の場合は、研修Bの修了証の写しを添付してください。

※2 実務経験年数にて資格要件を伴う場合は、証明書等の写しを添付してください。

※3 研修A(全日程または一部免除)を受講される場合のみ○をつけてください。

※4 備考欄へは手話通訳や車椅子等の配慮を希望する事項を記入してください。

実務経験証明書

(現在の所属法人名及び事業所名)

(受講者氏名)

1	事業所名												
	事業所の種別												
	職 種												
	就業期間 合計 年 ケ月 (日)	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日					
	実際に業務に従事した日数	(日)			(日)			(日)					
	上記の実務経験について証明する。 平成 年 月 日 法人名 代表者名 印												

2	事業所名												
	事業所の種別												
	職 種												
	就業期間 合計 年 ケ月 (日)	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日					
	実際に業務に従事した日数	(日)			(日)			(日)					
	上記の実務経験について証明する。 平成 年 月 日 法人名 代表者名 印												

3	事業所名												
	事業所の種別												
	職 種												
	就業期間 合計 年 ケ月 (日)	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日					
	実際に業務に従事した日数	(日)			(日)			(日)					
	上記の実務経験について証明する。 平成 年 月 日 法人名 代表者名 印												

※ 上記証明に資格が伴う場合は、その資格を証明できる書類の写しを添付してください。

※ 同一法人内で複数の事業所へ従事した場合は、同一欄での証明で可能です。

※ 記入欄が足りない場合は、この様式をコピーして使用してください。

計画相談支援・障害児相談支援の推進について

(1) 計画相談支援・障害児相談支援の推進について

利用者への計画相談支援・障害児相談支援の提供に当たっては、平成24年4月に施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）等関係法令の改正により、平成27年度からは、障害福祉サービス、地域相談支援や障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定を行う市区町村は、それらに係る申請があった全ての事例において申請者に対してサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）の提出を求めるものとされた。これを踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3年間でそのための体制整備を進める必要があるが、法令改正の施行から2年が経とうとしている現時点での進捗をみると、都道府県・市区町村によっては順調に体制整備が進んでいるところもある一方、全体としては障害福祉計画における見込み等と比べて非常に低い水準にとどまっている状況である。

そのため、当初の予定どおり体制整備が進んでいない都道府県及び管内市区町村におかれでは、準備期間の最終年度である平成26年度においては、障害福祉サービス、地域相談支援や障害児通所支援の利用者等の期待に応えるためにも、体制整備に係る取組のより一層の推進を図っていただくようお願いする。

既に、「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡）を発出しているところであるが、改めて以下のとおり周知する。（関連資料①（194頁））

特に、「計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法」については、管内市区町村を通じて、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所を招集の上、必ず周知するとともに、そのような機会をきっかけとして、定期的に進捗状況、管内の課題を共有するような仕組みを構築されたい。また、別添資料として、宮崎県が行っている取組を掲載しているので、各都道府県の取組の参考とされたい。（関連資料②（198頁））

- 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡）（抄）

1. 全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

地域において計画相談支援を進めるに当たっては、都道府県、市区町村及び事業者が計画相談支援の必要性について認識を共有し、利用者に対しても分かりやすく説明することが重要である。参考までに、社会保障審議会障害者部会

報告書（平成 20 年 12 月 26 日）における記載事項を整理すると、次のとおりである。

- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること
- (3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

2. 計画相談支援等の進捗状況

第 3 期障害福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）において各都道府県・市区町村が立てた見込値に基づくと、平成 27 年度から支給決定する全ての利用者に対応するためには、平成 26 年度には支給決定の更新及びモニタリングを合わせて毎月平均で 18.9 万件に対応できるような体制にならなければならぬが、平成 25 年 10 月分の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）データでは、計画相談支援の提供件数は 4.3 万件となっている。また、障害児相談支援の提供件数は 0.8 万件となっており、障害福祉計画上、位置づけられていないため見込値との比較はできないが、障害福祉サービス・地域相談支援と障害児通所支援の利用者数の比率から見れば、同様に進捗が遅れている状況であることが分かる。

一方、都道府県ごとの進捗状況を確認すると、非常に大きな乖離があり、最も進んでいるところでは既にサービス利用者一人あたり 1,500 件に近い支給実績があるが、最も進んでいないところではその約 5.9 分の 1 にとどまっている状況である（平成 25 年 10 月国保連データ）。

また、全市区町村に対し、サービス等利用計画等の作成済み者数の実態把握を各都道府県経由で調査したところ、全国ベースでは、サービス等利用計画については全利用者の 23.9%、障害児支援利用計画については 25.2% が作成済みという状況であった。さらに、これについても都道府県ごと・市区町村ごとに非常に大きな乖離があり、最も進んでいるところでは既に全利用者の半分以上で計画が作成済みとなっているが、最も進んでいないところではその約 6.2 分の 1 にとどまっている状況である（平成 25 年 12 月厚生労働省調べ）。

このような状況の中、取組が進んでいないところの底上げを行うことが今後の重要な課題であり、そのためには、特に都道府県・市区町村が一体となって体制整備に取り組むことが極めて重要である。

3. 計画相談支援等の体制整備を進めるために

(1) 基本的考え方

計画相談支援等の体制整備を進めるためには、既に障害保健福祉関係主管課長会議等の場で繰り返し説明してきているように、次の3段階が必要である。

- ・ まず、支給決定を行う各市区町村が管内の利用者等の状況を把握して体制整備の見通しを立てること
- ・ その上で、各都道府県が、管内市区町村の状況を集約した上で、相談支援専門員の必要数の見込みを立て、養成研修を進めること
- ・ さらに、都道府県・市区町村において、特定相談支援事業所等の設置に向けた関係者への働きかけや、各事業所が必要な相談支援専門員の確保を行うための支援を行うこと

(2) 市区町村の役割

市区町村は、支給決定を行う立場であり、計画相談支援等の体制整備に関する一義的な責任を果たすことが求められる。障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込みを立てるのは以前から行われてきた業務であるが、その見込みに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を適切に見込むことが求められる。また、それに当たっては、障害児通所支援の利用者数についても併せて考慮することが必要である。

その上で、管内又は近隣のサービス事業所に対して、特定相談支援事業所等の開設の働きかけを行うことが必要である。その際には、例えば半年後・1年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を適切に事業所側に提供し、事業所側として将来的な業務計画等を立てることができる環境づくりを行うことが極めて重要である。

さらに、適切な計画相談支援等が実施されるように特定相談支援事業所等のバックアップの体制づくりを行うことも重要である。そのため、基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる。

また、協議会を活用し、障害福祉サービス事業者等とのサービス等利用計画等の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組を進めていただきたい。

(3) 都道府県の役割

都道府県の役割は、管内市区町村の支援である。特に、相談支援専門員

の養成確保により、各特定相談支援事業所等が十分に業務を行うことができる体制を作ることが求められる。

また、そのためには、管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約して、当該都道府県内における相談支援専門員の必要数を見極めた上で、その確保のために十分な規模の養成研修を行うことが求められる。特に、体制整備がまだ十分に進んでいない現時点においては、養成研修の実施の体制が整った管内市区町村や法人等にその実施を委託・指定するなどして、相談支援専門員として業務を行うことが確実な研修受講希望者が研修を受けられないような事態にならないように対応する必要がある。

さらに、計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元するとともに、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援を行うことも都道府県の重要な役割の一つである。都道府県が計画相談支援等の体制整備に主体的・積極的に取り組んでいるかどうかという点が、当該都道府県における体制整備の進捗状況を決める大きな要素の一つになっている。

(4) 国の支援策等

厚生労働省としては、上記のような市区町村・都道府県の取組を支援するために、次のような支援を実施又は検討しているところである。各市区町村・都道府県においては、下記についても活用を積極的に検討の上で、計画相談支援等の体制整備を進めていただきたい。

- ① 雇用創出基金事業「地域人づくり事業」（平成 25 年度補正予算）
 - ・ 特定相談支援事業所等が、都道府県又は市区町村からの委託を受け、地域の無業者（新卒者等を含む。）を、特定相談支援事業所等で雇用し、サービス等利用計画等の作成補助、地域の障害福祉サービス事業所や学校等の関係機関との意見交換等のサポート業務等を行わせる場合、その費用について都道府県の基金から補助することが可能となる。各都道府県担当部局におかれては、基金の実施担当部局とも連携の上、本事業を有効に活用願いたい。
- ② 基幹相談支援センター等機能強化事業（平成 26 年度予算案）
 - ・ 基幹相談支援センター（委託相談支援事業所）が、障害児者の卒業を控えた時期等に、学校等の現場に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言を行う等、現行の事業を柔軟に運用し、利用者のライフステージの移行に合わせた総合的なサービス提供を円滑にするための人員を配置する場合に、その費用について地域生活支援事業において国からも財政支援を行う予定であり、その活用を検討願いたい。
- ③ 個々の利用者の給付実績データの集計・分析機能（平成 25 年度補正予

算)

- ・国保連から市区町村に提供される給付実績データについては、通常は事業所単位での利用実績のみしか把握できないが、利用者単位での集計・分析を行う機能を付加することによって、例えば障害福祉サービスの利用に係る利用者単位の情報を指定特定相談支援事業所に提供する等、サービス等利用計画の内容の向上等に寄与することが可能となる。

平成25年度補正予算に計上された「障害者自立支援給付支払等システム事業」において、集計・分析機能を付加するためのシステム改修等を行う市区町村においては、これを有効に活用して計画相談支援等の推進に努められたい。

④ 計画相談支援等に関する調査研究事業による各種テキストの活用

- ・標記については、障害者総合福祉推進事業（厚生労働省助成事業）において、これまで以下のとおりとりまとめられているところである。当省や研究実施団体のホームページに掲載されているので、特に新規に相談支援事業所を立ち上げる場合の体制整備に関連して活用を検討されたい。

【特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会】

●平成24年度

「サービス等利用計画の評価指標に関する調査について」

- ・サービス等利用計画評価サポートブック <http://nsk09.org/pg57.html>

●平成23年度

「サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究」

- ・サービス等利用計画作成サポートブック修正版6月Ver
http://nsk09.org/_src/sc476/keikaku_130617.pdf

※ 上記サポートブックでは、モニタリング時の様式は全て市区町村に提出する前提となっているが、『「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準省令」という。）』ではそこまでは義務づけておらず、以前発出した相談支援関係Q&Aでも義務づけられていない旨は明示している。本事務連絡においても引き続き同様の方針であるので、ご了知願いたい。

【特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会】

●平成23年度

「相談支援事業の業務評価指標策定とソフトウェア開発事業」

- ・http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/cyousajigyou/sougoufukushi/d1/h23_seikabutsu-08.pdf

●平成 22 年度

特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会

「障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方策のあり方検討事業」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/dl/seikabutsu7-1.pdf>

別添 1

計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法

(1) 基本的考え方

計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化を図るため、より効率的な手続ができるような環境整備、相談支援専門員の省力化が図られるような計画相談支援等の実施プロセスの再精査が求められているところである。

そのような中、可能な限り現場の相談支援専門員の観点を踏まえた上で、計画相談支援等のプロセスの中で、

- 一般的に行われている手続よりも柔軟な対応が可能と考えられるポイントと工夫の例
- 体制整備の加速化を図るために市区町村として積極的に検討していただきたいポイント

を次のとおりまとめたので、今後、市区町村におかれでは、各特定相談支援事業所等の意見も十分に聴取した上で、当該市区町村における計画相談支援等のプロセス全体の見直しを行っていただくようお願いしたい。特に、基準省令や『「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について』（以下「解釈通知」という。）』の範囲内で、各事業所等が効率的に業務を行うためにどうすればよいかという視点に立って柔軟にプロセスを見直すことが重要であり、各地域における計画相談支援プロセスの中で効率的な業務の実施を妨げているのは何かという点を見極めた上でそれらの改善を進めていただきたい。

(2) 計画相談支援等プロセスの効率化・省力化を進めるための留意事項

① 市区町村に求められる配慮の例

- (a) 特定の特定相談支援事業所等に業務が集中しないように配慮することが必要である。そのためには、市区町村や基幹相談支援センター、委託相談支援事業所が、各特定相談支援事業所等の業務の繁忙状況を確認

の上で、対応が可能な事業所へ紹介すること等の配慮が必要である。

- (b) 支給決定・受給者証発行に当たって、次のような配慮を検討することが必要である。
- ・受給者証の発行や支給決定の変更通知について、利用者等の同意の上、直接市区町村から特定相談支援事業所等にも写しを送付するよう配慮すること。
 - ・4月から新たに児童発達支援を利用する障害児等、支給決定や支給決定の更新が予め把握できる利用者については、支給決定月よりも早期に特定相談支援事業所等に情報を提供し、十分な時間的余裕を持って業務を進める状態とすること。
 - ・計画相談支援等の業務量を分散させるため、例えば支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとすることも考えられる。
- (c) 計画相談支援等において、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならぬ業務は、
- ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
 - ・利用者等へのサービス等利用計画案等やサービス等利用計画等の説明
 - ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への説明・意見の聴取であるが、その他の補助業務（例：面談のためのスケジュール調整、記録のワープロ打ち、書類整理等）については、各業務に対する習熟度等も勘案した上で、管理者の判断に基づき各事業所において補助職員に行わせることも可能である。市区町村においては、必要に応じて平成25年度補正予算による国の財政支援も活用しつつ、補助職員の確保について積極的に検討することが必要である。なお、モニタリングについても同様である。

② 柔軟な対応の工夫の例

(a) 初回面談

アセスメントについて、基準省令では、相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合等には、内容が軽微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。

(b) サービス等利用計画案等の作成

基準省令や解釈通知では、サービス等利用計画案等に対する同意を得

るに当たって「居宅等への訪問」を要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、サービス等利用計画案等の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。

(c) サービス事業所の調整・サービス担当者会議

基準省令では、サービス等利用計画等に位置づけた障害福祉サービス等の担当者を「招集」することとなっており、原則としては関係者全員の参加を得た上で開催することとなるが、サービス担当者に参加を求めて業務の都合等で欠席となる場合には、会議を開き直す必要はなく、出席できなかった担当者からは別途、意見を求め、それらを必要に応じてサービス等利用計画等に反映させる形で差し支えない。

なお、上記の方法で意見を求める場合は、意見交換を行った記録を文書で残すこと。

(d) サービス等利用計画等の作成・提出

上記(b)と同様に、基準省令や解釈通知では、サービス等利用計画等に対する同意を得るに当たって「居宅等への訪問」を要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、利用計画の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。

(e) モニタリング

モニタリングの一環として行うアセスメントについて上記(a)と同様に、基準省令では相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合等には、内容が軽微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。

また、モニタリングの結果として、サービス等利用計画等に変更がある場合は、再度居宅等への「訪問」は必須ではなく、電話や郵送等による確認でも差し支えない。

なお、サービス提供日時の変更等軽微な変更又は変更がない場合は、利用者等への同意及びサービス担当者会議の開催は不要である。

③ その他

障害者総合福祉推進事業において、計画相談支援等の業務を行うに当たって、様式の記入、情報の管理を容易にするためのソフトウェアを開発している。本ソフトウェアは、以下の URL において無料配布している。

<http://www.muse.dti.ne.jp/ssa/temp.html>

別添 2

いわゆる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項

(1) 基本的考え方

障害者総合支援法第 22 条第 5 項や児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 5 項では、市区町村からサービス等利用計画案等の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、相談支援事業所以外において作成されるサービス等利用計画案等（セルフプラン）を提出することができるものとされている。

この「セルフプラン」自体は、障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものである。一方、一部の市区町村では、計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」を提出させるよう誘導しているとの指摘もなされているものと承知している。

については、各市区町村が「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項を下記に示すので、ご参照いただき、専門的な知見のもとで適切なサービス等利用計画・障害児支援利用計画が作成される体制を進めていただきたい。

(2) 「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項

- ① 「セルフプラン」は、障害者総合支援法施行規則第 12 条の 4 及び児童福祉法施行規則第 18 条の 14 において「身近な地域に指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）がない場合又は申請者が希望する場合」に申請者が市区町村に提出できることとされているが、このうち「申請者が希望する場合」については申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提であること。また、「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」については市区町村（都道府県）が必要な数・規模の事業所の誘致に向けた努力を行つてもなお体制が確保されない場合が前提であること。
- ② 各市区町村は、平成 27 年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導するようなことは厳に慎むべきであること。

③ 指定特定相談支援事業者等がないことによる「セルフプラン」については、申請者が可能な限り速やかに適切な支援を受けられるように、日頃から指定特定相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべきであること。また、当該市区町村として管内の障害福祉サービス事業所等の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべきであること。さらに、必ずしも利用者等が希望して作成したものではないことを踏まえ、支給決定の更新時には、指定特定相談支援事業者等においてサービス等利用計画等を作成すべきであること。

(2) 平成 26 年度における国研修の開催予定について

平成 26 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者に係る国研修については、受講者要件を平成 25 年度から変更することなく、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれでは、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 26 年 5 月 21 日（水）～23 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

サービス管理責任者指導者養成研修会（国研修）

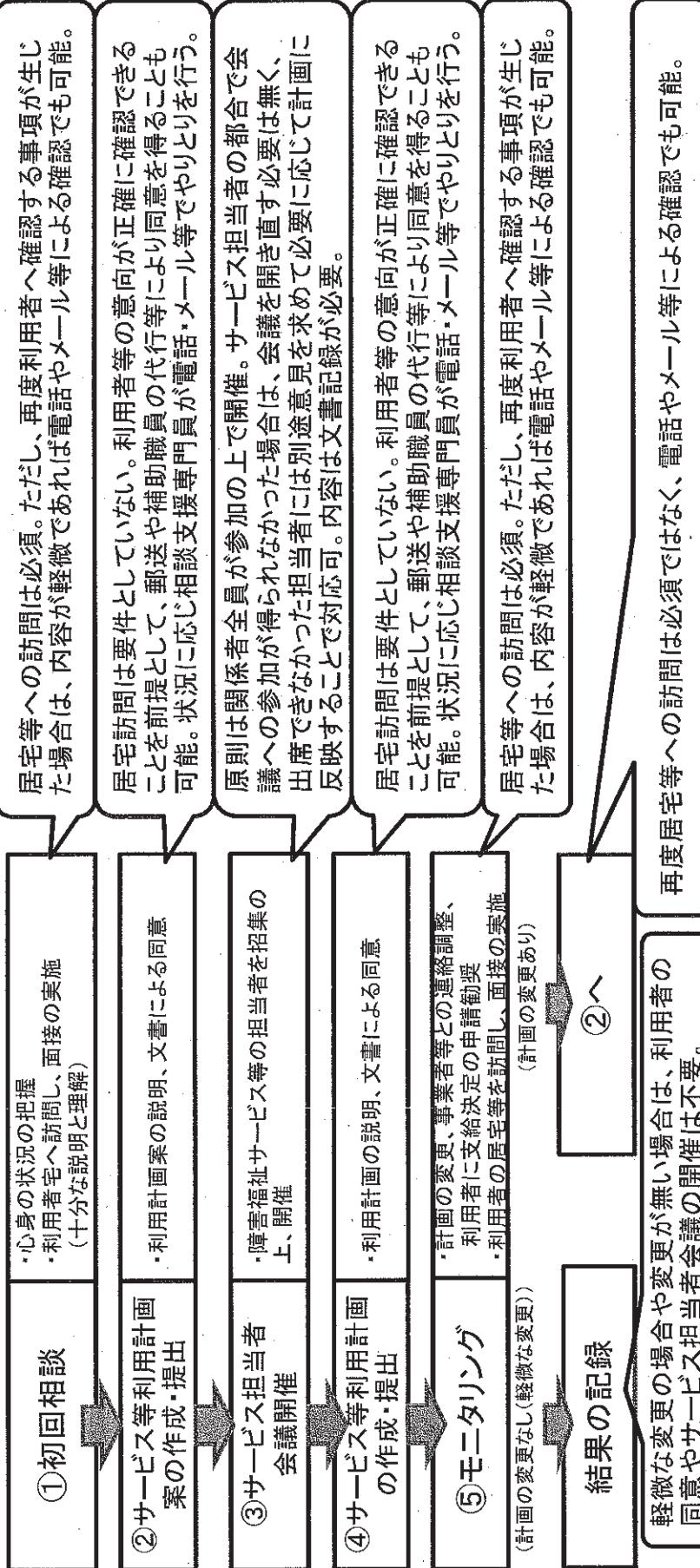
- 日時：平成 26 年 10 月 1 日（水）～3 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たつての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

- (市区町村に求められる配慮の例)
- 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮
 - 支給決定・受給者証発行に当たつて、
 - ・利用者の同意の上、受給者証や支給決定の変更通知の写しを、直接市町村から相談支援事業所等に送付
 - ・支給決定の予定月よりも早期に相談支援事業所に情報提供し、十分な時間的余裕を確保
 - ・支給決定に当たつて、期限を利用する者の誕生日等までとして計画相談支援の業務量を分散

○特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例



5 障害福祉サービス等に係る留意事項等について／GH・CHについて

事務連絡
平成26年2月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の
一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の一部施行により、平成26年4月から、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化されるところですが、その一元化に伴う指定及び支給決定事務等について、留意すべき事項を別添のとおりまとめましたので、送付いたします。

各自治体におかれましては、別添の内容についてご了知の上、管内市（区）町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、平成26年4月の円滑な施行に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

なお、別添の内容は、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関係通知等を改正する過程において、運用面での変更等があり得ることに留意願います。

（担当）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室 地域移行支援係

安蒜、中山

T E L : 03-5253-1111 (内線 3045)

I 事業所の指定

1 経過措置について

(1) 整備法による経過措置

① 整備法附則第7条による経過措置

ア 基本的な取扱い

平成26年4月1日において、現に共同生活介護に係る指定を受けている者は、整備法附則第7条により、共同生活援助に係る指定を受けているものとみなされる（以下「みなし指定」という。）ものであること。

イ みなし指定の有効期間について

平成26年4月1日において現にその事業者が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間とし、当該有効期間満了後も引き続き共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うためには、指定の更新を行う必要があること。

ウ みなし指定に係る手続き等について

（ア）指定について

みなし指定については、整備法附則第7条により、共同生活援助に係る指定を受けたものとみなされるため、事業者からの指定の申請等の手続きは不要である。ただし、みなし指定に際して、運営規程の変更など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第34条の23に定める事項（以下「届出事項」という。）に変更がある場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第46条に基づき、10日以内に都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）へ届け出る必要があること。

（イ）公示について

みなし指定であっても、事業者の指定であり、また、どの事業所が共同生活援助に係る指定を受けているのかについて利用を希望する障害者等が確認できるよう、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

(2) 整備省令による経過措置

① 整備省令附則第3条による経過措置（事業所指定関係）

ア 基本的な取扱い

平成26年4月1日において現に指定共同生活介護の事業を行う事業所又は指定共同生活援助の事業を行う事業所については、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（平成25年厚生労働省令第124号。以下「整備省令」という。）附則第3条によ

り、下表の左欄の事業所の種類ごとに右欄の事業所とみなされる（以下「みなし事業所」という。）ものであること。

平成 26 年 4 月 1 日時点の事業所の種類	みなし事業所の種類
指定共同生活介護事業所	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所
指定共同生活援助事業所	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所
一体型指定共同生活介護事業所	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所
一体型指定共同生活援助事業所	※

※ 平成 26 年 4 月 1 日以降は、原則として、一の指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行するものであるため、障害者総合支援法第 46 条第 2 項及び第 79 条第 4 項の規定に基づき、共同生活援助の事業の廃止を都道府県知事に届け出る必要があること。

イ みなし事業所に係る手続き等について

整備省令附則第 3 条によるみなし事業所に該当する場合は、事業者からの指定の申請等の手続きは不要であるが、利用者の適切な事業所の選択に資するため、運営規程に規定する事業の目的等において、事業所の種類（指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）を記載する必要があることから、障害者総合支援法第 46 条に基づき、運営規程その他届出事項の変更を 10 日以内に都道府県知事へ届け出る必要があること。

ウ みなし事業所以外の種類の事業所に移行する場合の手続きについて

平成 26 年 4 月 1 日以降、現にある指定共同生活介護事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する場合又は現にある指定共同生活援助事業所が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行する場合は、事業者からの指定の申請等の手続きは不要であるが、少なくとも、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 211 条の 3 又は第 213 条の 9 に規定する運営規程に定めるべき重要事項のうち、

- ・ 「事業の目的及び運営の方針（指定障害福祉サービス基準第 211 条の 3 第 1 号又は第 213 条の 9 第 1 号）」、
- ・ 「従業者の職種、員数及び職務の内容（指定障害福祉サービス基準第 211 条の 3 第 2 号又は第 213 条の 9 第 2 号）」、
- ・ 「受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 9 第 5 号）

の規定内容に変更等が生じることが想定されることから、障害者総合支援法第 46 条に基づき、運営規程その他届出事項の変更を 10 日以内に都道府県知事へ届け出る必要があること。

都道府県知事は当該変更の届出があった場合には、当該届出の内容が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行した場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第 14 章第

1節から第4節、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行した場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第14章第5節に定める規準に適合しているか否かを速やかに確認すること。

なお、これらの事業所の移行が円滑に行われるよう、事業所の協力の下、平成26年3月31日までの間に、各都道府県において、当該届出の内容を予め確認することは差し支えないこと。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の場合)

現にある経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を含む。）については、当該経過措置が設けられてから一定期間が経過していることを踏まえ、各都道府県において、当該事業者に対して、平成26年3月31日までの間に、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等への移行の意思を確認することが望ましいこと。外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等への移行が困難であるか、又は、移行を希望しない事業所であって、指定障害福祉サービス基準附則第13条に定める基準に適合している事業所については、引き続き、経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所として共同生活援助の事業を行うことが可能であるが、この場合であっても、移行に際して、届出事項に変更がある場合には、障害者総合支援法第46条に基づき、10日以内に都道府県知事に届け出る必要があること。

(3) 平成26年3月31日で指定の有効期間が満了する事業者の指定等の手続きについて

平成26年3月31日で指定の有効期間が満了する共同生活介護の事業を行う事業所又は共同生活援助の事業を行う事業所については、当該指定の有効期間の満了日までの間に、障害者総合支援法第40条に基づき、当該事業の指定の更新の申請を行うことが考えられる。

その場合は、(1)及び(2)により、必要な手続き等を行うこと。

(4) 整備省令附則第4条による経過措置（人員に関する基準関係）

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、世話人の配置基準を常勤換算で6：1以上としているところであるが、平成26年4月1日において現に存する指定共同生活援助事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行した場合については、当分の間、世話人の配置基準を常勤換算で10：1以上とする。

(5) 整備省令第5条による経過措置（設備・運営に関する基準関係）

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者については、事業の開始に当たって、予め指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する委託契約を締結する必要があるが、整備省令附則第3条により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、整備省令の施行後最初の指定の更新までの間は、必ずしも指定居宅介護事業者と契約を締結している必要はなく、受託居宅介護サービスの提供の開始までに契約を締結すればよいものとする。

II 支給決定事務について

1 みなし支給決定

(1) 対象者及びみなし支給決定の内容

整備法附則第5条により、平成26年4月1日において、現に共同生活介護に係る介護給付費の支給決定を受けている利用者は、支給決定の有効期間の残存期間の間は、共同生活援助の支給決定を受けているものとみなされること。

(2) みなし支給決定に関する手続き

みなし支給決定は、法律上何らの手続を要さずに支給決定があったものとみなされるが、各市町村の判断で、みなし支給決定された利用者に対して、実務上、みなし支給決定されたことの通知や障害福祉サービス受給者証の交付等の手続きを行うことは差し支えない。

なお、みなし支給決定されたことを通知する場合は、次の事項を記載することが考えられる。

- (ア) みなし支給決定された旨
- (イ) みなし支給決定された障害福祉サービスの種類（共同生活援助）
- (ウ) みなし支給決定された障害福祉サービスの支給量
- (エ) みなし支給決定の有効期間
- (オ) 負担上限月額
- (カ) その他必要な事項

2 一元化後の共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定業務について

(1) 基本的な取扱いについて

共同生活援助に係る支給申請を受理した市町村は、申請者が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所と外部サービス利用型指定共同生活援助事業所のいずれの事業所の利用を希望する場合であっても、「共同生活援助」の支給決定を行うものとする。なお、「共同生活援助」の支給量や有効期間の考え方は、後述する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において受託居宅介護サービスの提供を受ける場合の取扱いを除き、基本的に現行の共同生活介護及び共同生活援助と同様のものであること。

(2) 障害支援区分の認定手続について

共同生活援助の利用を希望する障害者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定手続を要しないものとする（下表参照）。

市町村は、適切なアセスメント及びマネジメントにより、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続の要否を判断すること。

なお、障害支援区分の認定手続を受けずに指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所を利用する場合は、当該利用者の障害支援区分を「非該当」とみなして基準を適用するものとする。

また、現に障害程度区分の認定手続を受けずに指定共同生活援助事業所を利用している利用者については、支給決定の変更や更新を行う際に、介護の提供に関する意向を確認すること。

※ 平成26年4月以降の訓練等給付費の支給申請書の様式については、追って、お示しするが、共同生活援助（グループホーム）の支給申請を行う場合には、「申請するサービス」欄の「申請に関する具体的な内容」欄に①希望する事業所の種類（指定共同生活援助事業所と外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）及び②入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望するか否かを記載するよう、現行様式を改正する予定である。

	認定手続が必要な者	認定手続が不要な者
指定共同生活援助 (介護サービス包括型) 事業所	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する障害者	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他的心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者
外部サービス利用型 指定共同生活援助事業所	日常生活上の援助など基本サービスに加えて、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者	日常生活上の援助など基本サービスのみを受ける障害者（受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望しない障害者）であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他的心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者

（3）受託居宅介護サービスの提供を受ける場合の取扱いについて

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者からの支給申請を受理した市町村は、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続を経た上で、共同生活住居の支給量として、各月における『日数（暦日数）／月』に加えて『受託居宅介護サービスの支給量（時間（15分単位）／月）』を決定するものとする。なお、体験利用の場合の取扱いも同様とする。

ア 受託居宅介護サービスの対象者

指定居宅介護事業所と受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結し、受託居宅介護サービスの提供体制を整えている外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を利用する障害者（障害支援区分2以上に該当する障害者に限る。）については、市町村が決定する受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、受託居宅介護サービスの提供を受けることができるものとする。

イ 受託居宅介護サービスの種類

受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定障害福祉サービス基準第213条の10第3項に規定のとおり、指定居宅介護（身体介護を伴う場合に限る。）とする。

ウ 受託居宅介護サービスの支給量の決定

（ア）受託居宅介護サービスの支給標準時間

市町村は、受託居宅介護サービスの支給量の決定に当たっては、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、別途お示しする市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間（分／月）（以下、「支給標準時間」という。）の範囲内で支給量を決定することを基本とする。

ただし、以下に掲げる場合であって、支給標準時間の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合には、支給標準時間を超える支給量の決定を行うこととして差し支えないものとする。

- ① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分2以下である場合
- ② 障害支援区分4以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると市町村が認めた場合

（イ）市町村審査会の活用

市町村は、支給標準時間を超えて支給量を決定する場合は、必要に応じて、市町村審査会に諮ることが望ましいこと。また、障害者本人がセルフプランを作成する場合など指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を受けない場合には、市町村審査会の意見を聞くものとする。支給決定の更新の場合の取扱いも同様とする。

エ 支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証

受託居宅介護サービスの支給量については、支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証に記載する必要があること。この場合、指定居宅介護のように1回当たり利用可能時間数の記載は必要ないこと。

（4）個人単位の居宅介護等の利用について

現行、平成27年3月31日までの間、経過的に認められている重度者の個人単位の居宅介護等の利用については、平成26年4月1日以降においても、指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）の利用者であって、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2に規定する要件を満たす

ものについては、新規の場合を含め、引き続き利用することが可能であること。

III 指定申請書の様式の改正について

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化に伴い、各都道府県等で使用している指定申請に係る様式の一部を改正する必要があるが、少なくとも以下に掲げる事項の改正が必要となるので、別紙を参考に各都道府県等において必要な様式の改正を行うこと。

1. 各様式の「共同生活介護（ケアホーム）」に係る項目の削除
2. 指定に係る記載事項に「サービスの提供形態に関する確認欄」及び「受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称等に関する確認欄」の追加
3. 共同生活住居に係る様式に「サテライト型住居に関する確認欄」を追加
4. 「サテライト型住居に係る様式」を追加

(別紙)

付表7 共同生活介護事業所(ケアホーム) 共同生活援助事業所(グループホーム)
の指定に係る記載事項 その1

受付番号				
主たる事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 一) 県 郡・市		
	連絡先	電話番号		FAX番号
サービスの提供形態(該当部分に○)		介護サービス包括型	生活支援員の業務の外部委託の予定 有(月 時間)・無	
		外部サービス利用型	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 別紙のとおり	

(付表7) その2

共同生活住居 ①	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 一) 県 郡・市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	グループホーム・ケアホームに供する建物形態				
	①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他()				
	②建物所有者名:				
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃料がない理由				
	④住居の利用定員数 人				
	⑤居室数 室(うち個室 室)				
⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ²					
一体的に運営するサテライト型住居 か所					
一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡を受ける通信機器					
主たる対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者					
利用料					
その他の費用					

(付表7) その3

サテライト型住居 ①	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 一) 県 郡・市			
	サテライト型住居に供する建物形態				
	①住居区分:アパート、マンション、その他()				
	②建物所有者名:				
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃料がない理由				
	④住居の利用定員数 人				
	⑤居室の最小床面積 m ²				
	本体住居の名称				
本体住居との距離 km					
利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器					
主たる対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者					
利用料					
その他の費用					

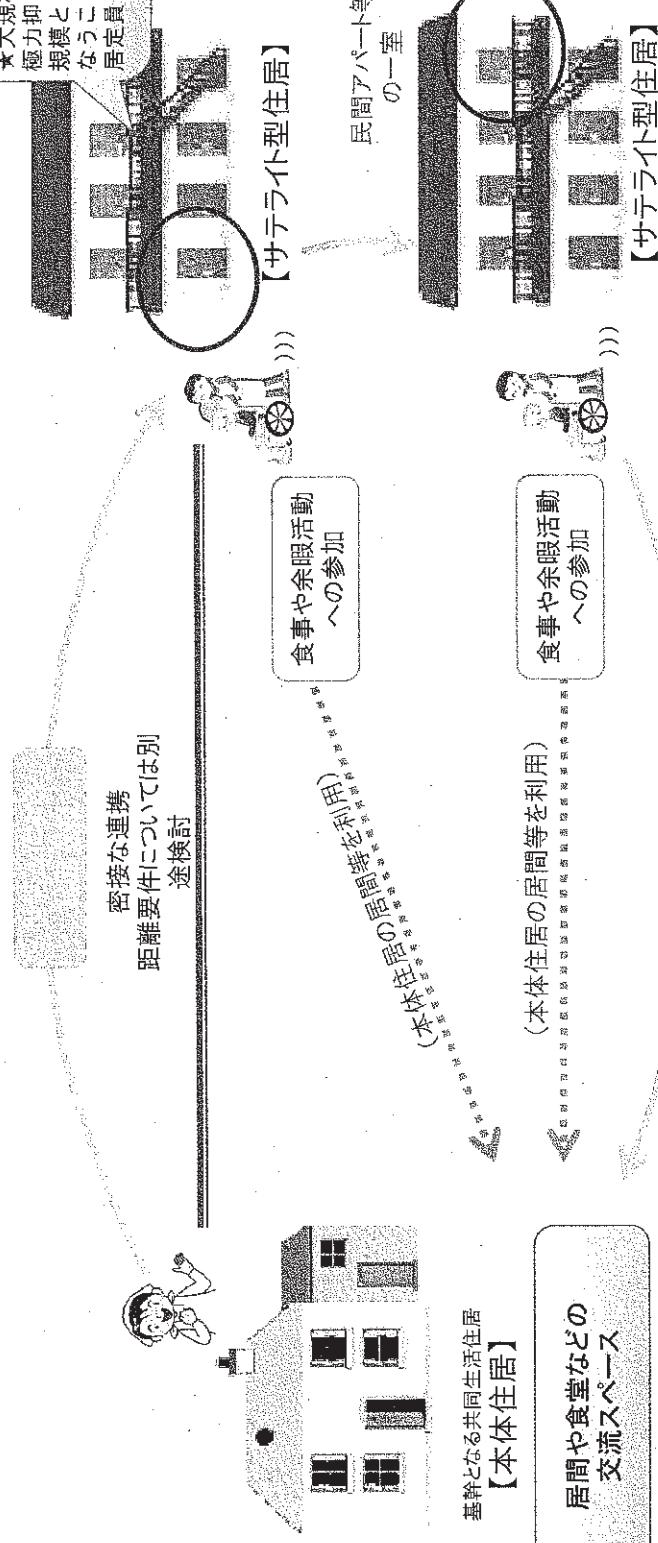
サテライト型住居の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも単身での生活を望む人がいる
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても近隣に入居人數など条件にあつた物件がなく、また、物件が見つかっても界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくないとの声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支え形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設

★大規模改修などの初期投資を極力抑えつつ、また、4～5人規模という家庭的な雰囲気を保なうことなく1人から柔軟に入居定員を増やすことが可能



* 共同生活住居、サテライト型住居ともに事業者が確保

改正案	現行
<p>二、イネーブル事業又はこれらに連するものを推進共同生活促進室と併せて設置することが考慮される。</p> <p>1. イの機能を当該共同生活住民層に付加的に導入して監督する二点が監査監督課に地方生活支援拠点の兼職の一環として</p> <p>2. 一つの過物であつても、入り口（玄関）が別になつてゐるなど建物構造上、共同生活住居ごとの判別性が強調されていること</p> <p>エ 1. つの過物に置換する共同生活住民の入居定員の合計数が20人以下（複数入所・空床利用型）であること</p> <p>複数入所の利用者数を含むこと。</p> <p>④ サテライト型住居と一緒にして運営される本体住居及びサテライト型住居については、サテライト型住居の入居者がから適切に連絡を受けることができるよう、それら住居の住民に必要な通話機器を設けることとする。なお、当該通信機器についてでは、必ずしも当該本体住居に設置される固定電話ではなく、携帯電話であつても差し支えないこと。</p> <p>⑤ 一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。</p> <p>ア 平成18年10月1日以後新規に設置する場合</p> <p>1. 設置の過物を共同生活住居として利用する場合</p> <p>2. 人以上20人以下</p> <p>イ 設置の過物を共同生活住居として利用する場合</p> <p>2. 人以上20人以下</p>	

現行

改正案

ウ、被道府県における指定共同生活援助及び外部サービス利用指定期間の量が、制道府県等に於ける間ににおいて一定の量に満たない地盤であつて、制道府県等が特に必要と認めた場合。

21人以上30人以下。

エ、被道府県等土地の取扱いが極めて困難な地盤において、入居定員が10人以上の共同生活援助を実施する場合であつて、近隣の住宅地等に土地を譲り受けないと改築後に共同生活者を複数に分けて配置することができぬ場合。

2人以上30人以下(ただし、改築前の共同生活者の入居住員は、改築する時点の当該共同生活援助の入居定員と同様を上限とする)。

(4) エニシット(新規第21条第6項から第8項まで)

「エニシット」とは、施設及び施設内に接続して設けられる相互に密着を図ることができる個室により一括的に構成される生活機能をいい、共同生活生協については、以上のエニシットを設けるものとし、当該エニシットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送ら上で必要な設備を設けなければならないものをいう。場合は、この限りではない。なお、この場合の置き場所は次のとおりである。

現行 改正案

する共同生活生協の入居定員を超過する場合に限る)。また、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活生協として認めると場合には、共同生活生協の運営を担当し、利用者が地域の出で立場的な公認団体との連携などに配慮されない。

② 共同生活生協の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な地下層の確保や段差の削除を行いう等、利用者の属性特性に基づいて工夫されたものでなければならない。

③ の段落の規定にかかわらず、都府県など土地の販売が複数の業者である場合であって、次のA～Eのいずれにも該当するものとしして、新規開発地等が開拓に必要となる場合の場合は、1つの建物の中に複数の共同生活生協を設置することができるものとする。なお、この場合のユニットの入居定員は6人以下とするところが望ましいこと。

A 地盤や生活している住民等との常時連絡体制の確保、監視機能の充実などの条件で基盤としている運営者等を支障するための事業又は地域の防災機能と連絡調整を行うコードネイティッド事業を行なうこと。具体的には、指定地被者並びに施主並びに指定定期入所者、若しくは、「地域生活支援事業」(地盤生活支援事業実施要綱)の別表11の(i)の(1)のニ

改正案		現行
① ニックトの入居定員は、2人以上10人以下とする。	② ニックトには、居室の住人、雇用者、食堂等の利用者が相互交遊を図ることができる設備を設けるものとする。また、その広さについても原則として、住民登録カードライト型生協の利用者を設置する場合に当該カードライト型生協の利用者を食べる。及びが施設員が一室に専用するのに十分な広さを確保するものとする。	上を基本に、収納設備別途設置するなど利用者の私物等を置くことができる十分な広さを有するものとする。
③ 居室の居住について、は、としていること。	ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を尊重され、一の居室を2人で利用することは禁じえないが、指定社会福祉事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものである。	3 適用に関する基準 3. 適用に関する基準 (1) 入退居（基準第210条の2） 指定共同生活援助は、共同生活援助への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に居住するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。 (2) 入退居の記録の記載、審査費（基準第210条の3） 指定共同生活援助事業者の名前、入居又は退居の日月日その他の必要な事項（以下、「受給者登録簿等」という。）を、受給者の受給者登録簿等に記載することも、派遣なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。
④ 居室の面積は、「約平方メートル」（和室であれば4.6畳）以降とされているが、生協の場所があることを基本に、取扱設備を別途設置するなど利用者の私物等を置くことができる十分な広さを有するものとすること。	なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。	(3) 利用者共用設備の設置等 指定居宅の設備と同様であるため、第三の3の(1)の(1)の(2)、(3)を参照されたい。 (2) その受給者が可能な費用の範囲 基準第210条の2第3項は、指定共同生活援助事業者は、指定の支給を受けた額のほか、指定共同生活援助料に対する差額を支給する費用とする費用のうち、
改正案		現行
⑤ 居室は、廊下、居間等にかかる出入口があり、他の居室とは明確に区分されたいるのを除き、間にガーデンや廊柱などハネル等で満分しただけと認められるものと定めている。しかし、ただし、一般的の住戸を改装してからも、建物の構造上、各居室間がすき間で仕切られている場合は、この限		2. 食料料費 1. 家賃 ウ. 光熱水費 エ. 日用品費 オ. 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給対象者に貯蓄されることが適当と認められるもの の支給を受けることとし、訓練等料料費等の被扶養上の支給を受けるサービスと認定された全額による費用の支給を受けることは認めないこととしたものである。 なお、オの具体的な範囲については、『障害種別サービス等における日常生活に関する費用の範囲について』（昭和16年12月6日厚生省第120002号通知）によるものとする。
⑥ サテライト型生協、本体は厨とサテライトイ型生協の入居者並、目的に相互に交流ができるよう、サテライトイ型生協の入居者が通常の交通工具を利用して、要は20分以内に当該駅舎等が可能な距離に位置することとが原則とする。なお、移動については、移動に要する時間により一概に判断するのではなく、交通基盤の整備が況々気候、地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること。	⑦ サテライトイ型生協は、一つの本体生協に2か所の店舗を設立する。 ただし、本体生協の入居定員が4人以下の場合は、1か所の店舗を設立とする。なお、一の地域の範囲内に所生する複数の共同生活生協を本体生協として、一つの建物に複数のサテライトイ型生協を集約して設置することとされる。 ⑧ サテライトイ型生協については、当該サテライトイ型生協の原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないとのとする。なお、この場合の設置点は次のとおりである。 ア. サテライトイ型生協の入居定員は、1人とする。 イ. サテライトイ型生協の居室面積は、7.43平米とール和室である(4.6畳)以上とされているが、生協の面積である二	(4) サービス管理責任者の責務（基準第210条の6） 指定共同生活援助は主として民間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活援助事業者はこれを運営する責任者は、利用者を充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活援助計画の作成及び新規の3の(6)の①から⑤までに掲げる義務のほか、日中活動サービス等に関する機関連携や日中

改正案	現行
して3年の間に、一般生徒等へ修行できるよう、他の施設福祉少年比ス型監督者との十分な連携を図りつつ、別画面企画支援を行おるものとする。ただし、サテライト型生徒入居してから3年を超過する場合であっても、引き続き当該生徒居宅に併存することにより現生徒への移動に見合せられる場合は、原則付帯監査会における個別の判断により、3年を超える利用を認めることとする。また、指定共同生活援助が必要になつてても、当該サテライト型住居の施設を事業者からサテライト型生徒の入居者個人に切り替えること、その主住性が慣れた生活で生活し続けることができる上層にするなど、整備を認めた限りを充てること。	(6) 延長宿泊の供与。(基準第21条の2)
① 他の施設監査等サービス、精神医学等との連絡監査等	指定共同生活援助者は、利用者が夫婦、夫婦と同居する者等である場合、利用者の就労状況や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。
② 手帳等の交付	指定共同生活援助事業者は、簡便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手帳等について、利用者は文部省の家庭教師行ふことによる監査が場合、原則としてそのことをするものである。特に金銭に関するものについては書面等をもつて前に同意を得る

現行	改正案
上と同じに、施行した後はその期間、本人に被服を生むものとする。	上と同じに、施行した後はその期間、本人に被服を生むものとする。
③ 家族との連携	③ 家族との連携
指定生活援助事業者は、利用者の家庭に対し、利用者と主の親族が交渉できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。	指定生活援助事業者の運営が運営及び利用者に対する運営者が同居生活援助の提供を確保するため、運営規則211条の3第1項から第11項までに掲げる事項を内容とする運営規則を定めることとするものである。
① 病害の目的及び賃借の方法。(第1号)	① 病害の目的及び賃借の方法。(第1号)
利用の適切な事業所との連絡に資するため、指定共同生活援助事業者であることを明記しておくこと。	利用の適切な事業所との連絡に資するため、指定共同生活援助事業者であることを明記しておくこと。
② 入居定員(表3号)	② 入居定員(表3号)
入居定員とは、ユニットごとの入居性質、共同生活性質ごとの入居定員(サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別擱する)、及び指定共同生活援助事業者が定める共同生活性の入居定員の合計数をいうものである。それぞれは運営規程に定めなければならぬものである。	入居定員(表3号)には住棟別運用に係る別用算を含むものである。

改正案	現行
<p>活動サークル事業者との連携制度など、特に、利用者が円滑に 目中活動サービス等を利用するための支援を行ななければならない ないこととしたものである。</p> <p>(5)介護及び医療等（第211条）</p> <p>①支拂の基本方針</p> <p>指定共同生活基盤事業者は、指定共同生活援助の提供に当た って、利用者が自立性を保ち、利用者がその自主性を保ち、嘗試 的に日々の生活を送ることができるよう指定共同生活援助 を提供し又は必要な支援を行なうものとする。 また、指定共同生活援助の提供に当たつては、利用者の人格 に十分に配慮しなければならない。</p> <p>②就事務の実施の方法</p> <p>基函第1条第2項は、利用者が就業者と労働契約や派遣、借勤、 賃物、フレックエーション、行商等で行なうことにより、良 好的人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が過 る上うにしながれなければならないこととしたのである。</p> <p>③居宅介護等の利用の制限</p> <p>同条第3項は、指定共同生活援助は、当該指定共同生活援助 事業者の運営者等ではない、いわゆる付添者による介護や居宅介護 その他の施設外生活サービスによる支援を、利用者の自らに介護</p>	<p>（1）医療等（第211条） 指定共同生活基盤の場合と同様者であるため、第八の3の(6) の②及び④を参照されたい。</p>

講義	実習
<p>利用できることがないこととしたものである。ただしこれは、指定共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。</p> <p>なお、指定共同生活援助事業者等を指すととして選択される場合は、共回復型に従事する。</p> <p>④ サテライト型生居の入居者に対しては、<u>この限りではない。</u></p> <p>サテライト型生居の入居者に対しては、<u>共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の活動を行なうものとする。</u></p> <p>なお、<u>この場合、「定期的又は随時的」とは、原則として1日複数回の訪問を行うことを指すが、訪問回数及び訪問時間は、原則としては適切なアスメリック及びセシメントによって決まり、利用者の介護の上に適応されるべきものである。サテライト型生居の入居者が本体生居で過ごす時間やその心地の状況等に応じて訪問を行わない日があることは必ずしも妨げるものではないこと</u>、また、訪問時間については<u>短時間間に限らず、必要なケアの内容に応じて柔軟に設定すること。</u></p> <p>サテライト型生居を運営する指定共同生活援助事業者は、サテライト型生居の入居者が、当該サテライト型生居を選択し、一概に生を学ぶにおいて、安心して日常生活を営むことができるからどうか、他の施設等に対する影響等を含め、定期的に検討を行うとともに、当該サテライト型生居に入居してから原則として</p>	

改正案		現行
改正案		現行
<p>（ア）会員で使用してない展示等を活用して体験利用を行う機会は、新たに開設すること。</p> <p>③ 指定共団生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、会員、指導的及び食事の介護、運営管理、金銭の管理に係る支拂、会員生活援助の支援、施設の対応、施設者との連絡調整等の運営業務等の日常生活を含む上で必要なものであり、本院利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。</p> <p>（イ）財政体制の確保等（基準第212条）</p> <p>指定共団生活援助について規定したものが、世帯主同居高齢者及びサービス管理責任者の日々の運営体制、会員・外宿勤の別、看護者等との連絡調整等を基準設立ごとに明記すること。</p> <p>また、基準第212条第2項は、指定共団生活援助の利用者の定めた日が生活を確保する範囲から、共同生活生居ごとに当該世帯の人を定めなど、委託の専門性を重視した指定共団生</p>	<p>（ア）会員で使用してない展示等を活用して体験利用を行う機会は、新たに開設すべきを条件とする。</p> <p>② 指定共団生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、会員、指導的及び食事の介護、運営管理、金銭の管理に係る支拂、会員生活援助の支援、施設の対応、施設者との連絡調整等の運営業務等の日常生活を含む上で必要なものであり、本院利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。</p> <p>（イ）財政体制の確保等（基準第212条）</p> <p>指定共団生活援助について規定したものが、世帯主同居高齢者及びサービス管理責任者の日々の運営体制、会員・外宿勤の別、看護者等との連絡調整等を基準設立ごとに明記すること。</p> <p>また、基準第212条第2項は、指定共団生活援助の利用者の定めた日が生活を確保する範囲から、共同生活生居ごとに当該世帯の人を定めなど、委託の専門性を重視した指定共団生</p>	<p>（ア）会員で使用してない展示等を活用して体験利用を行う機会は、新たに開設すべきを条件とする。</p> <p>（イ）受託者の性別により、当該受託業務が基準第14条第4項の規定に附する基準に付して、運営に行われていることと委託者が定期的に確認する旨</p> <p>（II）受託者が当該受託業務に關し、受託者に付し、指示を行はずる旨。なお、運営結果に付いては、文書により行われなければならないこと。</p> <p>（III）受託者が当該受託業務に關し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（II）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを運営者が記録する旨。</p> <p>（IV）受託者が年始、年終等に運営会議により、入居者に施設すべき事故が発生した場合は、運営会議に計画的に対応すること。</p> <p>（V）その当該受託業務の運営が実績を確保するために必要な準備。</p> <p>③ 研修への参加。</p> <p>固多第6項は、当該指定共団生活援助事業所の運営者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に対応することを規定したものである。</p> <p>（九）支障体制の確保（基準第212条の2）</p> <p>指定共団生活援助事業所は、サービスの運営体制の確保、受付における緊急時の対応に努めるため、地方公共団体や社会福祉法人等</p>
<p>（ア）会員で使用してない展示等を活用して体験利用を行う機会は、新たに開設すべきを条件とする。</p> <p>（イ）受託者の性別により、当該受託業務が基準第14条第4項の規定に附する基準に付して、運営に行われていることと委託者が定期的に確認する旨</p> <p>（II）受託者が当該受託業務に關し、受託者に付し、指示を行はずる旨。なお、運営結果に付いては、文書により行われなければならないこと。</p> <p>（III）受託者が当該受託業務に關し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（II）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを運営者が記録する旨。</p> <p>（IV）受託者が年始、年終等に運営会議により、入居者に施設すべき事故が発生した場合は、運営会議に計画的に対応すること。</p> <p>（V）その当該受託業務の運営が実績を確保するために必要な準備。</p> <p>③ 研修への参加。</p> <p>固多第6項は、当該指定共団生活援助事業所の運営者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に対応することを規定したものである。</p> <p>（九）支障体制の確保（基準第212条の2）</p> <p>指定共団生活援助事業所は、サービスの運営体制の確保、受付における緊急時の対応に努めるため、地方公共団体や社会福祉法人等</p>	<p>（ア）会員で使用してない展示等を活用して体験利用を行う機会は、新たに開設すべきを条件とする。</p> <p>（イ）受託者の性別により、当該受託業務が基準第14条第4項の規定に附する基準に付して、運営に行われていることと委託者が定期的に確認する旨</p> <p>（II）受託者が当該受託業務に關し、受託者に付し、指示を行はずる旨。なお、運営結果に付いては、文書により行われなければならないこと。</p> <p>（III）受託者が当該受託業務に關し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（II）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを運営者が記録する旨。</p> <p>（IV）受託者が年始、年終等に運営会議により、入居者に施設すべき事故が発生した場合は、運営会議に計画的に対応すること。</p> <p>（V）その当該受託業務の運営が実績を確保するために必要な準備。</p> <p>③ 研修への参加。</p> <p>固多第6項は、当該指定共団生活援助事業所の運営者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に対応することを規定したものである。</p> <p>（九）支障体制の確保（基準第212条の2）</p> <p>指定共団生活援助事業所は、サービスの運営体制の確保、受付における緊急時の対応に努めるため、地方公共団体や社会福祉法人等</p>	<p>（ア）会員で使用してない展示等を活用して体験利用を行う機会は、新たに開設すべきを条件とする。</p> <p>（イ）受託者の性別により、当該受託業務が基準第14条第4項の規定に附する基準に付して、運営に行われていることと委託者が定期的に確認する旨</p> <p>（II）受託者が当該受託業務に關し、受託者に付し、指示を行はずる旨。なお、運営結果に付いては、文書により行われなければならないこと。</p> <p>（III）受託者が当該受託業務に關し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（II）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを運営者が記録する旨。</p> <p>（IV）受託者が年始、年終等に運営会議により、入居者に施設すべき事故が発生した場合は、運営会議に計画的に対応すること。</p> <p>（V）その当該受託業務の運営が実績を確保するために必要な準備。</p> <p>③ 研修への参加。</p> <p>固多第6項は、当該指定共団生活援助事業所の運営者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に対応することを規定したものである。</p> <p>（九）支障体制の確保（基準第212条の2）</p> <p>指定共団生活援助事業所は、サービスの運営体制の確保、受付における緊急時の対応に努めるため、地方公共団体や社会福祉法人等</p>

改正案	現行
<p>自担負金額を算定しないけれども、「(だ)」、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者のうち、場合は、文部省認定監修者の依頼を受けて算定する。」とあるのは、「当該月における利用者全員の会員料を算定しなければならない。(だ)」、体操利用料は、支給者は高齢者等の依頼を受け工事する」と記載するものとする。</p> <p>たゞ、指定生活援助事業の事業について使用される基準第74条については、指定生活援助事業者が当地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やセラピードクターや施設職員等との交流に努めなければならないこととしめたものであるが、さらには、この質の強度や定期ににおける被災金体制の整備の必要性からみても、利用者の家族、地盤住民の代表者、指定生活援助事業者が所在する市町村が22条又は第79条の3に規定する協議会の委員、共同生活援助についても同様により頻繁にされる協議会を設置し、被員から必要な意見、助言等を聞く機会を設けることが望ましい。</p> <p>5. 外部サービス利用型指定生活援助事業の考え方、人材、設備及び運営に関する基準</p> <p>(1) 人員に関する基準</p>	<p>(7)、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。</p>

改正案	施行
指定共同生活援助の指定と同趣旨であるため、第十三の1の （1）及び（3）を参照されたい。ただし、平成26年4月1日 に現に存在する指定共同生活援助事業所における世話を人の員 数については、当分の間、答難換算方法で、当該外部サービス 利用型住宅共同生活援助事業所の利用者の数を「1.0」で除して得 た数値とする。	
② サービス管理責任者（基準第213条の1第2号） 指定共同生活援助の基準と同趣旨であるため、第十三の1の （4）及び（5）を参照されたい。	
③ 使用（基準第213条の5） 指定共同生活援助の基準の組合と同趣旨であるため、第四の1の（7） の①を参照されたい。	
（2）設備に関する基準（基準第213条の6） 基準第210条については、外館サービス利用型指定共同生活援助 について適用されるものであることから、第十三の2を参照さ ねたい。	
（3）運営に関する基準 ① 内容及び手続きの説明及び同意（基準第213条の7） 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対 し適切な外館サービス利用型指定共同生活援助を提供するこ と、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に付し、 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の運営監督	

改正案	現行
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、「事業」とあるのは、「要介護認定介護サービストリビット」と読み替えるものとする。	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、「事業」とあるのは、「要介護認定介護サービストリビット」と読み替えるものとする。
基準第213条の10第5項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託認可申請書審査時に、業務について必要な認証金をすることを規定しているが、当該指揮命令には、基準第213条の12により適用される第28条の悪徳評議の行為、第36条の秘密保護等、第40条の事業者登録の対応及び第42条の会員登録の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に当たる受託居宅介護サービストリビット事業者の運営者によっても達せられることを確保する旨が含まれしていること。	基準第213条の10第5項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託認可申請書審査時に、業務について必要な認証金をすることを規定しているが、当該指揮命令には、基準第213条の12により適用される第28条の悪徳評議の行為の行為、第36条の秘密保護等、第40条の事業者登録の対応及び第42条の会員登録の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の運営に当たる受託居宅介護サービストリビット事業者の運営者によっても達せられることを確保する旨が含まれていること。
⑤ 勘察体制の確保等（基準第215条の11） 指定共同生活援助の場合は、同様であるため、第十三の3②	⑤ 勘察体制の確保等（基準第215条の11） 指定共同生活援助の場合と同様であるため、第十三の3②
(8) ①の(8)③を未満としたとき	(8) ①の(8)③を未満としたとき
⑥ 用途（基準第213条の12）	⑥ 用途（基準第213条の12）
基準第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第38条、第40条、第46条、第56条、第70条、第73条から第75条まで、第80条、第81条、第82条、第90条、第170条の2、第210条の2から5、第220条の6まで、第211条、第211条の2、及び第212条の2から5、第212条の4までの規定は、外崩サービス利用型指定共同生活	基準第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第38条、第40条、第46条、第56条、第70条、第73条から第75条まで、第80条、第81条、第82条、第90条、第170条の2、第210条の2から5、第220条の6まで、第211条、第211条の2、及び第212条の2から5、第212条の4までの規定は、外崩サービス利用型指定共同生活

改正案	現行
<p>生活援助事業者が受託住宅介護サービス事業者による受託住宅介護サービス提供の実施状況を把握したが、受託住宅介護サービス提供の日時、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとするものである。</p> <p>③ 運営規程（第213条の9）</p> <p>指定共同生活援助の場合と同様であるため、第十三の3の(7)を参照された。いたが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営組織に定めるところによれば、受託住宅介護サービス事業者及び受託住宅介護サービス事業所の各施設又は所在地に開設する事務所を選択することができる（第5条）。</p> <p>④ 受託住宅介護サービス事業者の委託（新規第213条の10）</p> <p>基準第213条の10は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の運営を前提とするため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託住宅介護サービス事業者に受託住宅介護サービスの選択性に係る業務を委託する方針を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託住宅介護サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の運営を実施を保有するたま、当該委託契約において次に掲げる事項を変更しない限り、この場合にはおい</p>	

改正案	現行
<p>援助の事業について適用されるものとする」とから、第三の3の (3)、(8)を除く。(4)、(5)、(7)、(10)、(13)、(17)及び (24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)及び (15)及び(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9) 並びに第九の3の(3)並びに第十三の3の(1)から(8)ま で及び(9)から(11)までを参照されたい。この場合において、 第九の3の(3)の「当該月における利得を負担組合計員を算定 しなければならない」(ただし、指定組合型自立訓練を受ける者及 び厚生労働大臣が定める者の兼てある場合は、支給決定権者 の徴収を受けて算定する)。あとののは、「当該月における利 得を負担組合計員を算定しなければならない」ただし、併せて利 用するものとする。</p> <p>なれば、外部サービスを利用数量並同生活援助の基準について應 用される基準第74条に付ては、指定共同生活援助の場合と同 意旨であるから、第十三の3の(12)を参照されたい。</p>	

◆グループホームとケアホームの一元化に伴う新たなグループホームの報酬の概要について

1. 基本報酬について

(1) 介護サービス包括型グループホーム

- 介護サービス包括型グループホームについては、当該グループホームの従業者が介護サービスも含めて包括的なサービス提供を行うことから、現行ケアホームに係る報酬と同様、障害支援区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定する。
- 現行のケアホームが円滑に介護サービス包括型グループホームに移行できるよう、障害支援区分2以上の報酬については現行のケアホームの報酬水準を基本とした上で、区分1以下の報酬を新設する。
- なお、現行のケアホームにおいて経過的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプサービス利用については、必要な支援の質・量を担保する観点から、新規の利用も含め、当分の間、当該サービスを利用できるよう、報酬を設定する。

●共同生活援助サービス費(1日につき)

イ 共同生活援助サービス費(I) (4:1)

- | | | |
|----------------|----------------|------------------|
| (1) 区分6 45 単位 | (2) 区分5 528 単位 | (3) 区分4 449 単位 |
| (4) 区分3 383 単位 | (5) 区分2 294 単位 | (6) 区分1以下 257 単位 |

ロ 共同生活援助サービス費(II) (5:1)

- | | | |
|----------------|----------------|------------------|
| (1) 区分6 594 単位 | (2) 区分5 477 単位 | (3) 区分4 398 単位 |
| (4) 区分3 332 単位 | (5) 区分2 243 単位 | (6) 区分1以下 211 単位 |

ハ 共同生活援助サービス費(III) (6:1)

- | | | |
|----------------|----------------|------------------|
| (1) 区分6 561 単位 | (2) 区分5 444 単位 | (3) 区分4 365 単位 |
| (4) 区分3 299 単位 | (5) 区分2 210 単位 | (6) 区分1以下 181 単位 |

ニ 共同生活援助サービス費(IV) (体験利用)

- | | | |
|----------------|----------------|------------------|
| (1) 区分6 675 単位 | (2) 区分5 558 単位 | (3) 区分4 479 単位 |
| (4) 区分3 413 単位 | (5) 区分2 324 単位 | (6) 区分1以下 287 単位 |

(2) 外部サービス利用型グループホーム

- 外部サービス利用型グループホームについては、介護を必要としない者も利用するため、
 - ・利用者全員に必要な基本サービス（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）については報酬を包括的に評価し、
 - ・利用者ごとに必要性や利用頻度等が異なる介護サービスについては個々の利用者ごとにその利用量に応じて報酬を算定する仕組みとする。

- 基本サービス（外部サービス利用型共同生活援助サービス費）の報酬は、現行のグループホームが円滑に外部サービス利用型グループホームに移行できるよう、現行のグループホームの報酬水準を基本とする。

- 介護サービス（受託居宅介護サービス費）の報酬は、介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における外部の事業者に委託する訪問系サービスの仕組み・水準を参考に、移動コスト等の節減により効率的なサービスの提供が可能であるということ等を考慮して設定する。

- なお、受託居宅介護サービスの利用量については、利用者間・市町村間の不均衡をなくす観点から、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、別途、市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの標準量を設定することとして報酬の算定を行う。

●外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき)

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) (4:1) 257 単位

ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) (5:1) 211 単位

ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) (6:1) 181 単位

ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) (10:1) 120 単位

ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V) (体験利用) 287単位

●受託居宅介護サービス費

(1) 所要時間15分未満の場合 99 単位

(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 199 単位

(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合

271 単位に、所要時間30分から計算して15分を増すごとに90単位を加算した単位数

(4) 所要時間1時間30分以上の場合

580単位に所要時間1時間30分から計算して15分を増すごとに37単位を加算した単位数

2. 加算について

(1) 基本的な考え方

現行のケアホーム及びグループホームが一元化後のグループホームに円滑に移行できるよう、現行のケアホーム及びグループホームに設けられている加算は、基本的にケアホームとグループホームの一元化後のグループホームにおいても算定できるようにする。

その上で、障害者の高齢化・重度化に対応する観点等から、障害者の地域生活の推進に関する検討会の結論（平成25年10月11日取りまとめ）等も踏まえつつ、以下の見直しを行う。

(2) 見直しの概要

① 日中支援体制の評価の充実

○高齢又は重度の障害者（※）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を評価する加算を創設する。

なお、当該支援の対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

※65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者

○心身の状況等により予定していた日中活動サービス等を利用できなかった利用者に対する昼間の時間帯における支援を評価する現行の日中支援加算については、日中支援加算（II）に名称変更する。

なお、支援対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

● 日中支援加算（I）【新設】

- ・支援対象者が1人の場合 539単位/日
- ・支援対象者が2人以上の場合 1人当たり 270単位/日

● 日中支援加算（II）【現行の日中支援加算】

- ・支援対象者が1人の場合
区分4以上 539単位/日
区分3以下 270単位/日
- ・支援対象者が2人以上の場合
区分4以上 1人当たり 270単位/日
区分3以下 1人当たり 135単位/日

② 夜間支援体制の評価の充実

○障害福祉サービス等に従事する職員の夜勤と宿直の勤務態様や賃金の取扱い等を踏まえ、夜勤職員を配置している事業所への加算を、現行のケアホームの夜間支援体制加算の単位数から引き上げるとともに、宿直を配置している事業所への加算の適正化を図る。

なお、現行の夜間支援体制加算は、夜間の支援対象者の数及び障害程度区分に応じた加算単位数の設定であるが、夜間の支援体制を適切に評価する観点から、夜間の支援対象者の数に応じた一律の加算単位数の設定に見直す。

○また、現行のグループホームにおける警備会社との警備業務の委託契約等を評価する夜間防災・緊急時支援体制加算（I）については、警備業務の委託契約の実勢価格も踏まえつつ、夜間の連絡体制・支援体制を評価する加算（夜間支援体制加算（II）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（II））と統合した上で適正化を図る。

● 夜間支援等体制加算（I）【新設】

- 夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定
- | | |
|-----------------------|---------|
| [支援対象者が4人以下の場合] | 336単位/日 |
| [支援対象者が5人の場合] | 269単位/日 |
| [支援対象者が6人の場合] | 224単位/日 |
| [支援対象者が7人の場合] | 192単位/日 |
| [支援対象者が8人～10人の場合] | 149単位/日 |
| [支援対象者が11人～13人の場合] | 112単位/日 |
| [支援対象者が14人～16人の場合] | 90単位/日 |
| [支援対象者が17人～20人の場合] | 75単位/日 |
| [支援対象者が21人以上30人以下の場合] | 54単位/日 |

● 夜間支援等体制加算（II）【新設】

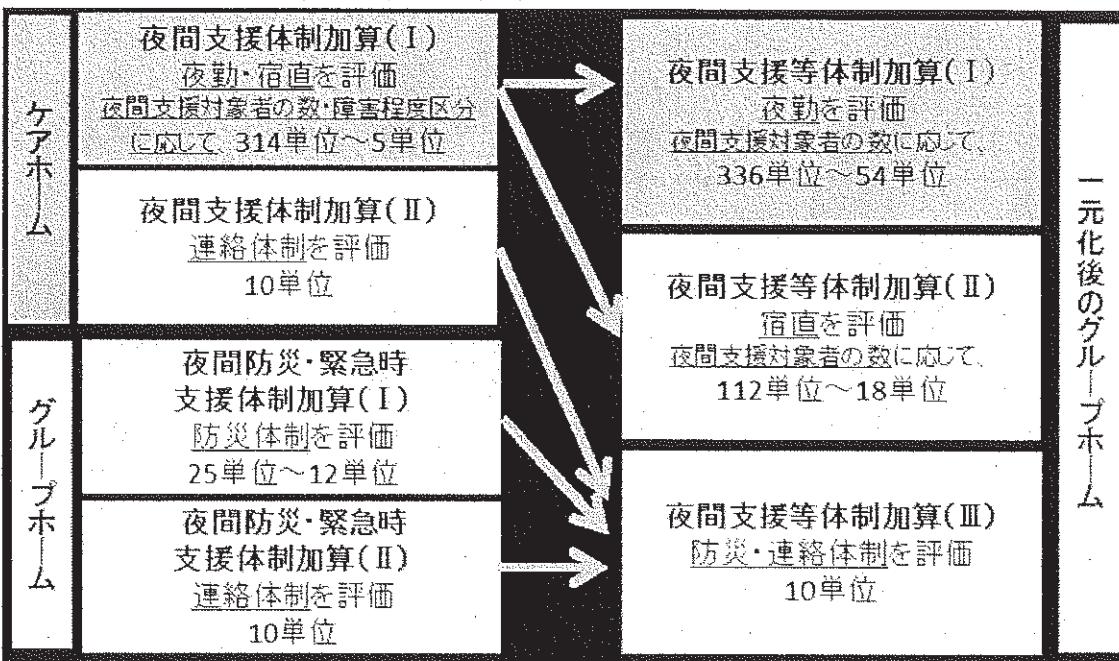
- 宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定
- | | |
|-----------------|---------|
| [支援対象者が4人以下の場合] | 112単位/日 |
| [支援対象者が5人の場合] | 90単位/日 |
| [支援対象者が6人の場合] | 75単位/日 |
| [支援対象者が7人の場合] | 64単位/日 |

[支援対象者が8人～10人の場合]	50単位/日
[支援対象者が11人～13人の場合]	37単位/日
[支援対象者が14人～16人の場合]	30単位/日
[支援対象者が17人～20人の場合]	25単位/日
[支援対象者が21人以上30人以下の場合]	18単位/日

●夜間支援等体制加算(Ⅲ)【新設】

常時の連絡体制・防災体制を確保している場合に算定 10単位/日

(参考) 夜間支援体制加算の見直しの概要



③ 医療が必要な者に対する支援体制の評価の充実

○高齢の障害者や医療ニーズのある者であっても可能な限り継続してグループホームに住み続けられるよう、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価する加算を、介護保険制度における認知症高齢者グループホームの例を参考に新設する。

● 医療連携体制加算(V)【新設】39単位/日

④ 自立生活支援加算の算定要件の緩和

○サテライト型住居の創設も踏まえつつ、グループホームで行う退居後の居住の場の確保など単身生活等への移行に向けた支援をより拡充する観点から、施設入所支援の地域移行加算等を参考に、現行の自立生活支援加算の算定要件を緩和するとともに加算単位数の見直しを行う。

●自立生活支援加算の算定要件等の見直し

[現行]

(算定要件)

次の要件を満たしている事業所において、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合

①過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち移行後の生活が6か月以上継続している者が5割以上

②対象者ごとに6か月以内の移行に関する個別支援計画について市町村の承認を得る
(加算単位数)

14単位/日 (180日を上限)

[見直し後]

(算定要件)

退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合

加算単位数)

500単位 (退去前、退去後各1回)

告示日：3月下旬

適用期日：平成26年4月1日

(受託居宅介護サービスの支給標準時間)

市町村が受託居宅介護サービスの支給量の決定に際して参考すべき『受託居宅介護サービスの支給標準時間』については、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、障害支援区分ごとに下表のとおりとすることを考えているので留意されたい。

(参考) 参照すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間 (案)

障害支援区分	支給標準時間
区分 2	150分／月
区分 3	600分／月
区分 4	900分／月
区分 5	1,300分／月
区分 6	1,900分／月

◆グループホーム等の防火安全対策について

平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市グループホームにおける火災を受け、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」(以下「火災対策検討部会」という。)がこれまで4回開催され、近く報告書がとりまとめられる予定となっている。

この火災対策検討部会の議論等を踏まえ、総務省消防庁において、消防法施行令や消防法施行規則等の一部改正が行われているところであるが、その主な内容は以下のとおりであるので、ご了知の上、管内市町村、関係団体及び関係する障害福祉サービス事業所等に対して周知徹底をお願いしたい。

①スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考1」参照。以下、「（6）項口に該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積275m²以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（②のスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

この設置基準は、平成27年4月1日（既存施設の場合は平成30年4月1日）から適用されるものであるが、各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、今後、総務省消防庁から正式に示されるスプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

（参考1）消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる施設

- ・障害児入所施設
- ・障害者支援施設（※1）
- ・短期入所を行う施設（※1）
- ・共同生活援助を行う施設（※1）

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※2）に限る。

※2 消防庁において、障害支援区分（平成26年3月31日までは「障害程度区分」）4以上の者が8割を超えることを目安とし、（6）項口として取り扱う旨を消防機関へ周知することを検討

②スプリンクラー設備の設置義務の免除について

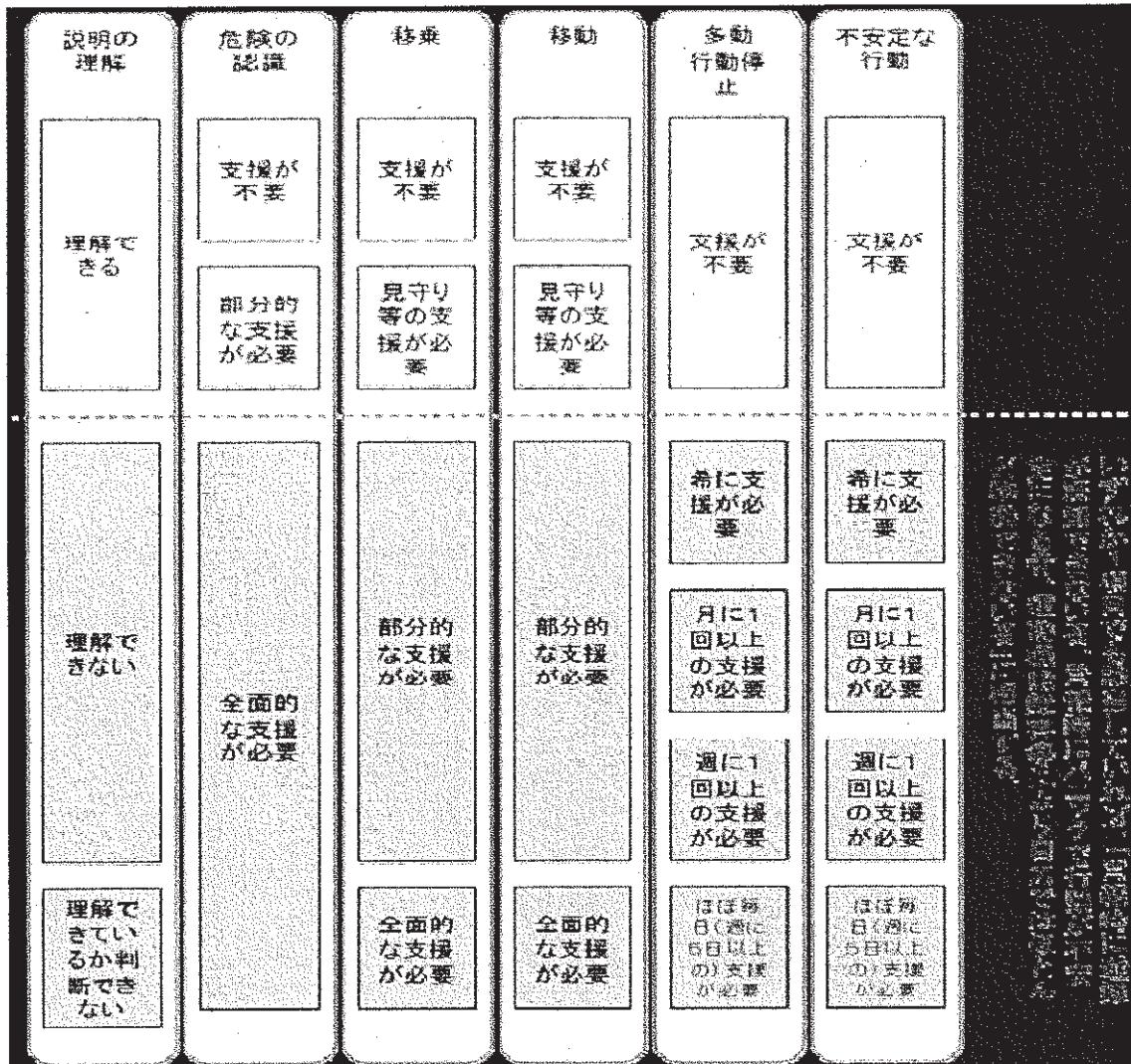
（6）項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」（関連資料③の別紙参照のこと）又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものであって、延べ面積275m²未満のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のもの」の具体的な要件については、2月6日に開催された第4回火災対策検討部会において、以下のとおり取り扱う方針が示されているので留意されたい。

ア 障害者施設等（障害児入所施設を除く）

障害支援区分（平成26年3月31日までは「障害程度区分」。以下同じ。）4以上の者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も、「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上の施設は、（6）項口に該当する障害者施設等であっても、スプリンクラー設備の設置を要しないものとして取り扱う方針が示されている。

当該認定調査項目の確認は、障害者本人又はその委任を受けた者（障害者の代理人又は当該障害者が利用する障害福祉サービス事業者を想定。）が市町村へ開示請求することにより行う必要があるため、各市町村においては、これらの者から開示請求があった場合には必要な協力をお願いしたい。

(参考2) 認定調査項目に係る判断のイメージ（障害者施設等火災対策検討部会資料抜粋）



③ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。）の施行により、（6）項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようになることが義務付けられることになる。

この設置基準は、平成27年4月1日から（既存施設の場合は平成30年4月1日から）適用されるものであるが、障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる（※）ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

（※）第4回火災対策検討部会においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておくこと。
- ・非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・自衛消防訓練において通報訓練を実施する場合は、事前に消防機関にその旨を通報した上で、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを見らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

④ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1（6）項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考3」参照のこと。）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300m²以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けされることになる。

この設置基準は、平成27年4月1日から（既存施設の場合は平成30年4月1日から）適用されるものであるが、各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、改正令の施行を待たずに、現在未設置の施設に対して自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

（参考3）消防法施行令別表第1（6）項ハに掲げる施設

- ・身体障害者福祉センター
- ・障害者支援施設（※）
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・生活介護を行う施設
- ・短期入所を行う施設（※）
- ・自立訓練を行う施設
- ・就労移行支援を行う施設
- ・就労継続支援を行う施設
- ・共同生活援助を行う施設（※）

※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（参考1の※2を参照）
を除く。

⑤助成制度の活用について

スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなど障害者施設等はもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金や平成25年度補正予算において平成26年度着手事業まで延長された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象（※後者についてはスプリンクラー整備のみ）としているので、これらの助成制度を積極的に活用すること等により、その設置の促進に努められたい。

なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金は従前から、社会福祉施設等施設整備費補助金は平成25年度から助成対象としているので、ご了知の上、管内の障害福祉サービス事業所や関係団体等に周知されたい。

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設) 平成27年4月～(既設※1) 平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項目関係						
①障害児施設（入所）			全ての施設 ※2を除く。		全ての施設	
②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）	275m以上					
【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第1（6）項目関係						
①障害児施設（通所）					利用者を入居させさせるもの、 又は、延べ面積 が300m以上の もの	
②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援 区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。）	6000m以上 (平屋建てを除く)		3000m以上		5000m以上	
③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、 福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）						

※1 既存のグループホーム（新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む）については、平成30年3月末までの猶予期間あり。

※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移動」「移乗」「危険の認識」「説明の理解」「行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275m²未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり（別紙）

(別紙)スプリンクラー設備の設置に係る例外について

1. スプリンクラー設備を設置することを要しない構造等の全体像

改正消防法施行規則第12条の2

1000m²以上

防火区画

耐火構造の壁・床で区画
区画は100m²以下かつ4以上の居室を含まない

延べ面積1000m²未満

令12条第1号に掲げる
防火対象物である

Yes

No 単一用途(建築物に施設以外の用途がない)
入所者が利用する居室が避難階

Yes

No 入所者が利用する居室が避難階

275m²未満
入所者が利用する居室が避難階

Yes

No 100m²以上

内装制限

第1項第1号

第1項第2号

内装制限を要しないの検証

第2項第2号

内装制限を要するの検証

消防法施行
令第32条

障害者施設
等の入居者
特性に応じた
免除

改正消防法施行
規則
第12条の3

内装制限
の実例
火事の例

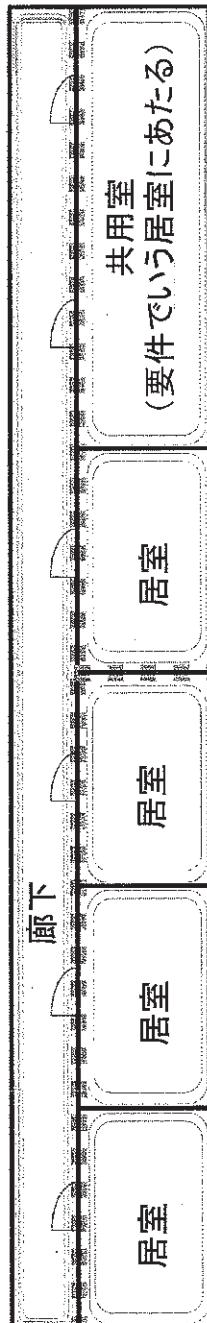
いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

ア

現行の消防法施行規則第12条の2「第1項第1号」(1000m²未満)の構造

- 構造要件(消防法施行規則第12条の2(施設面積1000m²未満の場合))
- 準耐火構造の防火区画を形成すること(図 番号線)
- 防火区画は100m²以下で4以上の居室を含まないこと
- 内装(避難経路は準不燃経路)は準不燃材料、その他の部屋(居室を含)は 難燃材料
- 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること

例1)
平面



例2)
立面

他の用途	居室	他の用途	居室	階段
居室	居室	他の用途	居室	階段
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	防火区画
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	

内装不燃化の部分

防火区画

新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100m²以上(275m²未満)」及び「100m²未満かつ单体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。



改正案消防法施行規則第12条の2「第2項第1号、第2号」(100m²未満)の構造

第2項
柱書

平屋建

1F(避難階)

平屋建以外(傾斜地)

1F(避難階)

○100m²未満であること

○入所者が利用する居室が避難階のみ

○単一用途

廊下

居室

居室</p

2. 消防法施行令第32条による個別の防火対象物ごとの特例の検討

(1) 「避難階」であることと同等の要件

避難階：「直接地上へ通ずる出入口のある階」(消防法施行令第4条の2第2号(建築基準法施行令第13条第1号))

「地上」⇒「救出されるまで火災の影響を受けずに留まっていることができる場所」
相当する一定の一時避難が可能なバルコニー又は陸屋根が認められるのではないか

- ① 居室(は2階以下のみ)
- ② 一時避難場所は、一定の地上スペースに面する
- ③ 一時避難場所は、一定の大きさであること



- ④ 火災の影響を受けずに留まる

「避難階」を前提としている「2方向避難」「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難」「居室の数」の適用が可能と考えられる。

<①～③を適用する例>

- バルコニーなどの一時避難場所
消防隊による救出までの「一時避難」
- 各居室から直接一時避難場所に
通ずる有効な開口部
開口部の要件は、避難階にある場合と同様

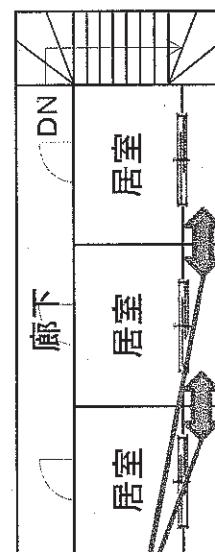
立面図



避難階以外の階 平面図



救出のための地上スペース



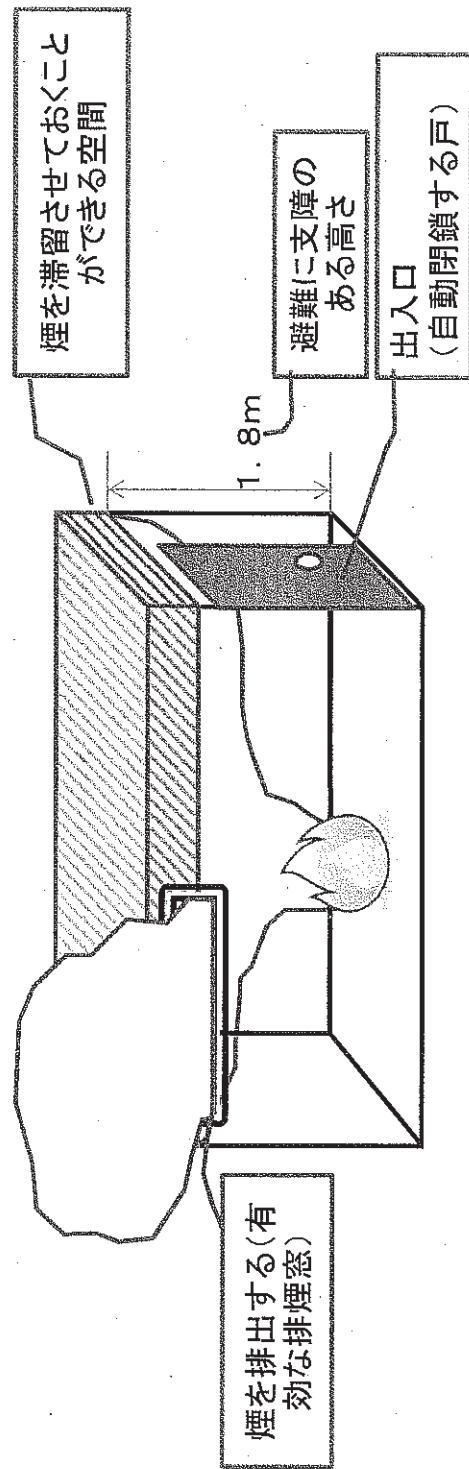
(2) 「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の時間の延伸
火災の影響の少ない時間(避難限界時間)を確保する

避難開始時間 + 移動時間 < = 避難限界時間

排煙上有効な構造を有する場合

- 各居室に、部屋の面積の50分の1以上の面積(天井面から80センチメートル以内の部分の面積)の有効な排煙窓があること
- 排煙窓は火災時に容易に開放できること

避難限界時間の原則3分を4分と取り扱う



改正案において、大空間の場合に限界時間を4分とする事ができることへの代替え措置

3. 構造要件と同等と考えられる対応策のまとめ

消防法施行令第32条の防火対象物の位置、構造又は設備の状況から火災による被害を最小限に止めることができると認められる基本的な要件について検討

消防法施行規則で定める要件	同等と考えられる要件
要件1 入所者が利用する居室が「避難階」 入所者が利用する居室の2方向避難 内装制限を要しない証明	一定要件のバルコニー、陸屋根を想定し、要件の詳細を検討 外気(に)開放された時に避難場所
要件2 「火災の影響の少ない時 間に内外へ避難できること」	避難の支障のある高さまで煙りが降下しないための有効な排煙口の設置

グループホーム・ケアホームの消防設備に対する助成制度

グループホーム、ケアホームのスプリンクラー設備など消防用設備の設置費用に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、建物の所有形態(自己所有、賃貸)や消防用設備の設置義務の有無にかかわらず、助成対象としている。

社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金 (～平成26年度着手事業まで)
対象要件	特になし 障害程度区分4以上の者 (又は同様の者)が利用する場合
対象法人	社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人 等
スプリンクラー	【1m ² 当たり】 1,000m ² 未満 18,000円以内 1,000m ² 以上 34,000円以内
基準単価 (事業費ベース)	【1施設当たり】 30万円以上～1,000万円以内
自動火災報知設備 消防機関への通報装置	—
負担割合	国 都道府県・指定都市・中核市 1/2 事業者 1/4

(関連資料④)

◆地域生活支援拠点等の整備について

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議においては、「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」とされているところである。

これに関し、平成25年10月に取りまとめられた障害者の地域生活の推進に関する議論の整理（障害者の地域生活の推進に関する検討会）においては、地域における居住支援に求められる機能として、

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされた。

これを踏まえ、第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを成果目標として設定することとしている。

拠点等の整備に当たっては、各市町村において、協議会等の場も活用し、各地域の状況を把握した上で整備の在り方を検討していただくとともに、各都道府県においては、各市町村を包括する広域的な見地から、都道府県計画との調整及び必要な支援をお願いしたい。

また、当該拠点等の整備を推進する観点から、平成26年度より、グループホーム等に併設してコーディネーターの配置（地域生活支援事業における地域移行のための安心生活支援の活用）及び地域相談支援により地域生活支援を実施する場合に、当該グループホーム等の社会福祉施設整備費による施設整備補助を優先的に採択することとしている。国庫補助協議における採択方針等については別途お示ししているのでご留意願いたい。

さらに、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとするので必要に応じ活用されたい。

なお、第4期障害福祉計画においては、これまでの障害福祉計画同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、拠点を障害者支援施設に併設する場合の当該障害者支援施設の入所定員は、都道府県障害福祉計画における必要入所定員総数に計上されることにご留意願いたい。

6 障害福祉サービス等に係る留意事項等について／精神系サービスについて

精神科病院の管理者の責務

- 地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携

第33条の5 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するため必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する特定相談支援事業（第49条第1項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「地域援助事業者」という。）を紹介するよう努めなければならない。

精神科病院の管理者の責務(2)

- 地域援助事業者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第15条の5

※ 地域援助事業者として、相談支援専門員、介護支援専門員のいる事業所を網羅的に規程

- 第15条の5 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十六項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者
 - 二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う者
 - 三 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う者（介護支援専門員（同法第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）を有するものに限る。）
 - 四 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
 - 五 介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者
 - 六 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者
 - 七 介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービスを行う者
 - 八 介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者
 - 九 介護保険法第八条第二十六項に規定する介護福祉施設サービスを行う者
 - 十 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護保健施設サービスを行う者
 - 十一 介護保険法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者
 - 十二 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者
 - 十三 介護保険法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
 - 十四 介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
 - 十五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスを行う者

地域援助事業者の紹介

1. 地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

地域援助事業者の紹介は、医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活に移行することができるよう、精神科病院の管理者の努力義務とされているものであり、必要に応じて紹介を行うよう努めること。

2. 紹介の方法

- (1) 地域援助事業者の紹介の方法については、書面の交付による紹介に限らず、例えば、面会による紹介(紹介する地域援助事業者の協力が得られる場合に限る。)やインターネット情報を活用しながらの紹介等により、医療保護入院者が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫されたいこと。
- (2) 紹介を行う事業者については、必要に応じて当該医療保護入院者の退院先又はその候補となる市町村への照会を行うほか、精神保健福祉センター及び保健所等の知見も活用すること。

3. 紹介後の対応

地域援助事業者の紹介を行った場合においては、退院後生活環境相談員を中心として、医療保護入院者と当該地域援助事業者の相談状況を把握し、連絡調整に努めること。

4. 地域援助事業者による相談援助

- (1) 地域援助事業者は、医療保護入院者が障害福祉サービスや介護サービスを退院後円滑に利用できるよう、当該地域援助事業者の行う特定相談支援事業等の事業やこれらの事業の利用に向けた相談援助を行うこと。
- (2) 医療保護入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連携に努め、連絡調整を図ること。
- (3) 相談援助を行っている医療保護入院者に係る医療保護入院者退院支援委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有に努めること。

改正精神保健福祉法の施行事項 《地域援助事業者》

平成25年6月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成26年4月から施行することとされた

(参考) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抄)

第33条の5 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあった場合その他医療保護入院者の退院による地域生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する特定相談支援事業（第49条第1項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「地域援助事業者」という。）を紹介するよう努めなければならない。

注記:文部科学省告示「山形県精神保健福祉計画における退院支援事業利用基準」

1. 事業概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の5の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について、補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。

(参考) 医療保護入院者数 133,096人（平成23年6月30日現在）
1ヶ月の新規医療保護入院者数 12,484人（平成22年6月実績）
(出典:精神保健福祉資料平成23年度6月30日調査)

2. 補助内容

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、通常必要となる職員以外の職員の配置に必要となる賃金や諸経費等について助成

3. 創設年度 平成26年度

4. 実施主体 市町村

5. 補助率（負担割合） 1／2以内（国1／2以内、都道府県1／4以内）

7 障害者虐待の防止について

障害者虐待防止について



和歌山県障害福祉課

平成26年3月18日、20日
事業所集団指導



2015 紀の国
わがやま 国体

第70回国民体育大会 躍動と歓喜、そして絆



2015 紀の国
わがやま 大会

第15回全国障害者スポーツ大会 躍動と歓喜、そして絆

説明内容

1 障害者虐待防止法の概要

2 障害者虐待の現状

3 施設内での虐待防止に向けて

1 障害者虐待防止法の概要

3

① 障害者虐待防止法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成23年6月24日公布、平成24年10月1日施行)

○ 目的

- 障害者に対する虐待が、「障害者の尊厳」を害するもの。
- 「障害者の自立及び社会参加」にとって、その防止が極めて重要。

- ・ 障害者に対する虐待の禁止
- ・ 障害者虐待の予防、早期発見、防止等に関する国等の責務
- ・ 障害者虐待を受けた障害者に対する保護、自立の支援のための措置
- ・ 養護者に対する支援のための措置等を定める。

- ➔ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進。
- ➔ もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

4

② 障害者虐待の定義、障害者虐待の禁止

○ 障害者とは、

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- 障害者手帳を取得していない場合も含まれる。
- 18歳未満の者も含まれる。

○ 障害者虐待とは、

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 使用者による障害者虐待

○ 障害者に対する虐待の禁止

- 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

5

③ 通報義務

(1) 養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものと除く。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(3) 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

6

④ 障害者虐待の防止等に関する責務

(1) 国民の責務

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない。

(2) 保健・医療・福祉等関係者の責務

障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

(3) 障害者福祉施設・事業所の責務

職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他の障害者虐待防止のための措置

(その他の措置の例)

各種研修会への職員派遣やサービス評価等の取組など

7

2 障害者虐待の現状

8

全国の障害者虐待の状況

(平成24年10月～平成25年3月)

	通報・届出・相談件数	認定件数
①養護者虐待	3,260	1,311
②施設従事者等虐待	939	80
③使用者虐待	303	133
合計	4,502	1,524

H25.11.11 厚生労働省公表

和歌山県の状況（平成24年度）

通報等・認定等の件数（県・市町村・労働局）

	通報・届出・相談件数	認定件数	被虐待者の障害種別（重複あり）				
			身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
①養護者虐待	18	5	0	3	2	0	0
②施設従事者等虐待	11	2	0	2	0	0	0
③使用者虐待	3	1	0	0	0	1	0
合計	32						

対応状況

養護者虐待 <分離の場合>

内 容	件 数
①やむを得ない事由による措置に基づく分離	1
②新たに障害福祉サービスを利用	1

<非分離の場合>

内 容	件 数
①養護者に対する助言・指導	2
②新たに障害福祉サービスを利用	1
③障害福祉サービス等利用計画の見直し	1

施設従事者等虐待

内 容	件 数
市町村・県が施設等を指導	2
調査中	2

使用者虐待

内 容	件 数
労働基準監督署において指導	1

H25年4月～25年9月の状況(和歌山県全体)

通報等・認定等の件数(県・市町村・労働局)

	通報・届出・相談件数	認定件数	被虐待者の障害種別(重複あり)				
			身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
①養護者虐待	18	7	5	4	2	0	0
②施設従事者等虐待	5	2	1	0	0	0	0
③使用者虐待	6	1	0	1	0	0	0
合計	29	10					

対応状況

養護者虐待

<分離の場合>

内 容	件 数
①やむを得ない事由による措置に基づく分離	3
②新たに障害福祉サービスを利用	1

<非分離の場合>

①養護者に対する助言・指導	3
②新たに障害福祉サービスを利用	1
③障害福祉サービス等利用計画の見直し	2
④障害福祉サービス以外のサービスを利用	2

施設従事者等虐待

内 容	件 数
市町村・県が施設等を指導 (うち前年度調査中のもの)	2 (1)
調査中	1

使用者虐待

内 容	件 数
労働基準監督署において指導	1

通報のあった具体的な事例(養護者による虐待)

- 日常的に役に立たない等の暴言を浴びた上、暴力も受けていた
- 食事を十分に与えていなかった
- 障害者年金を養護者が勝手に使用したり、養護者の貯金に振り替えていた

通報のあった具体的な事例(施設従事者等による虐待)

- 行動障害のある利用者がパニックを起こした際に、他害行為を防ぐために利用者の身体を叩いた。
- 行動障害のある利用者がパニックを起こした際に、他害行為を防ぐために部屋に閉じ込めて施錠した。
- 歩行訓練を行う際に、利用者に対して厳しく声かけを行った。

13

和歌山県の動き

平成26年1月 厚生労働省から施設従事者からの虐待
防止の再徹底についての通知

→ 通知を受け、県から市町村、各事業所へ再徹底を通知

14

3 施設内での虐待防止に向けて

15

施設職員の事情(構造的原因)

構造的原因

- ① 利益相反(援助を厚くするほど、負担が重くなる)
- ② マンネリ(こんなもので十分という意識)
- ③ 上下関係性(世話してやっているという意識・関係性)
- ④ 密室性(2人だけのこと)、閉鎖性(外に出ない)
- ⑤ 集団画一性
「多数の利用者の利益保障」や「平等」という名のもと、
個人の尊厳が制限され、しかもそれが正当化されやすい
→ 構造的原因を減少させることが虐待減少につながる

- 風通しの良い職場づくり
- 日常的な支援場面の把握
- 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDC Aサイクルの活用
- 外部による第三者評価などの活用
→ 行政による実地指導もここに含まれる
- 職員一人一人の知識や支援技術の向上をはかること

17

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

18

8 障害者自立支援給付支払等システムについて

平成 25 年度事業所集団指導及び障害保健福祉行政等
に関する説明会議

電子請求受付システムにおける 電子証明書について

和歌山県国民健康保険団体連合会

国保中央会資料より

電子請求受付システムにおける 電子証明書共有化に伴う対応について

この資料は、システム開発における、現段階での検討内容を整理したものであり、今後の検討等により変更することができる。

目次

1. 障害者総合支援における電子証明書の介護保険との共有化について
 - 1.1. 電子証明書の共有化の経緯と主な変更点について
 - 1.2. 電子証明書の共有化後の全体構成について
2. 電子証明書の共有化について
 - 2.1. 電子証明書の共有化とは
 - 2.2. 電子証明書の有効期間及び発行手数料の改定について
 - 2.3. 電子証明書の発行パターンについて
 - 2.3.1. 事業所における発行申請のタイミングに応じた電子証明書の発行パターン
 - 2.3.2. 代理人における発行申請のタイミングに応じた電子証明書の発行パターン
 - 2.4. 署名・復号ツールのリリースについて
3. 代理人情報の管理の一元化について
 - 3.1. 代理人情報の管理の一元化とは
 - 3.2. 代理人における業務上の変更点について

1. 障害者総合支援における電子証明書の介護保険との共有化について

て

1.1. 電子証明書の共有化の経緯と主な変更点について

平成 26 年 11 月より介護保険におけるインターネット請求が開始され、それに向け平成 26 年 8 月より介護保険における電子請求受付システム(以下、「介護電子請求受付システム」という。)が一部稼働します。

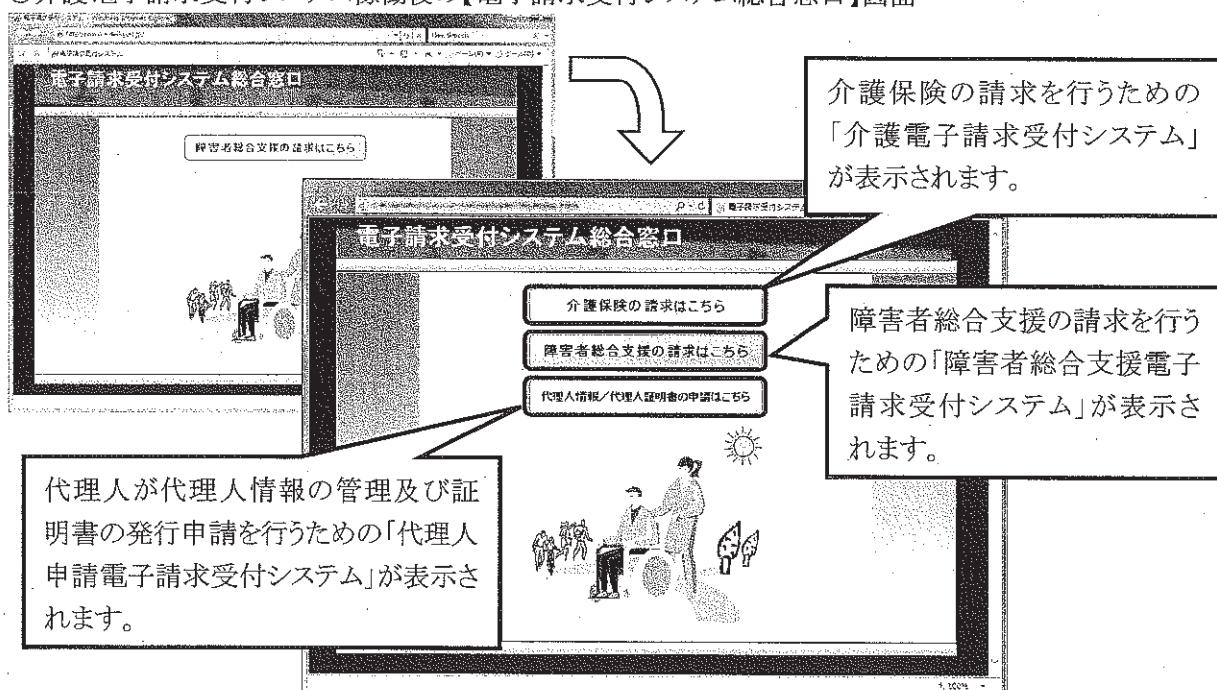
介護電子請求受付システムは、障害者総合支援における仕組みを基に構築しており、請求を行うためには電子証明書が必要となります。介護保険と障害者総合支援の両方のサービスを提供している事業所において、介護保険と障害者総合支援それぞれで電子証明書を取得せずに、同一の電子証明書で介護保険及び障害者総合支援の両方の請求を行えるよう、電子証明書を共有化します。また、電子証明書を共有化するため、代理人情報の管理は介護電子請求受付システムで一元的に管理するよう変更します。

障害者総合支援電子請求受付システムにおける主な変更点は、以下の通りです。

No.	変更点	詳細説明
1	電子証明書の共有化	介護保険と障害者総合支援とで専用認証局を共同利用し、代理人が同一の証明書により、介護保険及び障害者総合支援の請求に対応した仕組みを設けます。
2	代理人情報の管理の一元化	障害者総合支援電子請求受付システムにて管理されている代理人情報を、介護電子請求受付システムへ一元化します。これに伴い、障害者総合支援電子請求受付システムから代理人情報の管理機能を移行します。

また、介護電子請求受付システムの稼働に伴い、【電子請求受付システム総合窓口】画面を変更します。

○介護電子請求受付システム稼働後の【電子請求受付システム総合窓口】画面

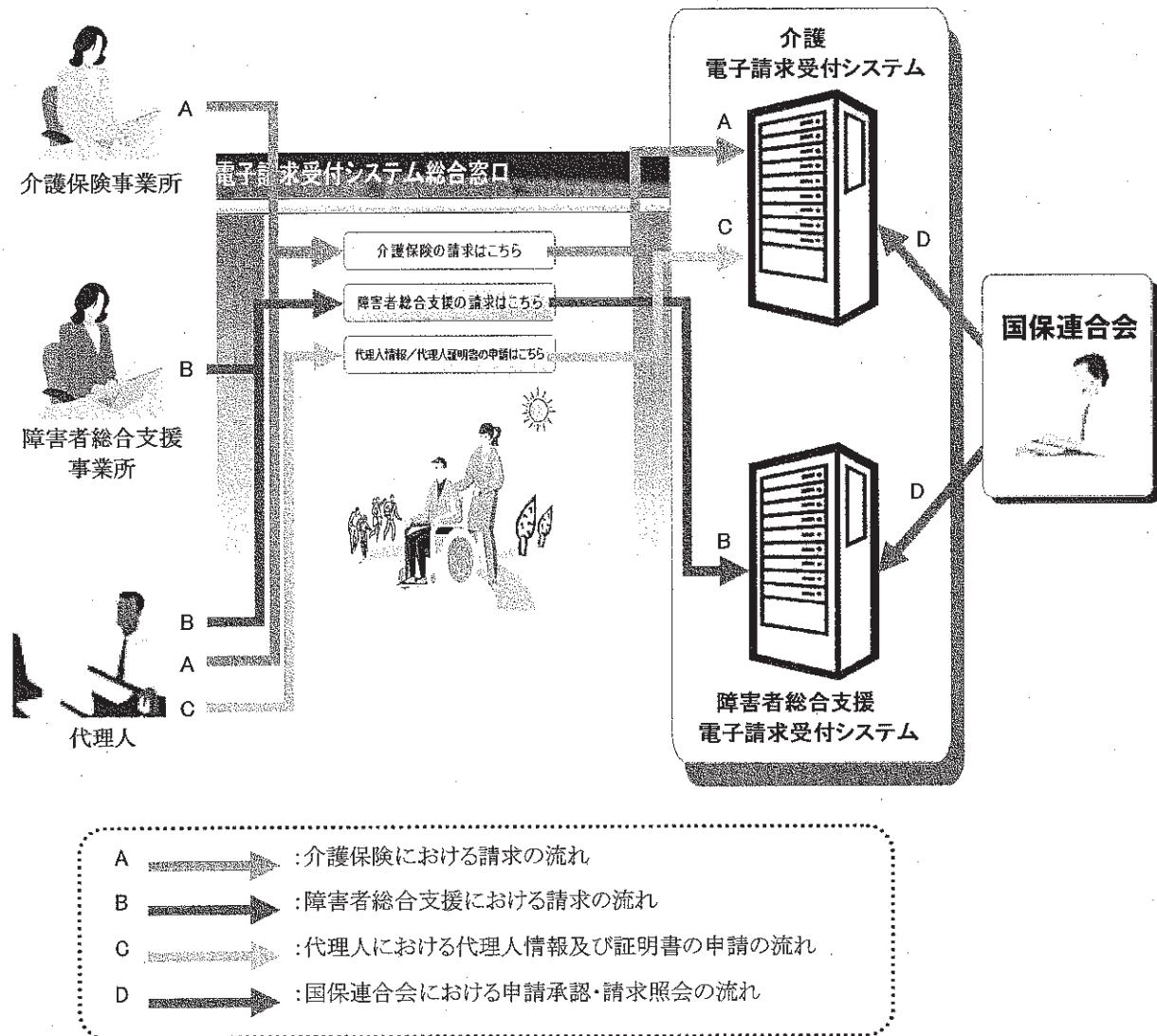


電子請求受付システムは事業所、または代理人が介護保険の請求を行う介護電子請求受付システム、障害者総合支援の請求を行う障害者総合支援電子請求受付システムで構成されます。

また、介護電子請求受付システムの一部として、代理人情報の管理を行う代理人申請電子請求受付システムを設けます。

介護電子請求受付システム稼働後の、介護保険事業所、障害者総合支援事業所、代理人及び国保連合会職員のアクセス先イメージは、以下の通りです。

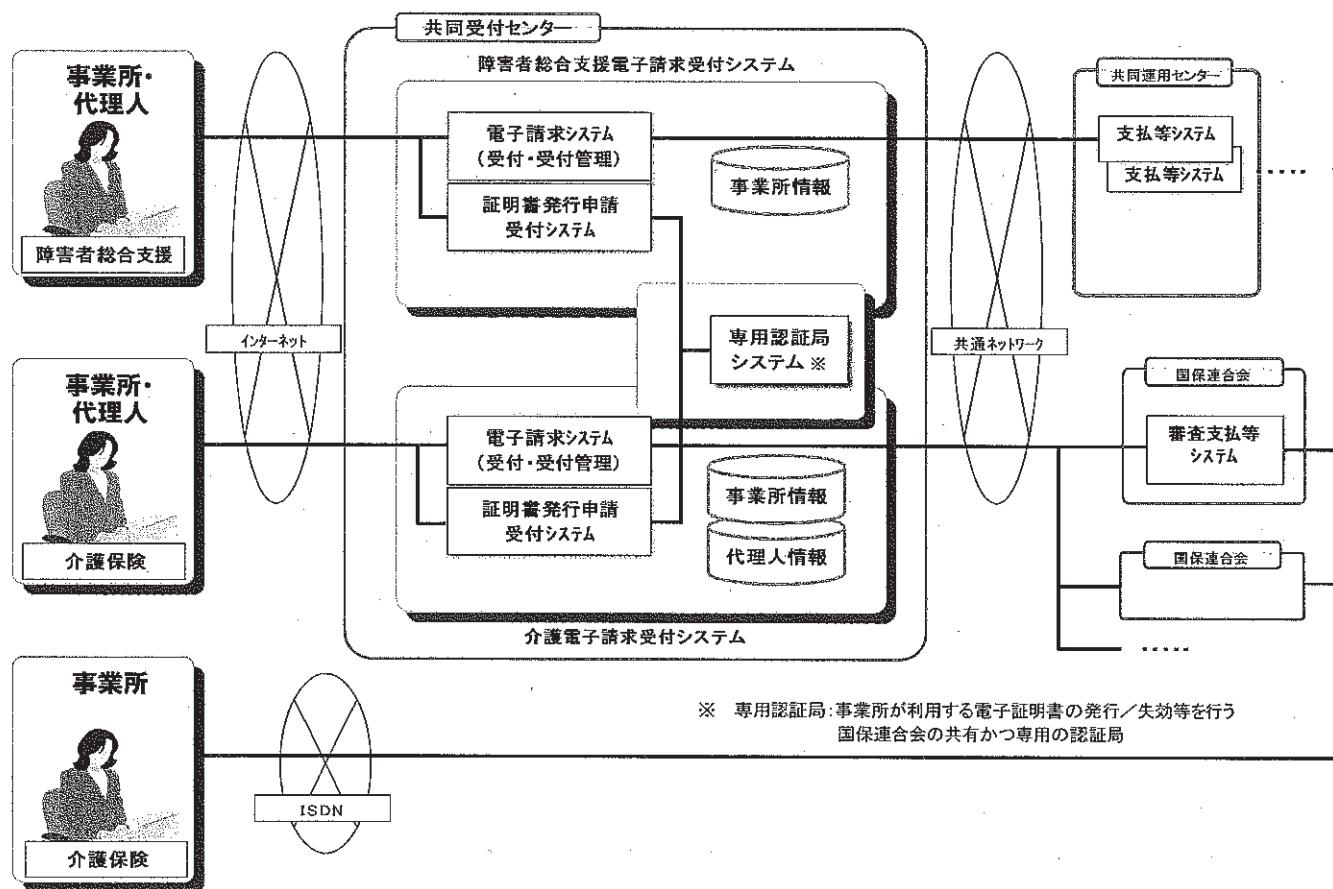
○各ユーザのアクセス先イメージ図



1.2. 電子証明書の共有化後の全体構成について

介護電子請求受付システムでは、障害者総合支援電子請求受付システムと同等の仕組みを構築し、専用認証局については障害者総合支援電子請求受付システムと共同利用します。

電子証明書の共有化後の電子請求受付システムの全体構成は、以下の通りです。



2. 電子証明書の共有化について

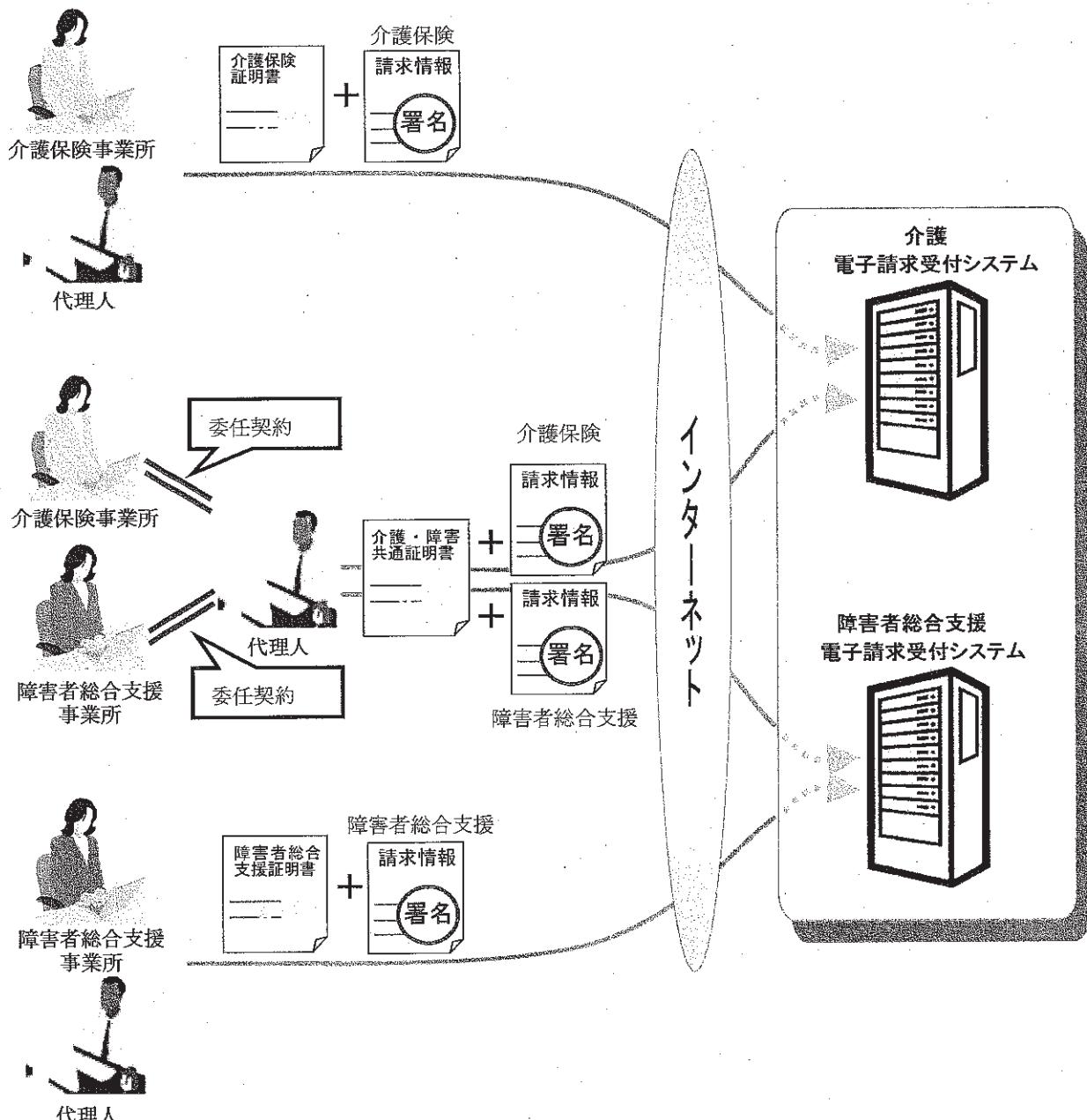
2.1. 電子証明書の共有化とは

介護保険と障害者総合支援の両方の請求を行う代理人において、電子証明書を共有することで、制度ごとに電子証明書を取得せず、同一の電子証明書で両方の請求を行えるよう、介護・障害共通証明書を新設します。

介護保険と障害者総合支援の両方のサービスを提供している事業所においては、代理人として登録することで、介護・障害共通証明書を利用して介護保険と障害者総合支援の両方の請求を行うことができるようになります。

なお、請求は介護電子請求受付システム、または障害者総合支援電子請求受付システムを利用し、それぞれ行う必要があります。事業所及び代理人が障害者総合支援の請求のみを行う場合、従来通りの電子証明書(以下、「障害者総合支援証明書」という。)を利用して、請求を行います。

○電子証明書共有化後の請求のイメージ



2.2. 電子証明書の有効期間及び発行手数料の改定について

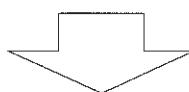
現在、電子証明書の有効期間は1年間ですが、事業所、代理人及び国保連合会における電子証明書発行に関する業務の負担軽減を図るため、電子証明書の有効期間を3年間に変更します。

有効期限の変更により、事業所及び代理人において電子証明書の更新作業の頻度を減らすことが可能になります。

また、有効期間の変更に伴い、発行手数料を3年分の料金に改定します。

<変更前>

No.	証明書利用区分※1	有効期間	発行手数料※2	説明
1		1年	2,600 円	事業所及び代理人が、障害者総合支援の請求に使用できる電子証明書です。



<変更後>

No.	証明書利用区分※1	有効期間	発行手数料※2	説明
1	障害者総合支援証明書	3年	7,800 円	事業所及び代理人が、障害者総合支援の請求に使用できる電子証明書です。
2	介護・障害共通証明書	3年	13,900 円	代理人が、介護保険及び障害者総合支援の請求に使用できる電子証明書です。

※1 証明書利用区分とは、電子請求受付システムにおいて新たに設ける、電子証明書の属性情報であり、電子証明書の利用形態を表します。

※2 発行手数料については、証明書発行にかかる手数料であることから、有効期間の途中で電子証明書が不要となった等の場合であっても、従来通り返金は行いません。

2.3. 電子証明書の発行パターンについて

介護電子請求受付システムにおける電子請求の開始は平成 26 年 11 月を予定していますが、電子証明書の発行等の準備期間として、平成 26 年 8 月(※1)より介護電子請求受付システムの稼働を予定しています。

介護電子請求受付システムの稼働日前後では、発行申請する電子証明書の証明書利用区分や発行申請のタイミングにより、その有効期間及び発行手数料が異なります。(※2)

以下に、代表的な電子証明書の発行パターンについて、説明します。

※1 介護電子請求受付システムの稼働日については、現在検討中です。

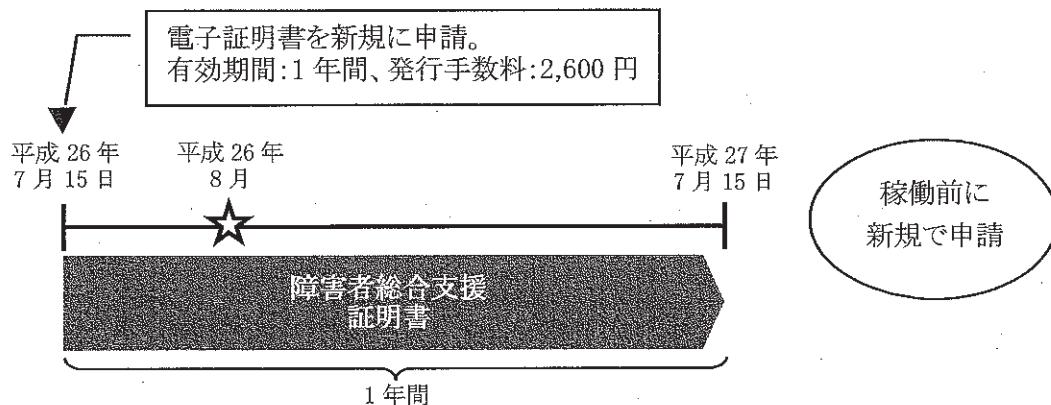
※2 介護・障害共通証明書を発行した場合でも、介護保険インターネット請求が開始されるまでは、介護保険の電子請求は行えません。

2.3.1. 事業所における発行申請のタイミングに応じた電子証明書の発行パターン

事業所の電子証明書については、発行申請のタイミングが介護電子請求受付システムの稼働日より前か、以降であるかにより、発行される電子証明書の有効期間、発行手数料が異なります。

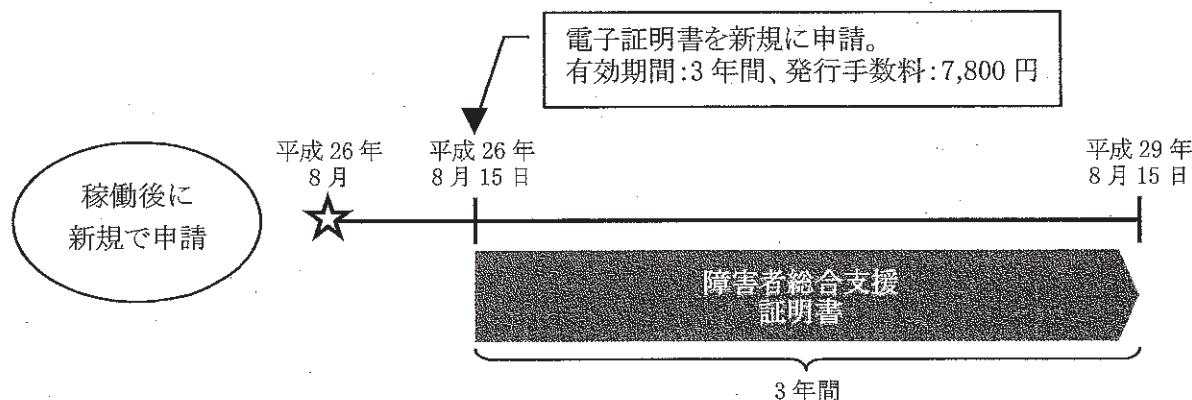
A. 介護電子請求受付システムの稼働日よりも前に、新規の電子証明書を発行申請する場合

有効期間が 1 年間の電子証明書が発行され、発行手数料は 2,600 円となります。



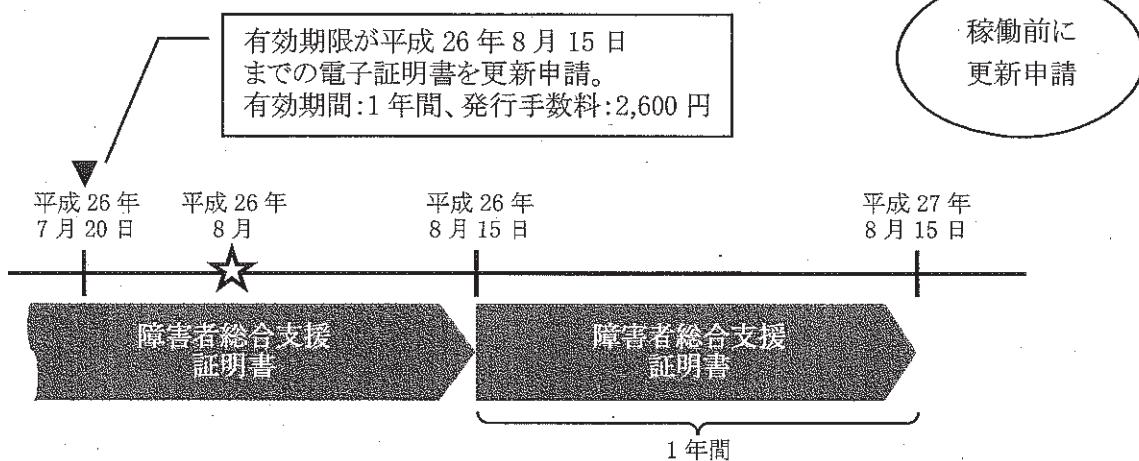
B. 介護電子請求受付システムの稼働日以降に、新規の電子証明書を発行申請する場合

有効期間が 3 年間の電子証明書が発行され、発行手数料は 7,800 円となります。



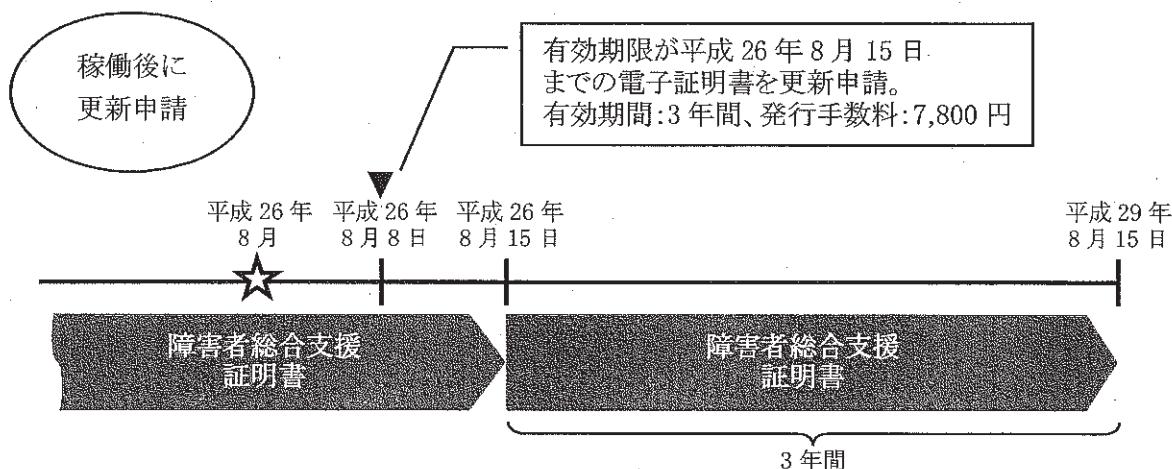
C. 介護電子請求受付システムの稼働日より前に、電子証明書を更新する場合

現在の電子証明書の有効終了日から起算して1年間有効な電子証明書が発行され、発行手数料は2,600円となります。



D. 介護電子請求受付システムの稼働日以降に、電子証明書を更新する場合

現在の電子証明書の有効終了日から起算して3年間有効な電子証明書が発行され、発行手数料は7,800円となります。



2.3.2. 代理人における発行申請のタイミングに応じた電子証明書の発行パターン

代理人の電子証明書については、介護電子請求受付システムの稼働前に発行済みの電子証明書が存在する場合、同一の有効期間を持つ介護・障害共通証明書に転換され、介護保険及び障害者総合支援の電子請求に利用できる状態となります。

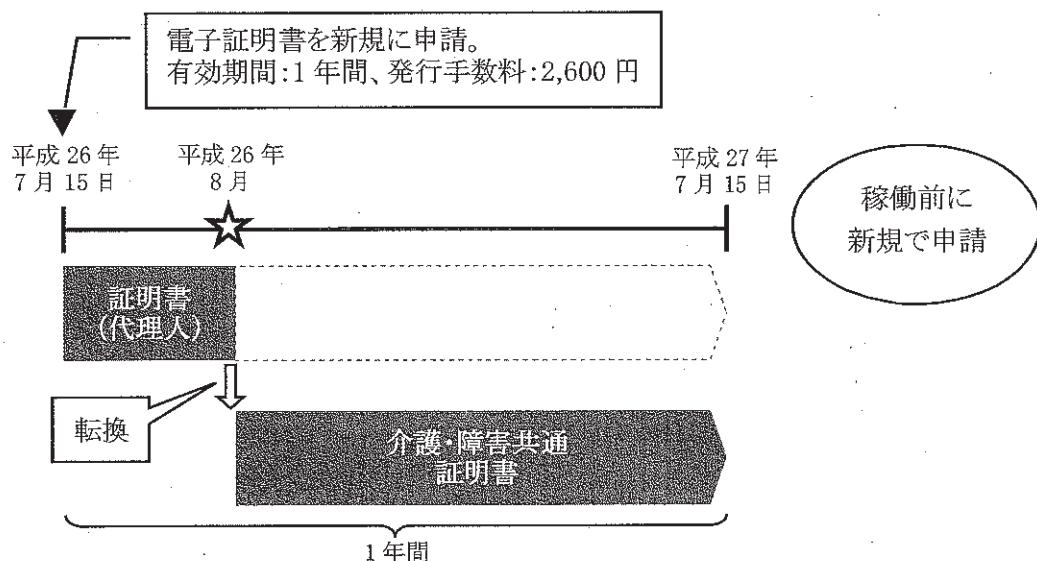
この場合、電子証明書の発行手数料が追加で発生することは無く、再度電子証明書のダウンロードを行う必要もありません。

A. 介護電子請求受付システムの稼働日より前に、新規の電子証明書を発行申請する場合

有効期間が1年間の電子証明書が発行され、発行手数料は2,600円となります。

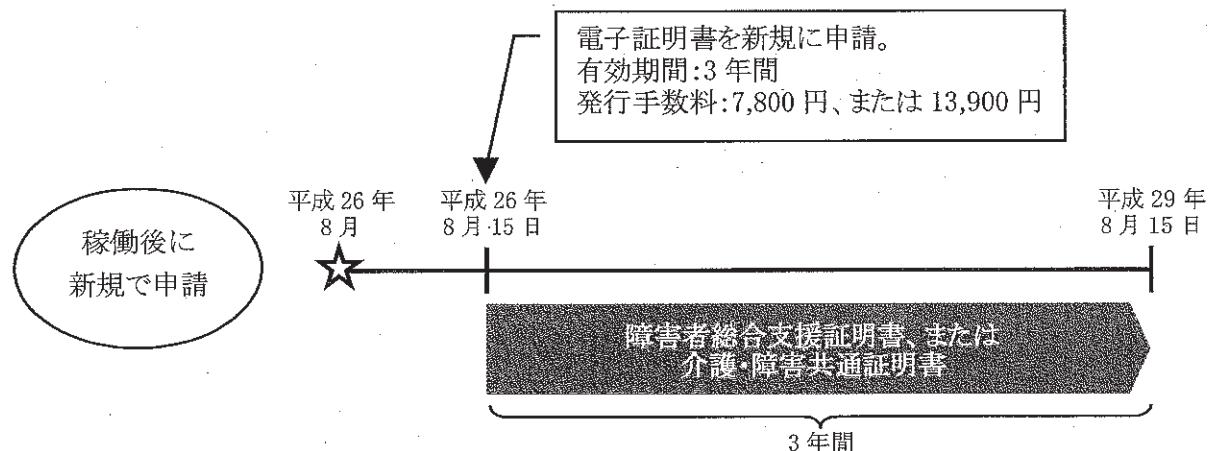
介護電子請求受付システムの稼働時点で、発行済みの有効な電子証明書は同一の期間を持つ介護・障害共通証明書に転換されます。

※今後、介護保険の電子請求を行う予定がある事業所については、介護電子請求受付システムの稼働日より前に代理人となり、電子証明書の発行申請を行うよう推奨いたします。



B. 介護電子請求受付システムの稼働日以降に、新規の電子証明書を発行申請する場合

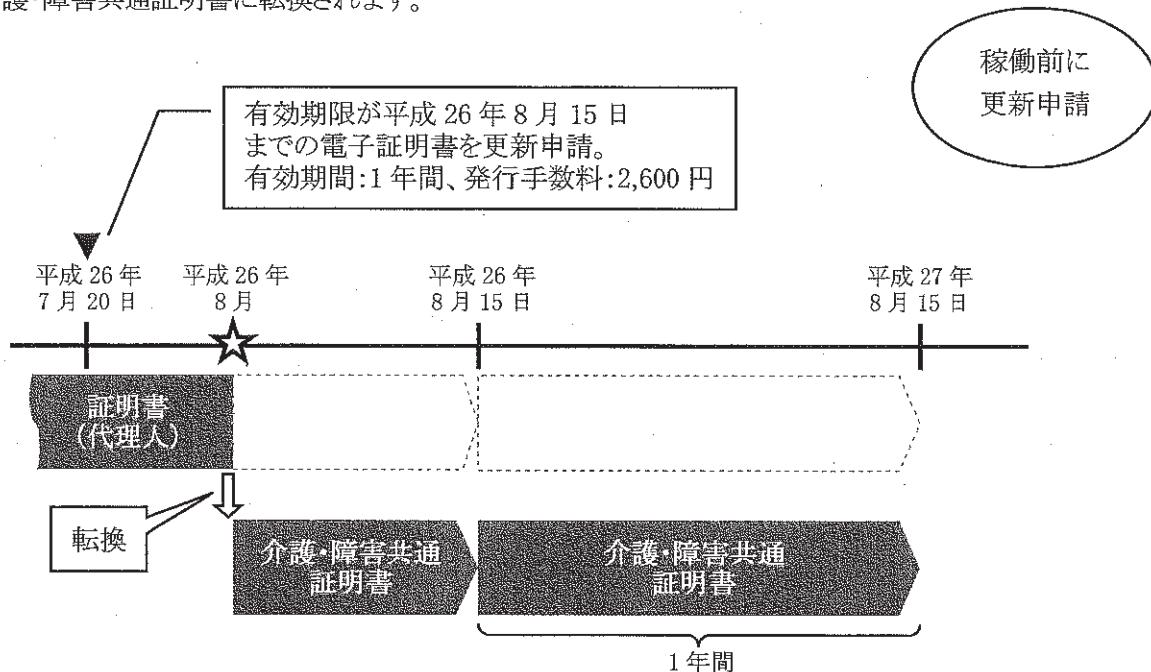
有効期間が3年間の電子証明書が発行されます。発行手数料は、障害者総合支援証明書を発行した場合が7,800円、介護・障害共通証明書を発行した場合が13,900円となります。



C. 介護電子請求受付システムの稼働日より前に、電子証明書を更新する場合

現在の電子証明書の有効終了日から起算して1年間有効な電子証明書が発行され、発行手数料は2,600円となります。

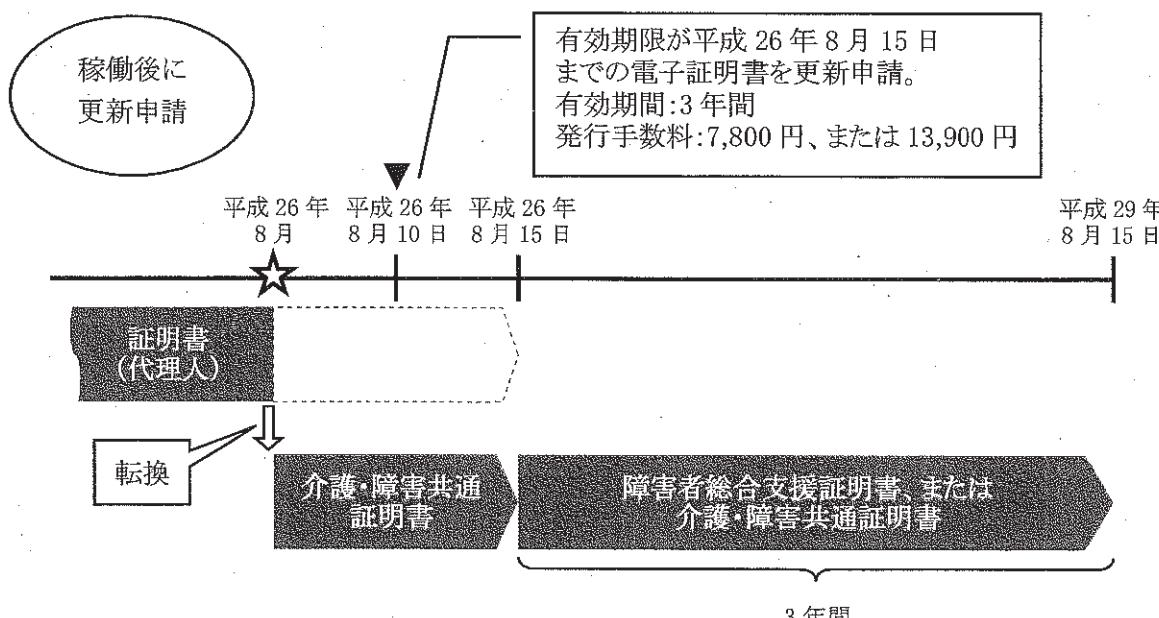
その後、介護電子請求受付システムの稼働時点で、発行済みの電子証明書は同一の期間を持つ介護・障害共通証明書に転換されます。



D. 介護電子請求受付システムの稼働日以降に、電子証明書を更新する場合

介護電子請求受付システムの稼働時点で、発行済みの電子証明書は同一の期間を持つ介護・障害共通証明書に転換されます。

その後、代理人として電子証明書を更新する場合、現在の電子証明書の有効終了日から起算して3年間有効な電子証明書が発行されます。発行手数料は、障害者総合支援証明書を発行した場合が7,800円、介護・障害共通証明書を発行した場合が13,900円となります。



2.4. 署名・復号ツールのリリースについて

電子証明書共有化により、事業所、代理人において使用している署名・復号ツールについても改修が必要となります。改修した署名・復号ツールについては、平成26年4月の制度改正等に対応した簡易入力システム及び取込送信システムのリリースにあわせて提供する予定です。署名・復号ツールは、簡易入力システム、または取込送信システムのインストールにより適用されます。

適用条件等の詳細については、今後リリース情報やお知らせにて周知する予定です。

3. 代理人情報の管理の一元化について

3.1. 代理人情報の管理の一元化とは

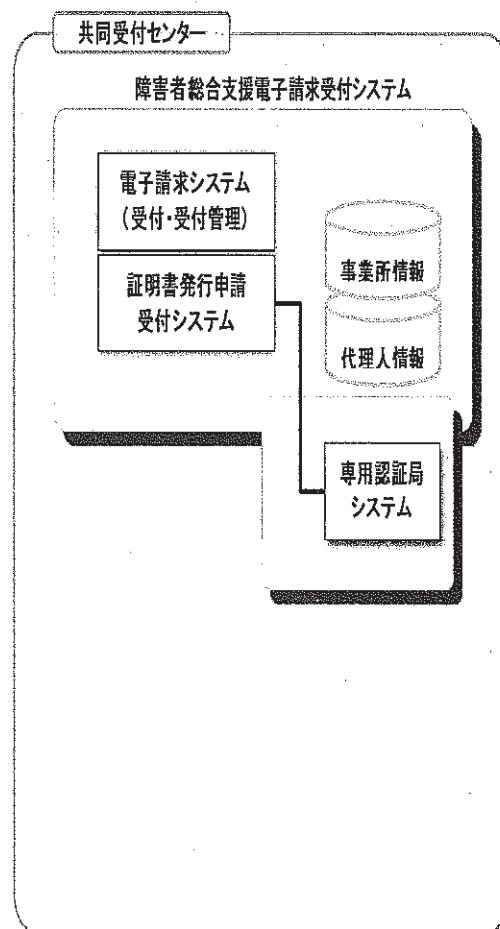
電子証明書の共有化を行うにあたり、一つの代理人に対し介護保険、または障害者総合支援のいずれの事業所も委任事業所として登録できるようにするため、代理人情報の登録・変更等の管理については、介護電子請求受付システムで一元的に行うよう変更します。

代理人情報については、介護電子請求受付システムにて登録・変更等された後、障害者総合支援電子請求受付システムに連携されます。

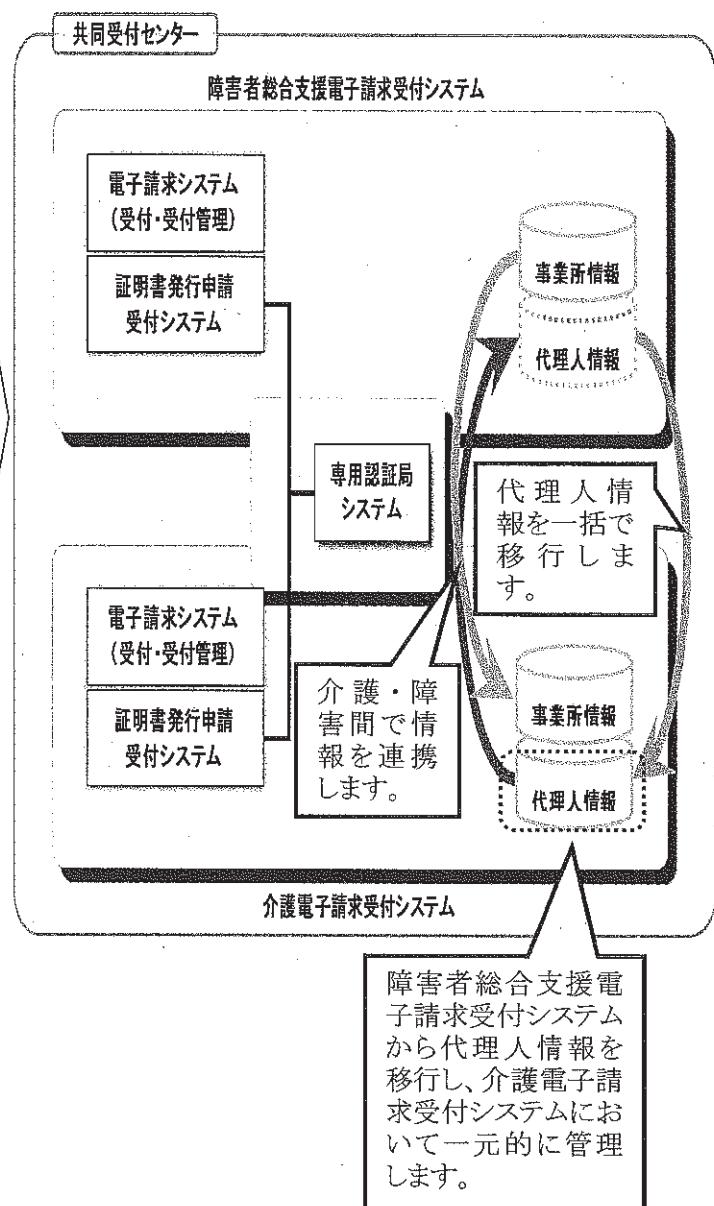
また、現在、障害者総合支援電子請求受付システムに登録されている代理人情報については、介護電子請求受付システムの稼動前に介護電子請求受付システムへ一括して移行します。

○代理人情報の管理の一元化後イメージ

<稼働前>



<稼働後>



3.2. 代理人における業務上の変更点について

代理人情報の管理の一元化に伴い、介護電子請求受付システム稼働後は、代理人における障害者総合支援の一部の業務について、介護電子請求受付システムを使用するよう変更になります。

業務内容ごとに使用するシステムは、以下の通りです。

No	業務 内 容	稼働後の業務処理対象システム (※)	
		障害者総合支援 電子請求受付 システム	介護 電子請求受付 システム
1	代理人情報の申請	—	○
2	請求	○	—
3	状況照会	○	—
4	請求取下げ依頼	○	—
5	通知文書取得	○	—
6	お知らせ閲覧	○	○
7	FAQ 閲覧	○	○
8	証明書発行申請	—	○
9	マニュアルの取得	○	○
10	システム等のダウンロード	○	○
11	パスワード変更	—	○

※「○」の付いたシステムで業務を行います。

上記のうち、「代理人情報の申請」及び「証明書発行申請」について、変更点の概要を説明します。
また、変更後の代理人及び電子証明書に対する委任事業所数の制限についても、説明します。

(1) 代理人情報の申請方法の変更について

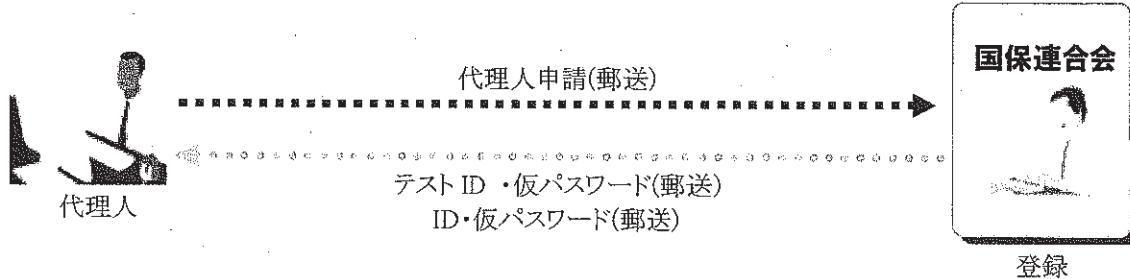
現在、障害者総合支援における代理人申請、ID・仮パスワード等発行の処理は、代理人と連合会間において、郵送処理により行われています。

介護電子請求受付システム稼働後の代理人情報の届出申請は、代理人が介護電子請求受付システムにて行います。

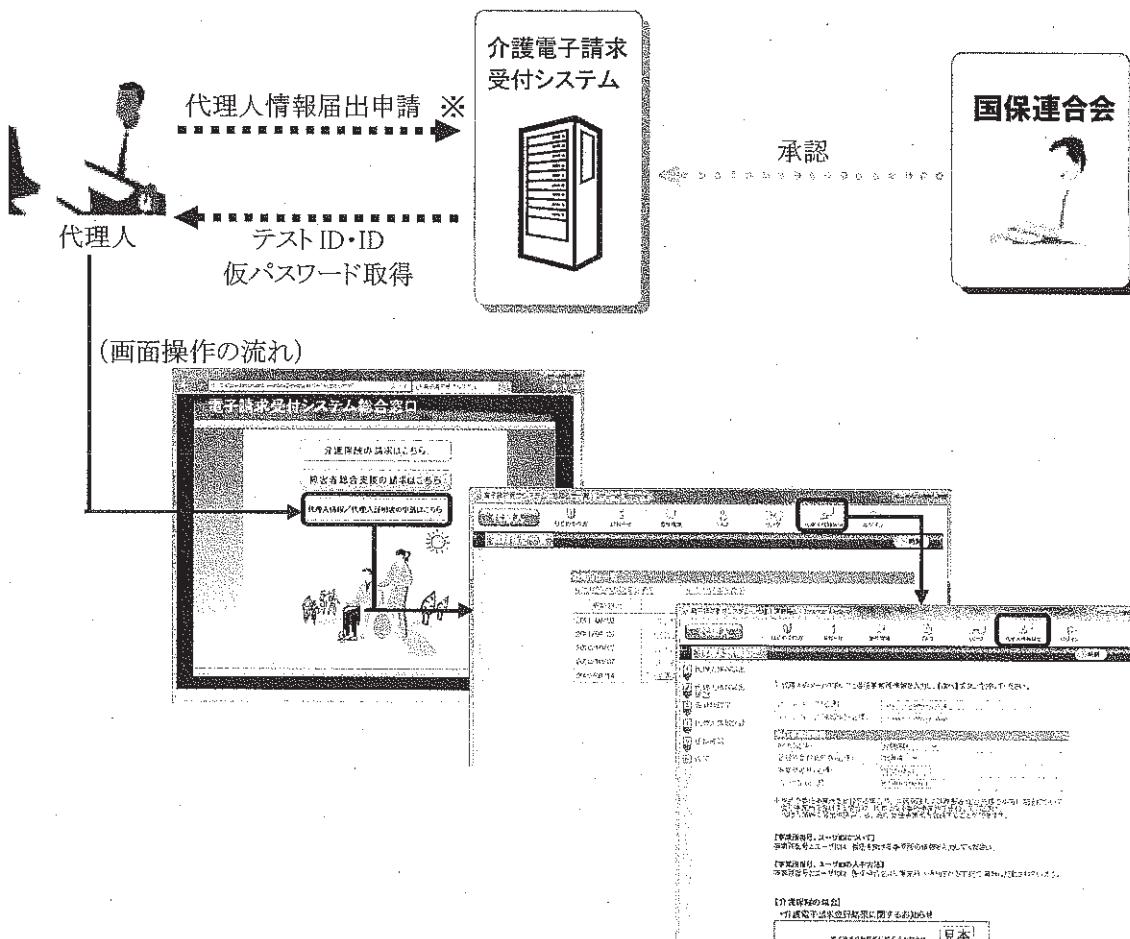
代理人は、電子請求受付システム総合窓口の[代理人情報／代理人証明書の申請はこちら]ボタンをクリックし、表示された画面から[代理人情報届出]ボタンをクリックし、代理人情報の届出申請を行います。

○代理人情報届出申請のイメージ

〈稼働前〉



稼働後 <



※介護電子請求受付システムより代理人情報届出申請を行い、出力される帳票ならびに委任状等の必要な書類を国保連合会へ郵送する必要があります。

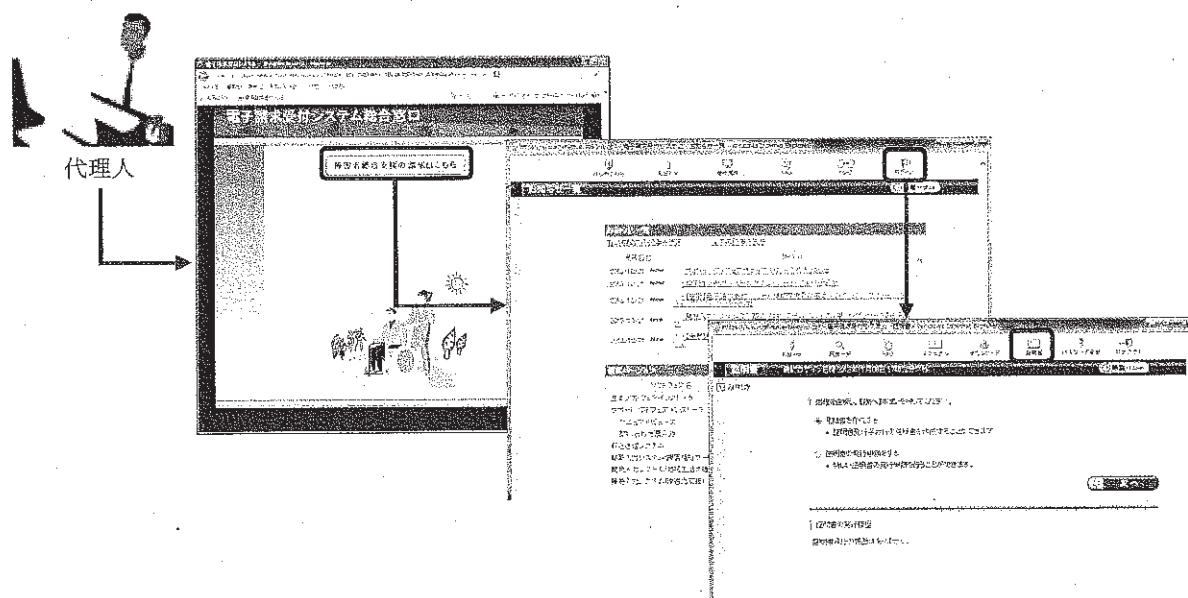
(2) 証明書の発行申請方法の変更について

現在、代理人の電子証明書の発行申請は、障害者総合支援電子請求受付システムで行っています。介護電子請求受付システム稼働後の電子証明書の発行申請は、介護電子請求受付システムにて行います。

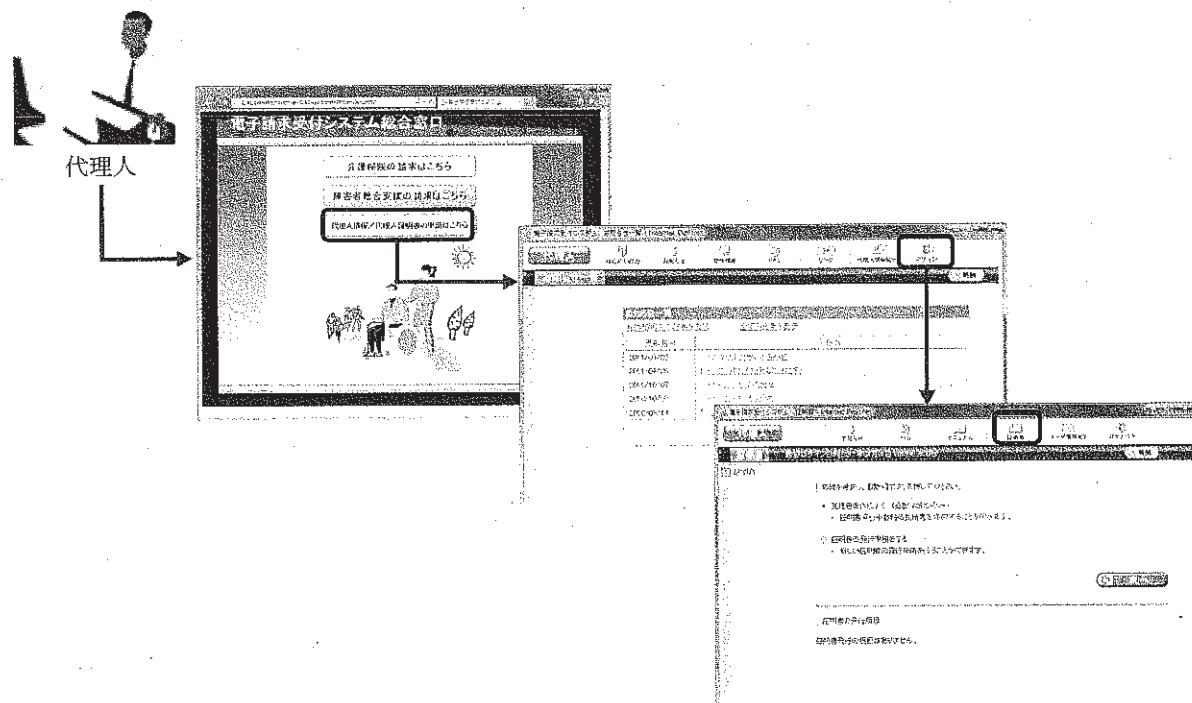
代理人は、電子請求受付システム総合窓口の[代理人情報／代理人証明書の申請はこちら]ボタンをクリックし、表示された画面からログインして、電子証明書の発行申請を行います。

○代理人における電子証明書の発行申請イメージ

<稼働前>



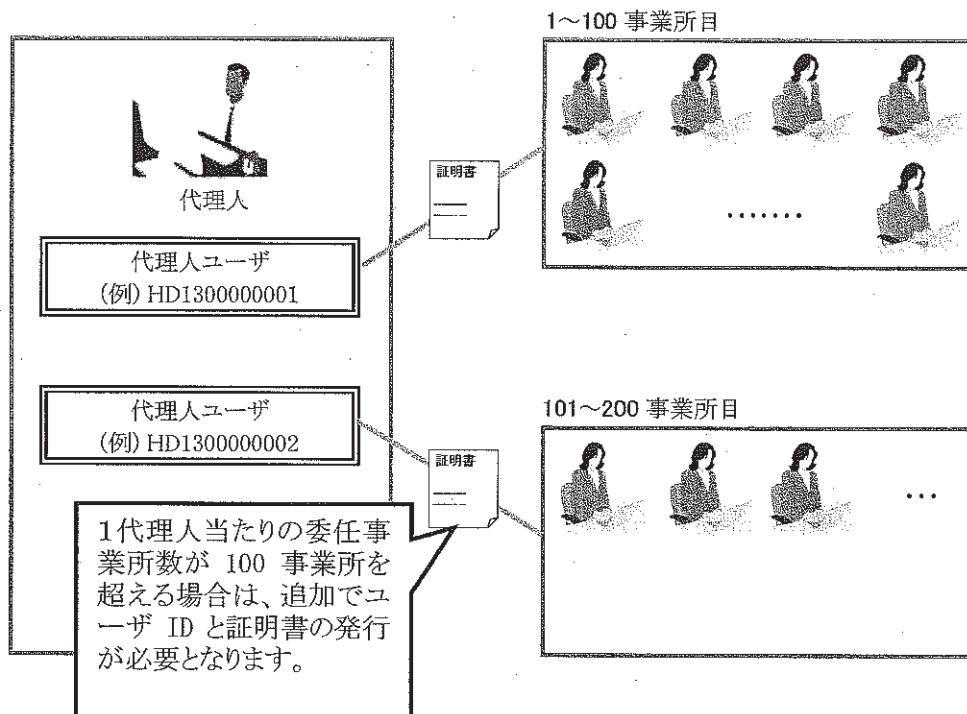
<稼働後>



(3) 1代理人当たりの委任事業所数の制限について

介護電子請求受付システム稼働後の1代理人当たりの委任事業所数は、介護保険と障害者総合支援事業所の合計で100事業所までとなります。1代理人当たりの委任事業所数が100事業所を超える場合、新たに代理人IDを取得し、委任事業所を関連付ける必要があります。

○1代理人当たりの委任事業所数の制限



※ 現時点で委任事業所数が100事業所を超える代理人について、すでに発行済みの電子証明書の有効期間内においてはこの制限が適用されません。有効期間終了後、電子証明書の更新を行う場合は、この制限が適用されるため、委任事業所数に応じた電子証明書の発行が必要になります。

